



令和2年度
グローバルガバナンスにおける中国の戦略とその影響力
～2020年の中国経済政策及び今後の展望

2021年2月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

令和2年度(一財)貿易・産業協力振興財団 助成事業

はじめに

現在、世界は大きな転換期にある。米中貿易摩擦、英国の EU 離脱（BREXIT）などは、そうした世相を代表する一大事である。新型コロナウイルスが世界的に蔓延するに及んで、世界経済は不確定要素が増え、産業チェーンが停滞し、国際貿易投資が萎縮し、衰退リスクが増大している。こうした中で、中国は反保護貿易主義、反一国主義を掲げ、多国間貿易主義、開放型経済を推進するとしている。同時に、中国は公正で客観的なグローバルガバナンス改革を提唱し、2015 年 12 月、アジアインフラ投資銀行（AIIB）を発足させ、さらに、2013 年には世紀のプロジェクトとされる一帯一路構想を提唱し、これらを軌道に乗せつつある。AIIB や一帯一路のいずれにも 100 か国を超える参加支持が表明されていることなどから、中国が、国際経済をはじめとする世界（経済）のバランスオブパワーの変化に深くかかわりつつあることが認められる。この点、例えば、IMF が 2019 年 10 月に発表した「5 年後の世界経済の成長率に対する『国別寄与率番付』の上位 10 傑」（下記表）を見ると、①中国、②インド、③米国、④インドネシア、⑤ロシア、⑥ブラジル、⑦ドイツ、⑧トルコ、⑨日本、⑩エジプトの順となっており、中国が寄与率でトップの座を維持しているのに対し、米国の寄与率が大幅に低下し、インドに第 2 位の座を明け渡していることなどが指摘できる。総じて、G7 に対し、BRICS を中心とする新興諸国の貢献が目立っている。

	IMF 5 年後の世界経済の成長率に対する 『国別寄与率番付』の上位 10 傑		プライスウォーター ハウスクーパーズ (PWC) GDP 順位	世界銀行 GDP 順位
順位	5 年後	2019 年 (3%成長)	30 年後	2018 年
1	中国	中国	中国	米国
2	インド	米国	インド	中国
3	米国	インド	米国	日本
4	インドネシア	インドネシア	インドネシア	ドイツ
5	ロシア	日本	ブラジル	英国
6	ブラジル	ロシア	ロシア	フランス
7	ドイツ	ドイツ	メキシコ	インド
8	トルコ	エジプト	日本	イタリア
9	日本	英国	ドイツ	ブラジル
10	エジプト	フランス	英国	カナダ

世界経済への寄与率に限らず、今後中国は、グローバルガバナンス、国際経済ガバナンスの形成でも確実にその存在感を増すことになると考えられる。この点、30 年後の GDP の順位予測（表）がヒントとなる。そうした中国が国際経済においていかなる経済政策を採用し、グローバルガバナンスにおけるプレゼンスを高めようとするのか。中国の動向が、今後

の国際経済活動、価値観、第4次産業革命下のイノベーション・技術進歩（5G、AI、IoT など）、国際社会をどう変化させるのか。本研究を通じ可能な限り明らかにしていく。また、米中貿易摩擦の長期化が予想される中で、米中の狭間にある日本の重要性は質的・規模的にも一層増すと予想される。中国のさらなる国際経済・政治面での存在感が増す一方で、米国の存在感を維持する政策・行動も顕著になるとみられる。こうしたことから、アジアと世界の政治・経済的安定発展のためには、中・米・日三国の連携が世界の枢要パワーとして浮上してこよう。

そこで、本中国研究会は、中国が国際経済において如何にガバナンスを強化しようとするのか、その政策に対する分析と検討を行い、今後の展望をする。とりわけ、①新型コロナウイルス後の中国のグローバルガバナンス戦略、②中国の対内・対外経済政策の大きな転換の契機となった米中貿易摩擦の影響、③中国の対外戦略において重要な位置づけがなされる“一帯一路”構想の進展状況、④対外経済戦略を推進する上で極めて重要な機能を担う人民元の国際化の問題、⑤以上の経済政策を担保する中国の財政・金融構造の変化と将来展望、⑥今日の中国の外資誘致政策におけるボトルネックともいえる国家免除（裁判権免除）の問題、⑦中国国内経済成長を担う機会の窓（労働人口の減少）の関連する問題、 について焦点を当て転換期にあるとされる中国と世界との新たな関係について研究をすることとした。

具体的には、①転換期にある世界（経済）における中国（経済）のプレゼンスの向上が世界（経済）にどんな影響を及ぼそうとしているのかを研究するとともに、②中国経済・社会の新動向・課題・可能性を明らかにし、かつ、③日中交流と対中理解を促進する手がかりを広く提供することを目的とする。

なお、本報告書は 2020 年度の「グローバルガバナンスにおける中国の戦略とその影響力～2020 年の中国経済政策及び今後の展望」をテーマとした中国研究会事業の報告書として作成されたものである。

同研究会の構成メンバーは、以下のとおりである（執筆順）。

主査	梶田 幸雄	中央大学 法学部 教授
委員	朱 炎	拓殖大学 政経学部 教授
委員	佐野 淳也	株式会社 日本総合研究所 調査部 主任研究員
委員	露口 洋介	帝京大学 経済学部 教授
委員	岡寄 久実子	一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
委員	柴 裕 紅	中国蘭州大学法学院 准教授
委員	高田 智之	ジャーナリスト

要 約

第1章 新型コロナウイルス後の中国のグローバルガバナンス戦略

中央大学 法学部

教授 梶田幸雄

新型コロナウイルス（以下、COVID-19）は、世界に何をもたらし、COVID-19 後に世界は如何なるグローバルガバナンスの構築を目指す必要があるのか。COVID-19 禍中で国際政治は、自国第一主義、一国主義、保護主義、全体主義、大衆迎合といった言葉が飛び交っている。世界経済は不確定要素が増え、産業チェーンが停滞し、国際貿易投資が萎縮し、衰退リスクが増大している。こうした中で、中国の目指すグローバルガバナンス体制とはどのようなものであるのかについて若干の検討をする。中国は、短期的には多国籍企業の中国国内における生産・サプライチェーンを安定させることを図り、中長期的経済政策としては、内需を拡大し、金融業を開放し、国際経済における協調を拡大したい意向である。国際協調の枠組みに関しては、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも参加し、二国間協議から多国間協議への転換を示し始めている。今後、「中国標準 2035」、「2020 年の国家標準化作業の要点」、「グローバルデータ安全イニシアチブ」構想などへの取組みが注目される。

第2章 米中対立が中国経済に与える影響と中国の対応

拓殖大学 政経学部

教授 朱炎

米国のトランプ政権は、中国に対して貿易制裁のみならず、華為など多くの中国企業にも制裁措置を実施した。米国の制裁は中国に様々な影響を及ぼした。投資と金融面にも影響があった。中国の対応策として、政策的には「双循環」を提唱し、国内の巨大市場の優位性を生かし、内需の潜在力を発揮する。また、米国に制限されたハイテク技術とくに半導体の研究開発を加速する。同時に、輸出規制など米国の制裁に対応する法整備も進める。

第3章 数値からみた中国の一带一路構想の実像～「親中」国を増やすために推進～

株式会社 日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野淳也

中国の進める一带一路は、広域経済圏構想と形容されることが多い。しかし、協力覚書に署名した 138 か国の対中関係には大きなばらつきがあり、結びつきの弱い国も多いため、一带一路を広域経済圏構想とみなすことは実態にそぐわない。一带一路の真の目的は、政治的に「親中」の立場をとる国を増やすことと考えられる。一方、米国の対中強硬姿勢は続く可能性が高く、中国包囲網の切り崩しが当面の最重要課題になるのではないかと考えられる。

第4章 双循環、人民元の国際化と日中金融協力

帝京大学 経済学部

教授 露口洋介

2020 年 5 月の共産党中央政治局常務委員会で「双循環」が提起された。これは内需主導の成長モデルへの転換を目指すことを主とするものであり、今後中国への安定した資本流入の重要性が高まってくる。また、人民元の国際化も着実に進展してきており、デジタル人民元の導入も検討されている。これに対し、日本では、金融市場の国際競争力を高める方針が示されている。双循環に対応して日本が中国の資本流入の窓口となること、そのために人民元建ての資金・証券決済インフラを整備することが、人民元の国際化や日本の金融市場の国際競争力向上に貢献すると考えられる。

第5章 中国の金融・財政構造の変化と将来展望

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所

研究主幹 岡寄久実子

中国の金融・財政システムは潤沢な資金提供を通じて、同国の高度経済成長の実現に大きく貢献している。

く貢献してきた。それを可能にしたのは、銀行業金融機関の抜本的な改革と資本市場育成の努力であった。ただし、経済成長速度が鈍化するにつれて、隠れていた金融リスクが顕現化する兆しをみせている。中国政府は金融リスク管理体制の強化と中央・地方政府間の財政予算配分の見直しなどを軸に、経済の中・低成長への安定した移行のための足場固めに注力しているが、その過程で、市場化改革の歩みが遅れているようにみえる面もある。

国民の改革への支持を鈍らせず、民間の力を改革に活かすためには、中国政府が政策に関する発信を強化するとともに、広く意見を聴取し、それを政策に織り込んでいくことが求められよう。また、同国は中長期的に国際金融分野においても発言力を確保することを目指しているが、情報開示の拡大は諸外国や国際機関の理解を得る上でも重要であろう。

第6章 中国のグローバルガバナンス政策と国家免除制度に関する立法検討

中国蘭州大学 准教授

法学博士 柴裕紅

新型コロナウイルス後の中国は、外国企業の対中投資を誘致する必要がある。このときに多くの外国政府、とりわけ先進国と同様の外国投資家の投資に対する保護制度を形成していく必要がある。外国企業の対中投資に関わって紛争が生じ、外国企業が中国政府の民商事責任を国際投資紛争として申し立てた場合にどのように解決されることになるのかは、日本企業をはじめとして多くの外国企業にとっての関心事である。この問題は、中国のグローバルガバナンス形成における諸外国からの信頼度にも影響する問題である。このとき、投資紛争に関わる国家免除という問題がネックになる。中国の国家免除制度の現状を確認したうえで、中国の国家免除制度に対する立法の見通しを提示する。

第7章 中国の定年退職年齢引き上げ問題の背景と課題

ジャーナリスト 高田智之

中国は少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する一方で、平均寿命、健康寿命が延びている。こうした中、生産年齢人口の減少を補うための一方策として、定年退職年齢の引き上

げについて、第 14 次 5 か年計画の提案で、2025 年までに「漸進的」に行うと明記された。だが、定年延長による高齢者の活用だけで、労働力不足を補うには限界がある。若年層中心の生産年齢人口の増加を図りつつ、技術革新による生産性の向上が不可欠だが、合理化が生む余剰労働力をどこで吸収するのかという問題も危惧される。

目次

はじめに 要 約

第1章 新型コロナウイルス後の中国のグローバルガバナンス戦略	1
第1節 はじめに	1
第2節 COVID-19 発生時の中国を取り巻く国際政治・経済・社会の環境.....	2
1. 経済安全保障と民主主義の危機	2
2. ステークホルダー資本主義	3
第3節 COVID-19 の地球社会及び中国への影響	5
1. グローバルバリューチェーンへの打撃	5
2. 市場化、法治化、国際化の推進	6
3. 経済政策の策定：「中国標準 2035」など	7
第4節 中国の目指すグローバルガバナンス	9
1. 国際協調の枠組みの形成	9
2. 二国間協議から多国間協議への転換	11
第5節 まとめ	15
第2章 米中対立が中国経済に与える影響と中国の対応	21
第1節 米中貿易戦争の影響	21
1. 貿易制裁の経緯	21
2. 貿易戦争の影響	22
第2節 米国による中国企業への制裁	24
1. 数百社の中国企業を制裁	24
2. 華為への制裁とその影響	26
3. 華為の対策とその効果	27
第3節 投資・金融面の影響	29
1. 相互間投資は難しくなる	29
2. 米国市場で上場する中国企業を締め出す	30
3. 中国の米国債への投資が減少へ	31
4. 中国が金融制裁に警戒	32
第4節 中国の対応策	32
1. 中国政府の政策方針	32
2. 技術開発の加速	33

3. 制裁措置の応酬.....	36
第5節 まとめと今後の展望.....	40
第3章 数値からみた中国の一带一路構想の実像	
～「親中」国を増やすために推進～	42
はじめに	42
第1節 一带一路の軌跡	42
第2節 数値からみた協力覚書署名 138 か国の対中関係.....	44
1. 広域経済圏構想とみなすのは実態にそぐわず	45
2. 類型化で確認された傾向	46
3. 主な国の対中関係	49
第3節 一带一路は今後どのように展開されるのか.....	53
おわりに	54
参考文献	55
第4章 双循環、人民元の国際化と日中金融協力.....	61
第1節 中国の双循環	61
1. 双循環の提起	61
2. 双循環提起に至る経緯.....	61
3. 双循環の意味	63
第2節 デジタル人民元と人民元国際化.....	64
1. デジタル人民元研究開発の開始	64
2. リブラと人民元の国際化	65
3. デジタル人民元の概要.....	67
第3節 双循環と日本経済.....	68
1. 双循環による内需拡大政策の影響.....	68
2. 日本の国際金融センター機能の向上	69
3. 香港金融市場	70
4. HKMA の具体的な施策	71
5. シンガポール金融市場.....	72
6. 日本金融市場の可能性.....	72
第4節 外貨建て決済インフラの整備.....	73
参考文献	74
第5章 中国の金融・財政構造の変化と将来展望.....	76
第1節 はじめに	76

第2節 中国の金融・財政パワーの現状	78
1. 銀行業金融機関の成長	78
2. 資本市場の発展	79
3. 外貨準備の活用	81
4. 均衡維持重視の財政政策	82
第3節 金融リスクの顕現化と政策対応	83
1. 高い債務率と不良債権	83
2. 社債のデフォルト	84
3. 金融機関の破たん懸念	85
第4節 地方財政再建の試み	86
1. 無理があった中央・地方政府間の予算配分	86
2. 予算法改正と地方政府の財源確保	87
第5節 金融イノベーションの進展と監督のあり方	88
1. インターネット技術の導入	88
2. P2P の爆発的拡大と消滅	88
3. デジタル人民元の実験	89
4. 金融面での「発言権」の確保	90
第6節 まとめ	90
参考文献	93
 第6章 中国のグローバルガバナンス政策と国家免除制度に関する立法検討	94
はじめに	94
第1節 国家免除制度に関する基礎理論	94
第2節 中国国家免除制度における立法現状	95
第3節 中国の国家免除制度の欠陥	96
第4節 中国の国家免除制度に関する対策	97
まとめ	98
参考文献	98
 第7章 中国の定年退職年齢引き上げ問題の背景と課題	99
第1節 背景	99
1. 総人口、生産年齢人口の減少	99
2. 中国の人口高齢化の趨勢	100
3. 平均寿命、健康寿命	101
第2節 中国の定年制度の歴史的沿革	101
1. 定年制度導入期（1950～1958年）	101

2. 停滞期（1966～1978 年）	101
3. 再建期（1978～）	101
第 3 節 中国定年制度の問題点	101
1. 低い法定定年年齢	101
2. 男女定年年齢の不一致	102
3. 弾力性に欠ける制度	102
第 4 節 定年延長のプラス面とマイナス面	102
1. プラス面	102
2. マイナス面	103
第 5 節 弾力的定年制の実施で、退職政策を整備	103
1. 弾力的定年制の実施	103
2. 高齢者の人的資源の開発・利用	104
3. 養老保険基金（年金）制度の整備	104
第 6 節 公的機関から一歩ずつ	105
第 7 節 高齢者の経済活動参加率	106
第 8 節 求められるきめ細かな対策と新たな問題	107
参考文献	108

第1章 新型コロナウイルス後の中国のグローバルガバナンス戦略

中央大学法学部

教授 梶田幸雄

“今度の新型コロナウイルスの流行は、何もかも「お前らの」せいではない。どうしても犯人の名を挙げろというのならば、全て僕たちのせいだ。”

(パオロ・ジョルダーノ) *

第1節 はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）は、世界に何をもたらし、COVID-19後に世界は如何なるグローバルガバナンスの構築を目指す必要があるのか。この中で中国は、如何なる役割を果たそうとし、如何なる存在となるのか。

グローバルガバナンスとは何かについて、故横田洋三博士は、「グローバルガバナンスとは、国連や世界銀行などの国際機関やさまざまな国際的レジーム、有志国家連合、個々の国家などが、開発、環境、人権、感染症、国際テロなどの国境を越えて生じている課題（ 이슈 ）に全地球的に取り組む際の、統治・管理・運営能力のことである」と述べている¹。

ところが、COVID-19 禍中で国際政治は、自国第一主義、一国主義、保護主義、全体主義、大衆迎合といった言葉が飛び交っている。今、世界は市場メカニズムを維持し、さらにグローバルガバナンスを機能させなければならないにもかかわらず、これが崩壊する瀬戸際に立たされているのではないか。本稿では、中国国内で発表されている文献、国外の研究者らの発表文献などをできるだけ公平に評価し、COVID-19 後の中国を取り巻く世界環境の中で、中国は如何なるグローバルガバナンス戦略を採ろうとしているのかを検討する。

このことを検討する上で、第一に、(1)COVID-19 が如何なる国際政治・経済・社会の環境下で生じ、(2)グローバル規模で経済分野を中心に如何なる影響、不都合をもたらしたか、又はもたらす可能性があるかを概観する。また、この環境下で、(3)中国の目指すグローバルガバナンスとはどのようなもので、如何なる政策を講じようとしているのか、(4)現状の不都合（国際政治におけるグローバルガバナンスの危機及び COVID-19 の蔓延）にグローバル社会は如何なるガバナンス体制を構築するのが適当であり、このために如何なる要件が必要であるのかについて若干の検討をしたいと考える。この検討により、日本が今進めて

いるデジタルトランスフォーメーション（DX）を含めて、グローバルレベルで市場メカニズムを推進し、国際社会総体で全地球的問題に取り組む上での方向性に対する示唆も得られるものとする。

第2節 COVID-19 発生時の中国を取り巻く国際政治・経済・社会の環境

1. 経済安全保障と民主主義の危機

COVID-19 が世界的に蔓延するに及んで、1997 年のアジア通貨危機の際と同様に「経済安全保障」が叫ばれるようになった。世界でポピュリズムがなくなることはなく、むしろ拡大を見せ、民主主義の終焉も取り沙汰される²。

COVID-19 の流行前から民主主義の存立が危うくなっているようで、権威主義が大国において蔓延している。民主主義の対立概念にあるのが権威主義である。故原田鋼博士は、“政治の論理が、一面において「権力の論理」であるかぎり、……何人も支配されるよりは、支配することに本能的な関心を寄せる。”という³。さらに、権威主義から集権主義へという転換も中国において見られる。

「中国モデル」ということが言われる。「中国モデル」とは、2008 年に米国から始まった金融危機に対して、中国は大きな影響を受けることなく、その後も GDP は年平均 9%以上の成長率を維持した中国を自画自賛する言い振りである。「中国モデル」を支持する者は、(1)一党執政、(2)共産党による各政府部門、省・市・区指導者と全国人民代表大会委員の事実上の決定、(3)国有制、(4)無限大の権力を有する政府、という中国の政治制度が資本主義国の政治制度よりも優れているからであると主張している。中国でこのような中国優位論者の発言力が増している側面がある。

かかる現状、中国の威力拡大に抵抗しようとするのが、例えば、米国のファーウェイ（華為）への輸出規制問題であろうか。米商務省は、2020 年 5 月に対中輸出規制強化を発表した⁴。「中国製造 2025」及び中国で進展する第 4 次産業革命⁵への対抗のためである。「中国製造 2025」は、建国 100 年を迎える 2049 年までに次世代情報技術や新エネルギー車など 10 の重点分野と 23 の品目について中国を世界の製造強国の先頭グループ入りさせるという長期戦略である⁶。例えば、産業用ロボットでは「自主ブランドの市場占有率」を 2025 年に 70%にするとしている。また、次世代通信規格「5G」のカギを握る移動通信システム設備では 2025 年に中国市場で 80%、世界市場で 40%にするという高い目標を掲げている。

また、第4次産業革命は、(1)IoT 及びビッグデータ、(2) AI やロボット、(3)フィンテックを中心とした技術革新をもって、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルを改善しようとするものである。この中国の対外産業政策に対抗しようとして、米国が対抗措置を講じているのは、言うまでもなく、米国のプレゼンスが国際政治経済や軍事の面でも縮小し、一方で中国が“一帯一路”構想を進めることなどにより、世界の大国間のパワーバランスに変化が生じているからである⁷。

ジョセフ・ナイ氏（ハーバード大学特別功労教授、元同大学ケネディスクール学長）は、1990年に著作『不滅の大国アメリカ』（原題 *Bound to lead*）を発表した。そしてその中でソフトパワー（soft power）という概念を提示した。ソフトパワーとは、国家間の関係において政治力や文化的影響力などが発揮する国力を指す。これに対立する概念は、ハードパワー（hard power）であるが、これは軍事力や経済力などが発揮する国力を指す。ナイ氏が、ソフトパワーという概念を提唱したのは、冷戦終結後に勃興した米国衰退論に反論しようとするものであった。その後、ナイ氏は、2004年に『ソフトパワー』と題した著作で、ソフトパワーは、強制力よりも信頼や共感を重視するところ、米国はソフトパワーの観点でも世界有数の国力を持つため、冷戦後の国際社会でも指導的立場を維持できると主張した。

しかし、現時点で米国にかかるパワーはなくなりつつあるのではないか。トランプ氏が、民主主義を内から崩壊させた米国第一主義という保護主義政策を採ったからである。また、世界に求められるパワーのあり方も変わりつつあるのではないだろうか。さらに後述するが、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）は、これからの世界経済の発展を西側諸国ではなく、東アジアが牽引するという東アジア・モデルを形成する可能性がある。

2. ステークホルダー資本主義

パワー・ポリティックス（ソフトパワーも含めて）に大きな価値を見出すこと、国内総生産（GDP）至上主義、経済成長至上主義への反省が示され、その変化を如実に表すことになったのが2020年1月の世界経済フォーラム（WEF）の年次総会「ダボス会議」であろう。同会議において新たなダボス・マニフェストが提唱された⁸。これは、民間企業は単なる営利団体ではなくむしろ社会の受託者（社会的存在）であるという考え方に基づいた「ステークホルダー資本主義」の促進を目指すというものである。このマニフェストが提唱された背景には、社会における格差の拡大、所得格差の拡大、環境破壊、地球の温暖化など、企業

の株主至上主義がもたらした問題に目を逸らすことなく、企業は責任を持った行動をせよ、これにより持続可能な発展を目指そうと提唱するものである⁹。

このような動きは、従来方式のグローバル化の弊害が拡大していることによる。

ブランコ・ミラノビッチ氏（ニューヨーク市立大学客員教授）は、第 1 次グローバル化で、欧州先進国は飛躍的に豊かになったが、一方には飛躍的な技術の進歩、他方には搾取があり、一方には恩恵にあずかった多くの人々の所得拡大、他方には恩恵にあずかれなかった人々の悲惨な貧困や社会からの排除があるという指摘をしている¹⁰。

このような弊害があることは、当然ながら以前から指摘されていたところである。エイミー・チュア氏（米エール大学教授）は、世界経済の中で市場経済と民主主義を提唱することは、ときには富の独裁者と極端な貧困層を作り出し、これに対して民族紛争が生じることを深刻に受け止めるべきであるという指摘をしている¹¹。また、リチャード・ウィルキンソン氏（米国の公衆衛生学者）は、一国における 1 人当たり GDP 所得格差が大きい国ほど問題発生率が高くなり、社会に悪影響を及ぼすと指摘している¹²。ここで、問題発生率とは、平均寿命、子供の学力、乳児死亡率、殺人発生率、囚人の割合、10 代の出産率、人を信用できる率、肥満率、薬物・アルコール依存症、精神疾患の率などで計られるものである。中国では、GDP 主義により道德意識＝モラルが低下ないしは崩壊しているという論文が見られる。鄭永年氏は、過度に GDP を追求したために、負の社会的効果が発生しているという¹³。負の社会的効果とは、所得格差、社会の文化、労働者の権利剥奪、環境悪化などであるが、これだけでなく、さらに道德の崩壊があると指摘している。

貧困国や発展途上国は、社会システムが脆弱かつ不平等であるので、食糧や医療品の供給など広範な国際取引関係において容易に腐敗を生じさせる¹⁴。

COVID-19 による経済停滞などは、国際・国内的経済格差をさらに拡大し、腐敗を助長することになると強く懸念される¹⁵。世界経済・社会が、COVID-19 の蔓延から、又は COVID-19 に乗じたかたちで行われる贈収賄など腐敗行為によって損なわれてはならない。

フランスで 2019 年 5 月に「企業の成長・変革のための行動計画（PACTE）法」が施行された。同法は、企業に環境や社会への配慮とともに従業員に対する利益配分など社会的責任を求めるものである。ダボス会議の内容を先取りするものであったのであろうか。なお、中国会社法は、さらに早く 2013 年の改正法でその第 5 条に会社は社会的責任を果たさなければならないと規定している。

以上のような国際環境下で COVID-19 が発生した。COVID-19 は、グローバル化の弊害

を顕著にした。COVID-19 は、グローバル規模で経済分野を中心に如何なる影響、不都合をもたらしたか、又はもたらす可能性があるだろうか。以下、この点について概観する。

第3節 COVID-19 の地球社会及び中国への影響

1. グローバルバリューチェーンへの打撃

COVID-19 は、世界的規模での相互依存関係がいよいよ密接になっている今日、人や物資の移動を止めることは経済活動等に深刻な影響を及ぼすことを世界に改めて強く認識させることになった。

世界の経済活動という側面においては、グローバルバリューチェーン（以下、GVC）がCOVID-19 の影響を大きく受けた。

COVID-19 のパンデミックは、GVC にこれまでにない課題をもたらし、原材料、中間投入物、最終製品の供給を妨げている。世界中の政府は、中国、ヨーロッパ、米国などの主要なGVCネットワークハブを襲った大発生を阻止するための対策に翻弄された。工場の閉鎖、輸送の混乱、及び必須物資供給に対する懸念の高まりは、企業のグローバル経営に直接的影響を及ぼしている。多国籍企業の経済活動は、生産量では世界の22%を占める。自動車、電気機器、化学薬品、電子機器などのGVCに深く関与しているセクターでは、総貿易の約70%を占めている。COVID-19により2020年の対外直接投資（FDI）は、30%～40%減少すると予測される¹⁶。世界貿易機関（WTO）は、2020年10月6日に2020-2021年の貿易成長予測を発表した。これによると、2020年通年では4月に発表した悲観シナリオの最大31.9%減は回避できるものの、9.2%減になるという。2021年の見通しについては、5～20%増と予測するが、新型コロナ拡大がなお存在し、経済成長の鈍化、貿易制限措置の拡大などによって、貿易の増加は予測を下回る可能性があると指摘している¹⁷。

では、中国はどうであるのか。COVID-19の発生により、はじめは中国国内における生産が停滞し、中国製品の輸出が打撃を受けた。その後、COVID-19が世界に蔓延するに至り、世界的なGVCがさらに混乱し、中国への依存度が過度に高かったとの反省から生産拠点を海外に移す企業が増えている。

商務部が、2020年6月15日に発表した「中国対外貿易形勢（2020年春）」¹⁸は、対外貿易は不確定要素が増え、産業チェーンが停滞し、国際貿易投資が萎縮し、世界経済の衰退リスクが増大していると分析している。中国国内でも、中小企業が困難に陥り、就業の確保が

難しくなっている。このため、商務部は、感染症予防と対外貿易発展を共に掌握しつつ推進することが必要であり、そこで、対外貿易に関しては、①国際貿易市場の配置、②国内の貿易製品生産配置、③対外貿易製品の構造、④経営主体の構造、⑤貿易方式、の“5つの最適化”と対外貿易の変革と質の向上のための①インフラ建設、②貿易プラットフォーム建設、③国際マーケティング・ネットワーク建設の“3つの建設”を進めるとしている。この商務部の問題意識に対する回答ということではないが、リチャード・ボールドウィン氏（ジュネーブ国際高等問題研究所教授）は、国際貿易の現状とこれからの発展趨勢について、以下のように述べている。

“中国が世界の製造に占める割合は 90 年代以降に急拡大した。スマホなど最終製品だけでなく、他国メーカーの製品に組み込まれる部品などの製造によるところが大きい。15 年時点では、どの主要国でも工業生産高の 3.6%以上を中国で製造された部品などが占めるという。日本と韓国の製造業の場合、この比率はそれぞれ 6%と 16%に達する。日本の製造業の中国依存度が 4.2 ポイント上昇したことを表す。コロナ危機でも国際貿易や製造拠点の国際展開の多くは、そう長く影響を受けないだろう。グローバル化に及ぼす影響は、多くの点で一時的だと考えられる。ただし、明らかに例外となる点が 2 つある。一つはサービス貿易だ。リモートワークの実験が全世界に広がったことは、サービス貿易の拡大に弾みをつける。必要な機材、訓練、組織編成への大規模な投資がなされ、企業はリモートワークを通じてどのようにサービスを創出し提供するかを学んだ。これらの投資はコロナ禍が過ぎても確実に残る。今後高所得国の企業にとって、他国で働く低賃金の専門職の雇用が容易になるだろう。コロナ後の世界では、グローバル化はサービス貿易の拡大という方向に進むと考えられる。もう一つは医療安全保障に不可欠な医療関連用品、医薬品、その成分の生産で、世界の生産と貿易パターンはおそらく恒久的に変化するだろう。とはいえ、これらの産業の規模は小さい。”¹⁹

以上のとおりの現状及び分析に対して、中国はどのような戦略をとるのだろうか。

2. 市場化、法治化、国際化の推進

中国は、世界で主要な経済大国である。国際通貨基金 (IMF) の予測によると、中国の GDP は購買力平価で 2020 年に米国の 40%を超える²⁰。世界は中国を切り離すことはできず、世界経済が中国を切り離そうとするならば、その代価は大きいということは、中国も十分に認識しているところである。

こうした中で、習近平国家主席は、2020 年 7 月 21 日に北京で企業家座談会を開催し、重要談話を発表した。この内容は、以下のとおりである。

“市場化、法治化、国際化されたビジネス環境を構築する。民法典及び関連法規をしっかりと執行し、法に基づいて、国有企業、民営企業、及び外資企業の財産権と自主経営権を等しく保護し、さまざまな市場主体による公正な競争のための法環境を整備する。法に基づき企業家の適法な権利と利益を保護し、財産権と知的財産権の保護を強化し、長期・安定的発展環境を形成し、イノベーションを促し、失敗にも寛容であり、企業家の創業を促す雰囲気を作り出す。行政改革と地方分権を推進し、全面的に市場参入に関するネガティブリスト制度を実施し、企業の市場における協力と競争を支援する。外商投資法を実施し、市場をさらに開放し、貿易と投資の利便性を高める。中国に登録された企業は平等に扱い、公平な競争環境が整備する。”²¹

この重要談話の内容は、後述する環太平洋パートナーシップ協定（CPTTP）への加盟条件として求められる事項と共通するものであり、これへの対応を促そうとするものとも考えられる。これに対して、当面の具体的政策として、次のことが考えられる。

吉林大学の李曉教授と陳煜研究員は、今日、中国の経済政策の目標と重点が、重大な調整が迫られていると述べ、以下の問題を指摘している。現時点の最大の関心事は、第一に、経済成長、第二に、就業を確保することである。これまでは経済成長至上主義であったが、これを安定成長に置き換える必要性がさらに増したということが考えられる。国有企業を偏重する傾向が強かった政策であるが、これを中小企業、民営企業の支援策に切り替えることができるか否かが問題となる²²。この問題意識は、商務部の「対外貿易形勢（2020 春）」と同様である。では、これに対する短期及び中長期の経済政策はどうであるのだろうか。

3. 経済政策の策定：「中国標準 2035」など

(1) 短期的経済政策

短期的経済政策としては、多国籍企業の中国国内における生産・サプライチェーンを安定させることであろう。この点に関しては、以下の企業の動向から功を奏していると言えそうである。

トヨタ自動車は、2020 年 2 月上旬に日本人幹部を一斉に中国に戻し、COVID-19 感染対策を採りながら、生産を再開させた。中国汽車工業協会によれば、2020 年 1-11 月の乗用車

の生産は 1,765.1 万台、販売台数は 1,779.3 万と各々前年同期比 8.1%、7.6%の減少であったが、SUV の下げ幅は少なく、高級車の販売は大幅に増えており、電気自動車（EV）など新エネルギー車の新車販売台数は対前年同期比成長に転じている²³。トヨタは、カローラやレビン、LEXUS ブランドなどの販売が好調で、2020 年 10 月は前年同月比約 133%増であった²⁴。また、ファーウェイ・テクノロジーは、米国が中国の通信機器メーカーに対する貿易規制を強化した対策として、2019 年に日本のサプライヤーから約 1.1 兆円（103 億ドル）相当の部品などを購入し、前年に比べその調達額は 50%以上増加したと述べている²⁵。

(2) 中長期的経済政策

では、中長期的経済政策はどうか。中長期的経済政策としては、内需を拡大し、金融業を開放し、国際経済における協調を拡大することである。とりわけ中国の経済成長における消費の果たす役割が大きくなっている。今では消費が GDP 成長率に対して最終消費支出の寄与率が 70%超を占めるまでになっている。金融業の開放については、外資を導入し、この外資を中国に根付かせるために必要なことである。

さらに、「中国標準 2035」が注目される。これは、次の 10 年を定義するグローバルテクノロジー分野として人工知能（AI）、通信ネットワーク、及びデータ循環をカバーする 2025 年以降の 10 年間の青写真である²⁶。この計画の実現を担うものとして中国主導で国際規格作りをしようという動きがある。2020 年 3 月、中国国家標準化管理局は「2020 年の国家標準化作業の要点」という文書を発表した。この文書は、2020 年における中国の国家標準化の重要課題として、(1)トップレベルの設計の強化と標準化作業の戦略的位置付けの改善、(2)標準化改革の深化と標準化作業の戦略的位置付けの改善、(3)標準システムの構築の強化とリーダーシップの向上、(4)高品質を開発する能力、(5)国際標準のガバナンスへの参加、(6)標準の国際化レベルの向上、(7)科学的管理の強化、(8)標準ガバナンスのエネルギー効率の向上など、117 項目を挙げている。国際規格をリードすることは、経済面で非常に大きな競争優位を有することになる。

この戦略の一環と言ってもいいのかもしれないが、中国は、通信などの国際規格を定める国際機関の国際電気通信連合（ITU）など多くの国際機関において、世界標準に関する提案を積極的に行っている。業界団体の調べによると有線通信の規格にまつわる技術文書の 2019 年の提出件数は、中国が 830 と全体の 33%にのぼりトップを占めた。2 位から 4 位ま

での韓国、米国、日本の合計提出件数よりも多い²⁷。“一帯一路”構想は、中国が国際規格を広げ、影響力を強める手立てとなることであろう²⁸。

中国は、世界のハイテク市場で一段と存在感を高めている。日本経済新聞社がまとめた2019年「主要商品・サービスシェア調査」で、中国は電子部材など前年より2品目多い12品目でトップシェアを獲得した。日本を逆転し、国・地域別で2位になった。調査対象は74品目であるが、このうち中国勢は、スマートフォン向けの中小型液晶パネルと電気自動車などにも使うリチウムイオン電池向け絶縁体で、いずれも日本企業から首位を奪った²⁹。中国政府は2020年9月8日、データの取り扱いを巡る世界基準づくりを各国に呼びかける「グローバルデータ安全イニシアチブ」構想を発表した。この構想では、データの安全を客観的かつ証拠に基づいた手法で管理することを求めている。データを扱うIT（情報技術）機器の世界的なサプライチェーンを維持し、情報を抜き取るバックドア（裏口）の設置や不法なデータ取得を許さないことも盛り込んだ³⁰。

では、かかる政策を実行しながら、中国は、どのようなグローバルガバナンスを目指すのだろうか。以下、この点について検討したい。

第4節 中国の目指すグローバルガバナンス

1. 国際協調の枠組みの形成

発展途上国は、すでに世界の成長の50%以上と世界の投資の40%を担っている。世界の投資成長への貢献は70%以上である。当該分野における中国の貢献は、米国の貢献の1.5倍にもなっている。世界銀行の将来の経済的多極性のベースラインモデリングでは、中国はその経済成長の鈍化にもかかわらず、2025年までに世界の成長の約3分の1を他のどの経済よりもはるかに大きく貢献すると考えられている。世界経済はもはや米国の消費者に依存するのではなく、新興国における投資の成長に依存している³¹。

自国第一主義、一国主義、保護主義といった傾向が強まっているように感じられる中で、中国は国際舞台において自由化を主張し、グローバリゼーションを推進するリーダーのような役割を演じている。これを端的に示すのが、習近平国家主席の2017年ダボスで開催された世界経済フォーラムでの発言であった。すなわち、経済のグローバル化、世界経済に対する考えを述べるとして、保護主義に反対し、中国は門戸を開き、これを閉じることはないと言ったことである。

このとき、“一帯一路”構想は、重要な戦略であり続ける。“一帯一路”構想に期待をする国の存在もある。例えば、ギリシャなどがそうであろうか。中国の国有海運会社 COSCO は、2010 年からピレウス港に投資し、管理をしている。中国の国有の国家电网公司（Grid Corporation）は、2017 年にギリシャの国家送電事業者 ADMIE の株式の 24%を取得し、クレタ島とギリシャ大陸との間の高圧水中リンクの建設に関与している。中国銀行と中国工商銀行は、水中リンクの建設のために、2018 年に ADMIE と 2 億ユーロの融資契約を締結した³²。

それでもジャック・アタリ氏（仏経済学者）は、「米国と中国は 21 世紀には非常に大国となるであろうが、どちらも世界の支配者にはならない。中国は、パンデミックの始まりについて、世界に嘘をつく前に、国内でうそをつくことを強いた独裁政権に苦しんでいる。統治エリートが、批判に耐えることができないならば、真に超大国となれる国はないことは、歴史が示しているとおりでである。世界の真の主人は自然かも知れない。人類が生き残りたいのであれば、その未来はその運命の独自性と利他主義であることを認識しなければならない。」と述べている³³。

このような批判があることは中国も認識していることであり、こうしたことに対して、人民日報は、「新型肺炎の対策はグローバルガバナンスの検証でもある」と題する記事において、以下のことを述べている。

“感染拡大によって一国のガバナンスのシステムと能力が大きく試されるだけでなく、グローバルガバナンスのシステムと能力も検証される。近年発生した数件の国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態は、例外なしに各国が協力精神を発揚して、共同で対策を取ることを必要とした。今回の新型肺炎の感染状況は、グローバル化の時代において、一国主義と保護主義は世界の利益にかなわず、自国のみを顧みて他国を顧みないやり方では自らを完全を守ることはできないのであり、ただ団結・協力し、肩を並べて前進することこそが、最大限に各者の利益、共通利益を守ることのできる正しい選択であることを、改めて人々に示した。”³⁴

国際協調の枠組みを形成する必要があるという主張は、真つ当なことであろう（ただ、世界保健機関（WHO）が COVID-19 の発生源調査のための正式な調査団を 2021 年 1 月に中国に派遣しようとしたところ、中国がこの調査団の現地入りに許可をすみやかに与えず、遅れが生じ、必ずしも円滑な調査が行われていないということが生じている。中国共産党や政

府の対外的な発言と実際の行動に乖離があるようにも見える。))。

蘇長和・復旦大学国際関係与公共事務学院院長・教授は、“西側の政治システムにおいて政府は、情報公開、透明性、応対、責任、信任、過ちの訂正、執行などのガバナンス能力を備えることが求められるが、今般の COVID-19 に対するガバナンスで西側はこの能力を喪失している”ことが明らかになったと指摘している。ただし、蘇教授は、“対抗する政治体制間で相互に否定し合うならば、国際協力が破壊される”³⁵と言い政治体制を超えた国際協力の必要性を述べている。また、林毅夫・北京大学国家発展研究院名誉院長は、“人道主義の精神に立ち、他国の人々の健康及び生命に危害が及ばないように各国が尽力しなければならない”³⁶と言う。蘇教授及び林教授の国際協力の呼びかけが中国政府内で尊重され、中国政府により履行されることが求められる。

では、どのような対外戦略が考えられるのか。このとき、中国は、自国の経済成長、世界経済への貢献度の向上ということに関して、厳しいハードルがあることを認識する。すなわち、第一に、(1)急激な高齢化社会への突入である。高度成長期に享受してきた“機会の窓”が機能しなくなり始めていることがある。第二に、(2)中所得の罫に陥る危険性である。このようなリスクを認識して、「中国製造 2025」、「中国標準 2035」という戦略が出てきているところである。以下、このような環境の中で、中国の目指すグローバルガバナンスの方向性について検討する。

2. 二国間協議から多国間協議への転換

中国社会科学院世界経済与政治研究所全球治理(グローバルガバナンス)研究系列(GGP)は、COVID-19 はグローバルガバナンスが部分的に失調していると分析し、今後の 5 大変革の方向性を予測している³⁷。その主な内容は、以下のとおりである。

(1) グローバリゼーションの形と内容が変わる。

COVID-19 の流行後、一部の産業のグローバル化が逆転し、産業チェーンが縮小し、一か国に集中する(あらゆる製品の生産を自国で完結させようとする)可能性がある。

(2) 非伝統的な安全保障分野におけるグローバルガバナンスが注目を集める。

従来の安全保障分野には、軍事、政治、外交の分野が含まれ、非伝統的な安全保障分野には、経済、生態環境、情報、資源、テロリズム、病気の蔓延、国境を越えた犯罪が含まれる。

- (3) 世界保健機関（WHO）などの専門機関の役割が強化される。

（ただし、筆者は、中国がこれらの機関でヘゲモニーを握ろうとするならば、それは間違いではないかと思う。）

- (4) さまざまな分野におけるグローバルガバナンス組織の調整と協力が強化される。

COVID-19 は、WHO と WTO の間の協力と協力の必要性も示している。例えば、医薬品の世界的な供給には、製品基準、関税、ロジスティクス、及びその他の問題が含まれ、これらはすべて WTO ガバナンスの範囲内にある。これには、2つの組織が密接に協力して共同で統治することが必要である。ここで、強調する必要があるのは G20 の役割である。2020 年 3 月の G20 新型コロナウイルスに関する特別サミットは大きな役割を果たした。G20 は加盟国と国連、世界銀行、IMF、WHO、WTO などをつなぎ、すべての組織が協力して新型コロナウイルスの流行に共同で対応するための対策を提案することを要求する（前述したとおり、WHO の COVID-19 発生源調査団の受入れが円滑に行われなかったという点で矛盾がある。）。

- (5) 主要国間の関係は、グローバルガバナンスの不確実性を高める。

権力関係には、中国と米国、中国と EU、中国とロシアの関係などが含まれる。その中で、中米関係は、今日の世界で最も重要な二国間関係である。

2015 年 10 月の人民日報は「グローバルガバナンスの構造とその体制」学習会が開催されたことを報道し、この中で、中国は共産党革命百周年の 2049 年までに世界経済・軍事・政治のリーダーの地位をアメリカから奪取することが中国の夢であると言っている。そうであれば、中国は、世界における信用を得るような努力が求められる。当然ながら感染防止対策面での国際協調を図らなければならないし、経済分野においては投資環境をさらに改善する必要がある。米中関係の改善が図れるかは、両国のみならず世界の関心事となる³⁸。

では、どのような改善方式があるのか。中国のこれまでのグローバル化戦略（中国式グローバル化戦略）は、WTO や環太平洋パートナーシップ（TPP）のような多国間協議による共通システム（多国間ルール）を形成するのではなく、二国間協議による協力関係（伙伴关系）の形成が中心であった³⁹。“一帯一路”構想も一つの経済圏共通の協定を作ろうとはせずに、基本的には二国間取決めに基づくものである。この場合、中国のバーゲニングパワーがものを言うが、この方式には投資受入国からの反発が生じることがあり、限界がある。そうであれば、国際協調を進めることにより、改善を模索するしかない。功利主義による対外援助をしているとすれば、改めなければならないだろう。

この点に関しては、ここに来て若干の変化が見られる。

例えば、中国は、中日韓貿易区の建設推進、環太平洋パートナーシップ協定（CPTTP）への積極的加入などを考えていることである。CPTTP に直ちに加盟できるかという点、なお加盟条件に関して整備しなければならないことがあり、容易ではない。しかし、米国が離脱したことにより、加盟しやすくなったと言えそうである。中国は、加盟に向けて、(1)市場化の推進として、①国有企業改革、民営企業の市場参入支援のための融資規制の緩和、③地方保護主義の排除、④行政許認可制度改革、透明度の向上など、(2)CPTTP の要求する労働者、環境、知的財産権の保護、(3)貿易・投資の一層の自由化（開放）などを進めようとしている⁴⁰。これらは、いずれも上述した習近平国家主席の北京における企業家座談会における重要講話と重なるものである。

さらに、2020 年 11 月 15 日に協定が調印された東アジア地域包括的経済連携（RCEP）がある。RCEP の交渉参加国は、ASEAN10 か国＋6 か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）は、世界人口の約半分、世界の GDP 及び貿易総額の約 3 割を占める。

イアン・ハッチンソン氏（US-China Business Council 編集委員）は、次のような趣旨のことを述べている⁴¹。

“相対的地理的近さ、低関税、共通の原産地規則の組み合わせにより、地域経済がさらに緊密に結びつく可能性がある。共通のルールにより、地域のサプライチェーンの構築がより安く、より安定する可能性がある。この結果、当該地域の貿易は、10 年間で 4,000 億ドルを超え、一方で米国を含む非 RCEP 諸国間での貿易を約 400 億ドル削減する。RCEP は、中国の生産性を高め、非 RCEP 市場での競争力を高める触媒となる。米国と中国のデカップリングと RCEP の活用は、両国をさらに分断させる可能性がある。マイケル・プラマー氏（ジョンズ・ホプキンス大学教授）は、「RCEP が実施されれば、地域における中国の真の利益を高めることになるだろう。」と述べている。米国が、TPP をリードする可能性があったところ、これから離脱し、中国が米国に代わって指導的役割を担うようになった。RCEP を通じて、アジア太平洋経済の将来は、米国の役割を減少させる。RCEP がこの地域にとってプラスになるかどうかは議論の余地があるが、疑いもなく、中国にとっては恩恵であり、米国への打撃である。”

RCEP が調印されたことは、加盟国間で効率的なサプライチェーンの構築、生産配分、産業立地戦略の形成に寄与し、当該地域産業の国際競争力を強化することになる。参加各国の GDP を引き上げる効果がある。RCEP は主に関税引き下げであるが、投資の促進にも寄与

する。中国が世界のデジタル・トランスフォーメーションを牽引している。RCEP の調印により、科学技術、フィンテック・金融、医療、環境保護、観光など各方面で、協力をしやすくなり、参加国全体でさらなる進展が期待できる。デジタル市場の国際ルール形成にも有利であろう。さらに、RCEP は、日本にとって中韓両国との初の自由貿易協定 (FTA) になる。日本から中国に輸出される工業品は協定発効時に無税とするものも含め、20 年程度かけ 86% の品目で関税がなくなる。日本にとって中国は最大の貿易パートナーである。中国が日本から輸入する機械電子製品、化工、運輸設備は、中国が日本から輸入する総額の 60% 程度を占めている。また、中国の労働集約型製品の日本に占めるシェアは非常に大きく、例えば、繊維品及び原料、靴、傘などの軽工業品の日本市場で占めるシェアも 60% 程度である⁴²。日本の貿易総額のうち RCEP 参加国との取引が約 5 割を占めている。

今後は、さらに科学技術、財政金融、医療、環境、観光などの分野で、貿易・投資分野での協力関係が強まることが期待される。日本はインフラを中心とした対外投資を増やすことを企図している。この場合のマーケットは、新興国及び発展途上国となる。この点においても、日中の補完の余地、潜在力は大きい。

世界貿易機関 (WTO) 事務局長のロベルト・アゼベド氏は、2020 年 5 月、2 回目の任期が満了する 1 年前に辞任した。アゼベド氏の辞任は、国際貿易システムにおける機能不全の高まりを示すものであった。中国との貿易紛争に関して、トランプ氏の認識が間違っていたことは WTO の紛争処理結果から明らかである。2002 年から 2018 年の 16 年間に米国は、WTO で中国の慣行に対する異議申立を 23 件行った。このうち 20 件で米国の主張が認められ (うち 9 件は、最終判断を待たずに和解)、3 件が係争中である。一方中国側からの申立て件数は 15 件で、中国の主張が認容されたのは 4 件で、6 件が係争中である⁴³。それにもかかわらず、米国は、WTO 上級委員会の判決に対する不満を主張している。WTO は、自由市場競争と中国の国家資本主義との間の非互換性に悩んでいるのかも知れない。米国 (トランプ政権) の方が、むしろ自国のバーゲニングパワーをもって一方の国を服させようとする二国間主義に陥ろうとしていたように見える。

アジア開発銀行 (ADB) がアジア新興国の新型コロナウイルス対策支援で、中国が主導するアジアインフラ投資銀行 (AIIB) との協調融資に踏み切ったことが報道された⁴⁴。ADB は加盟国・地域の COVID-19 対策を支援するため、AIIB とはバングラデシュ、カザフスタン、タイなど向けに計 11 件で ADB が 80 億ドル超、AIIB は約 45 億ドルの協調融資をしたということである。このような協働が増えることが望ましいのであろう。

第5節 まとめ

これからの世界は、グローバル化の終焉に向かうのだろうか。グローバル化は、市場メカニズムによってもたらされるものであり、この市場メカニズムが機能することによって、各種の経営資源が適正・効率的に配置され、世界経済を成長させることになる、長期的には世界に存在する経済格差、所得格差を減少させることになるはずである⁴⁵。このために、あらゆる側面で国際化が進展することにもなって生じる問題に対しては、グローバルなネットワークで対処しなければならない。世界的規模での相互依存関係がいよいよ密接になっている今日、人や物資の移動を止めることは経済活動等に深刻な影響を及ぼすことを世界は改めて強く認識した。こうしたとき、国民国家制度を維持し、諸国が自国利益第一という考え方を維持しようとする向きが一部に見られるが、こうした動きを回避する必要がある。今日の中国は、国際的なサプライチェーンの要になっている。協力体制の質量両面に亘って、関係諸国間に「温度差」が生じる事態を避け、全地球的規模での早急な連帯を図ることが各国リーダーに求められる。

人類は、地球という一家において共にパンを食べる存在である。新型コロナウイルスが誰の責任であるかと問うのであれば、家族全員（人類）の責任である。個人（一国）の利益や主張のみをするのではなく、家族として共同犠牲を払う意識が必要である。共同犠牲を払うことによって、はじめて共同利益が得られる。偏狭な国家主義に陥らずに、「人類主義」（人本主義＝以民為本）の視点から、国際的な協力体制を築き、正義・公平を実現しなければならない。

ユヴァル・ノア・ハラリ氏（イスラエルの歴史学者・哲学者）は、次のように述べている。

“多くの人々が COVID-19 の流行をグローバリゼーションのせいにし、そのような発生を防ぐ唯一の方法は世界を非グローバル化することだと言う。壁を作り、旅行を制限し、貿易を減らすことであると。しかし、これは短期的には必要であるとしても長期的な孤立主義は感染症に対する真の対策ではなく、経済の崩壊を招くだけである。真に必要なことは協働である。”⁴⁶

また、同氏は、以下のようにも述べる。

“私たちが、これがどう終わるかを選ぶのです。もし間違った選択をすれば、もし国家

主義的な孤立を選び、もし独裁者を選び、もし科学を信用せずに陰謀論を信じる選択をすれば、その結果は歴史の中で際立つ大惨事となるでしょう。”⁴⁷

地球社会には経済成長を優先する以前に持続可能な開発目標（SDGs）を優先し、一国主義に陥らずに協働することが求められ、企業には社会的責任を果たすことが求められる。

最後に日本は、どうすべきか。この点についてリチャード・マクレガー氏は、中国は、世界の大国として追い抜かれるというアメリカの不安について理解するのであれば、日本に目を向けるのがいいという⁴⁸。なぜならば、日本はこれまでにアメリカの圧力への対処方法を学んできたからである。アメリカへの対処法を中国に指南するということは別にして、日本経済の持続的成長、経済のグローバル化を推進するという点に関して、中国との協働が必要である。日中協働による如何なるグローバルガバナンスのあり方が考えられるか。

経済産業省と中国国家発展改革委員会などは 2020 年 12 月 20 日に開く国際会議「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」において、二酸化炭素（CO₂）を再利用するカーボンリサイクルで連携することに関する覚書を交わした⁴⁹。RCEP は、中国が世界のデジタル・トランスフォーメーションを牽引しているところ、科学技術、フィンテック・金融、医療、環境保護、観光など各方面で、協力をしやすくなり、参加国全体でさらなる進展が期待できる。デジタル市場の国際ルール形成にも有利であろう。さらにアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現にも寄与することになる。これまでは西側先進国が世界経済を主導してきたといわれるが、これが変わる。東南アジア経済成長モデルが、これからの世界経済を牽引することになる。今後、日本は、デジタル・トランスフォーメーション戦略と多国間協力の可能性に関して、中国をはじめとする関係国と協議をし、主体的にデジタル市場の形成、企業のビジネスチャンスの獲得、デジタル貿易の新ルール形成を図ることが肝要である。

グローバルガバナンスでも二国間の協働を考えても、重要であることは、国民ないしは一般市民の理解が得られることである。そうであれば、これからのグローバルガバナンスのあり方は、市民参加型により形成される必要があるだろう。例えば、日中児童の友好交流後援会の活動などが好例であるかも知れない。日中両国の平和で友好的な関係が永く続くことを願って、日中両国の小学生の文通、中国人小学生の訪日ホームステイなどの活動を続けている特定非営利活動法人（NPO）がある。これは、「日中児童の友好交流後援会」（以下、「後援会」という。）である⁵⁰。この後援会は、終戦当時、旅順（現在の中国遼寧省大連市旅順口区）にあった小学校・中学校の児童・生徒あるいは教職員が中心となって、日中児童の

友好交流を推進することを目的に 1992 年 7 月に旅順児童教育後援会)として設立された。その後、名称を上記のとおり変更し、活動が続いている。小学生同士が文通をし(日本人小学生の書いた手紙をボランティアで中国語に翻訳してくれているのは、大連外国語大学日本語学科の学生諸君)、また相互に訪問、ホームステイをしている。このような日中交流がさまざまな分野で広がり、深まることを期待したい。

* パオロ・ジョルダノー著(飯田亮介訳)『コロナの時代の僕ら』早川書房、2020 年、63 頁。

- ¹ 故横田洋三博士・中央大学法科大学院教授/国連大学学長特別顧問による定義は、NIRA30 周年記念シンポジウム「グローバル・ガバナンス・フォーラム」基調講演「NIRA 政策研究 Vol17.No.10」掲載。また、COVID-19 の発生以前に山内惟介・中央大学名誉教授は、「法律学における“大規模感染症”の教訓 —「文明論的視点」から「文化論的視点」への転換—」において、“21 世紀のグローバル社会は、この問題を地球社会共通の課題と受け止め、社会総体として取り組む姿勢を早急に示す必要がある。”と述べられている(山内惟介『地球社会法学への誘い』第 1 部第 4 章、信山社、2018 年、212 頁)。
- ² 本来は民主主義国家のリーダーであるところの米国が危うい。マーティン・ウルフ氏(フィナンシャル・タイムズ紙のチーフ・エコノミクス・コメンテーター)は、“資本主義には「扇動的権威主義型」も存在し、支配者は法に縛られず、権力は個人が握る。つまり、ならず者による腐敗政治だ。取り巻きが主要な役割を果たし、親族がその中核を成すことも多い。トランプ氏が米国で実現させたかった政治形態だ。共和党の大献金者が減税や規制緩和を実現させようともくろんだ結果、トランプ氏のようなポピュリストの登場を招いた。トランプ氏が去ってもその政治的影響力はなくなる。自由民主主義は芯までむしばまれている。”という指摘をしている(日本経済新聞 2021 年 1 月 4 日)。2021 年 1 月 6 日トランプ米大統領は、彼の支持者を集めた大規模集会でバイデン氏を次期大統領へ選出に抗議(妨害)するよう議会への行進を煽った。彼らは議会へ乱入し、死者を出す暴動となった。米国大統領がこうであるので、従来からの権威主義国家の権力者は、思うように何をやっても良いという考えを持つことになっている。
- ³ 原田鋼(中央大学名誉教授)『政治の倫理』実業之日本社、昭和 23 年、22 頁。
- ⁴ 米国の対中輸入制限は、さまざまな分野で追加的に行われている。例えば、米商務省は 2020 年 12 月 18 日に半導体受託生産の中国最大手企業である中芯国際集成电路製造(SMIC)ドローン世界最大手の DJI など約 60 の中国企業や中国人に対する米国製品の輸出を事実上禁止措置を講じた(The Wall Street Journal, 2020 年 21 月 20 日)。
- ⁵ 第 4 次産業革命については、梶田幸雄「対外投資政策と情報化社会の衝撃—第 4 次産業革命のハードル」『第 4 次産業革命期下における 中国経済の可能性と課題』(国際貿易投資研究所、ITI 調査研究シリーズ No.97. 2020 年 2 月、1-17 頁)を参照いただきたい。
- ⁶ 中国政府のホームページ「中国製造 2025」、<http://www.gov.cn/zhuanti/2016/MadeinChina2025-plan/index.htm>, (最終閲覧日: 2020 年 12 月 20 日)。
- ⁷ トランプ米大統領が、米国第一を掲げたのも米国の力が削がれていることを認識しているからに他ならず、そこで中国に対する保護貿易を強く打ち出した。バイデン大統領は、自由貿易秩序を重視するものの、人権問題などで中国に対する厳しい姿勢を示し、米中貿易摩擦の解消は難しそうである。
- ⁸ Davos Manifesto 2020: The Universal Purpose of a Company in the Fourth Industrial Revolution, <https://www.weforum.org/agenda/2019/12/davos-manifesto-2020-the-universal-purpose-of-a-company-in-the-fourth-industrial-revolution/>, Why we need the 'Davos Manifesto' for a better kind of capitalism, <https://www.weforum.org/agenda/2019/12/why-we-need-the-davos-manifesto-for-better-kind-of-capitalism>, (最終閲覧日: 2020 年 8 月 24 日)。
- ⁹ スイスの非政府組織(NGO)「パブリック・アイ」のオリヴァー・クラツセン氏が、今日から開催の世界経済フォーラム(WEF)の第 50 回年次総会(ダボス会議)で提唱される新たなダボス・マニフェストについて「ステークホルダー資本主義は、私たちの目には大部分が、最近のグローバル企業が直面し

ている批判に反応しただけのように見える。……個人的には、そのコンセプトは実際には全てから目をそらさせていると思う。大事な問題は、企業に説明責任が与えられ責任を持って行動することだ。過去20-30年を見れば、企業が自発的にそうしてこなかったことがわかる。だから我々が必要としているのは規制だ。だが、このコンセプトは規制を避けることに終始している。……グローバル企業の幹部は、関連する国連計画や代表者たちを陰に操ろうとする首謀者のようだ。企業が公的部門に働きかけて人権を侵害する許されない形態であり、これまでに見られなかったことだ。」と述べている
(https://www.swissinfo.ch/jpn/世界経済フォーラム-wef-2020_ステークホルダー資本主義は解となるのか/45500294, 最終閲覧日: 2020.09.19)。

- 10 「グローバル化の功罪 (上)」激変期 (日本経済新聞 2019 年 4 月 24 日)。
- 11 エイミー・チュア (Amy Chua) 『富の独裁者 (World on Fire) — 驕る経済の覇者: 飢える民族の反乱』 (久保恵美子訳、光文社、2003 年)。
- 12 リチャード・ウィルキンソン (Richard Wilkinson) 『格差社会の衝撃』 (How economy inequality harms societies) (書籍工房早山、2009 年)。
- 13 例えば、鄭永年「中国的 GDP 主義及其道德体系的解体」(中国人民大学民商事法律科学研究中心のホームページ“中国民商法律網”)や何懷宏＝張天潘「社会道德不能依附于政治」(南方都市报、2012 年 7 月 1 日) など。
- 14 例えば、Ed Olpwo-Okere (Director, Governance Global Practice, World Bank Group), Can corruption risks be mitigated without hindering governments' COVID-19 response? <https://blogs.worldbank.org/voices/can-corruption-risks-be-mitigated-without-hindering-governments-covid-19-response>, (最終閲覧日: 2020 年 6 月 1 日)。国際投資に関わる腐敗問題については、梶田幸雄「国際投資仲裁と腐敗問題」『白門』夏号 (2020 年、8-13 頁) がある。
- 15 例えば、Amina Mohamme (the UN Deputy Secretary-General) How concerned are you that global inequalities will deepen as a result of the coronavirus pandemic?, <https://news.un.org/en/story/2020/05/1063022>, (最終閲覧日: 2020 年 6 月 1 日)。また、Chelsea Dreher and Alexandra Brown, COVID-19 Corruption: Key Risks to Democratic Institutions, <https://www.ifes.org/news/covid-19-corruption-key-risks-democratic-institutions>, (最終閲覧日: 2020 年 6 月 1 日)。
- 16 Christine Zhenwei Qiang, Yan Liu, Monica Paganini, Victor Steenberg, Foreign direct investment and global value chains in the wake of COVID-19, May 01, 2020. <https://blogs.worldbank.org/psd/foreign-direct-investment-and-global-value-chains-wake-covid-19>, (最終閲覧日: 2020 年 11 月 29 日)。
- 17 https://www.wto.org/english/news_e/pres20_e/pr862_e.htm, (最終閲覧日: 2020 年 11 月 29 日)。
- 18 <http://zhhs.mofcom.gov.cn/article/cbw/202006/20200602974110.shtml>, (最終閲覧日: 2020 年 11 月 29 日)。
- 19 リチャード・ボールドウィン ジュネーブ国際高等問題研究所教授「コロナ危機とグローバリズム (上) サービス部門も国際化加速」(日本経済新聞 朝刊 2020 年 6 月 18 日)。
- 20 China is not the only candidate for a 21st century superpower, US, Europe, even tech companies can all claim to set global norms, Jacques Attali June 11, 2020, NIKKEI ASEAN REVIEW.
- 21 http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2020-07/22/nw.D110000renmrb_20200722_1-02.htm, (最終閲覧日: 2020 年 11 月 29 日)。
- 22 李曉 (吉林大学経済学院院长、中日経済共同研究中心主任、教授)・陳煜 (横琴智慧金融研究院/吉林大学横琴金融研究院研究員)「疫情冲击下的世界经济与中国对策」東北亜論壇、2020 年第 3 期、http://www.cssn.cn/zx/202006/t20200621_5145658.shtml, (最終閲覧日: 2020 年 11 月 29 日)。
- 23 中国汽車工業協会のホームページより (http://www.caam.org.cn/chn/4/cate_30/con_5232638.html, 最終閲覧日: 2020 年 12 月 20 日)。
- 24 トヨタ自動車のホームページより (https://global.toyota.jp/company/profile/production-sales-figures/202010.html?_ga=2.64363567.1090869714.1608458977-1199193407.1608458977, 最終閲覧日: 2020 年 11 月 29 日)。

-
- ²⁵ <https://asia.nikkei.com/Spotlight/Huawei-crackdown/Huawei-says-Japan-extremely-important-after-50-rise-in-procurement>. (最終閲覧日：2020 年 11 月 29 日)。
- ²⁶ 《中国制造 2025》走后，又来了《中国標準 2035》
<https://www.voachinese.com/a/china-standards-2035-20200428/5395187.html>, (最終閲覧日：2020 年 4 月 28 日)。
- ²⁷ 日本経済新聞 2020 年 7 月 25 日。
- ²⁸ Arjun Kharpal, Power is ‘up for grabs’: Behind China’s plan to shape the future of next-generation tech, <https://www.cnn.com/2020/04/27/china-standards-2035-explained.html>, (最終閲覧日：2020 年 8 月 25 日)。
- ²⁹ 日本経済新聞 2020 年 8 月 13 日。
- ³⁰ 日本経済新聞 2020 年 9 月 9 日。
- ³¹ 経済産業省『通商白書』各年版、及び世界銀行の世界経済予測など参照。
- ³² Richard McGregor, Beijing hard-liners kick against Xi Jinping's wolf warrior diplomacy, Foreign policy hawks concede that current strategy is winning China no new friends, NIKKEI Asian Review, 2020 年 7 月 28 日。
- ³³ 注(21)に同じ。
- ³⁴ 新型コロナウイルスの対策はグローバル・ガバナンスの検証でもある。人民網日本語版 2020 年 2 月 12 日。
<http://j.people.com.cn/n3/2020/0212/c94474-9656878.html>, (最終閲覧日：2020 年 11 月 29 日)。
- ³⁵ 「新冠疫情治理的国際政治思考」(北京日報、2020 年 05 月 25 日), http://www.qstheory.cn/llwx/2020-05/25/c_1126028784.htm (最終閲覧日：2020 年 6 月 19 日)。
- ³⁶ <http://finance.sina.com.cn/zl/china/2020-05-15/zl-iircuyvi3326364.shtml>, (最終閲覧日：2020 年 6 月 19 日)。
- ³⁷ 中国社会科学院世界経済与政治研究所全球治理研究系列 (GGP)「疫情暴露全球治理部分失靈，未来变革有五大方向」, http://www.iwep.org.cn/xscg/xscg_sp/202004/t20200416_5115063.shtml, (最終閲覧日：2020 年 6 月 19 日)。
- ³⁸ 米中両国は、本来であれば貿易（サービス貿易を含む。）面で協力することが、両国の経済産業の競争優位を補完し、共に発展できることを認識していることであろう。また、その協力の余地も大きいはずである。米国側よりも中国側の方が、可能であれば歩み寄りたいと考えているのではないだろうか（例えば、李俊・崔艶新・孫銘壕・趙若錦「全球疫情和經貿摩擦背景下中美服務貿易合作思路与对策」国際貿易、2020 年第 5 期、4-13 頁）。
- ³⁹ 梶田幸雄「新機軸の中国的海外進出：中国式グローバリゼーションの課題」世界経済評論、2017 年 11・12 月号、6-13 頁。
- ⁴⁰ 張宇「CPTTP 的成效、前景与中国的对策」国際貿易、2020 年第 5 期、52-60 頁。
- ⁴¹ Ian Hutchinson (the digital editor at the US-China Business Council), China Eyes Further Northeast Asian Economic Integration in RCEP, <http://www.chinabusinessreview.com/china-eyes-further-northeast-asian-economic-integration-in-rcep/>, (最終閲覧日：2020 年 8 月 25 日)。
- ⁴² 梁一新「中美貿易摩擦背景下加入 RCEP 对中国經濟及相關產業影響分析」国際貿易、2020 年第 8 期、38-47 頁。
- ⁴³ Jeffrey J.Schott and Euijin Jung, In US-China Trade Disputes, the WTO Usually Sides with the United States, March 12, 2019, <https://www.piie.com/blogs/trade-and-investment-policy-watch/us-china-trade-disputes-wto-usually-sides-united-states>, (最終閲覧日：2020 年 12 月 21 日)。
- ⁴⁴ 日本経済新聞 2021 年 1 月 4 日。
- ⁴⁵ 山内惟介・中央大学名誉教授は、“地球社会全体での資源の効率的配分を考えれば、先進国でも後進国でも、投資の推進は歓迎されるはずですが、自然遺産（観光政策、治水政策等）、天然資源（エネルギー政策等）、文化遺産（観光政策、教育政策等）、技術（知的財産政策等）……というように、売り物とな

る「商品」の世界的配置自体に極端なばらつきがある現状をそのままにして、概観（形式）だけ取り繕おうとしている点に、西洋型法律学の致命的欠陥があるという指摘をされている。これに関連する参考文献に、山内惟介『地球社会法学への誘い』（信山社、2018年）がある。

⁴⁶ Yuval Noah Harari, In the Battle Against Coronavirus, Humanity Lacks Leadership WHO Resumes Study of Hydroxychloroquine for Treating COVID-19, <https://time.com/5803225/yuval-noah-harari-coronavirus-humanity-leadership>, (最終閲覧日:2021年1月7日)。

⁴⁷ ユヴァル・ノア・ハラリ氏 “コロナとの向き合い方”, <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/ondemand/video/5001305>, (最終閲覧日:2020年11月29日)。

⁴⁸ Richard McGregor, Beijing hard-liners kick against Xi Jinping's wolf warrior diplomacy, Foreign policy hawks concede that current strategy is winning China no new friends, NIKKEI Asian Review, 2020年7月28日。

⁴⁹ 経済産業省のホームページ、<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201221003/20201221003.html>, (最終閲覧日:2020年12月21日)。

⁵⁰ 日中児童の友好交流後援会のHPは、<http://www18.ocn.ne.jp/~ryojun/index.html>。故・江原規由氏（国際貿易投資研究所研究主幹、元JETRO大連所長、上海万博日本政府館館長などを歴任）は、2020年7月26日にご逝去されるまで、同後援会の理事長を務められていた。

第2章 米中対立が中国経済に与える影響と中国の対応

拓殖大学 政経学部

教授 朱炎

トランプ政権後、米国と中国は様々な面で対立が深まっており、米中関係は「新冷戦」と言われるほど深刻な状況にある。経済面では、2018年からトランプ大統領が対中貿易制裁を発動し、中国も対抗措置をとった。多くの中国企業に対して米国政府は輸出禁止、米国企業との取引禁止など、厳しい制裁措置を実施している。

本章は米中対立の経済面の制裁措置の実態、影響と中国の対応策について、おもに以下の3つの視点から検討する。まず、貿易摩擦から発生し制裁合戦に発展した貿易戦争、中国企業への制裁措置と中国に対する技術封鎖などの措置の実態と実施状況を検討する。次に、こうした制裁措置は中国の経済、産業、企業にどのような影響を及ぼし、被害を与えたかを確認する。第3に、米国の対中制裁措置、中国を封じ込む政策に対して、中国政府が実施した政策措置、中国企業が実施した対応策、そしてその効果を検討する。

第1節 米中貿易戦争の影響

1. 貿易制裁の経緯

米中間の貿易摩擦が発生する原因は、巨額な貿易不均衡の存在であるが、背景は米国内の産業構造の転換と製造業の衰退である。しかし、米国の政財界とメディア、そして一般民衆は米中貿易不均衡が中国の失策でもたらされ、改善も中国の責任だと認識している。

トランプ大統領は、2016年の大統領選で中国との貿易不均衡を問題視し、中国からの輸入に45%の関税をかけることを選挙公約にした。17年には、貿易摩擦を回避するため、中国は首脳会談と経済対話などで譲歩し、市場開放や輸入拡大、金融の規制緩和などを約束した。

18年に入って、米中貿易摩擦は本格化し、米国が対中制裁を発動し、中国が対抗して報復措置をとり、19年にわたって4段階（ラウンド）の制裁と報復の応酬があった。

第1ラウンドとして、米国は中国からの輸入500億ドル分に対して、25%の上乗せ制裁関税を徴収し、18年7月から実施した。これに対して、中国は即座に対抗措置をとり、500億ドル分の米国からの輸入に25%の報復関税を上乗せする。

第2ラウンドは、18年7月に発表され、米国は2,000億ドル分の中国からの輸入に10%の追加関税を徴収し、同年9月から実施する。これに対して、中国が報復措置をとり、600億ドル分の米国からの輸入に10%の追加関税を徴収する。

第3ラウンドとして、米国は実施済みの2,000億ドル分の中国からの輸入に対して、追加関税を10%から25%に引き上げ、19年9月から実施する。中国も実施済みの600億ドル分の米国の輸入商品に対して、追加関税を10%から25%に引き上げた。

第4ラウンドは19年5月提起したが、米国は残り3,000億ドル分の輸入に対し10%の追加関税を徴収する。9月に部分実施したが、全額の実施は中国との交渉結果によって決める。

上記の2018～19年に4ラウンドの上乗せ関税徴収と報復が実施された。米国は4段階に、中国からの輸入のすべてを上乗せ関税徴収の対象にした。一方、中国は3段階に報復措置を実施し、米国から輸入の大部分（約75%）を対象にした。

20年1月に米中間の貿易交渉の第1段階合意が達成できた。中国は今後2年間合計2,000億ドル分の米国製品とサービスを追加輸入すると約束した。米国は第1～3弾（2,500億ドル分）の制裁措置であり、引き上げた25%の制裁関税を維持するが、第4弾の追加関税徴収を一部緩和した。

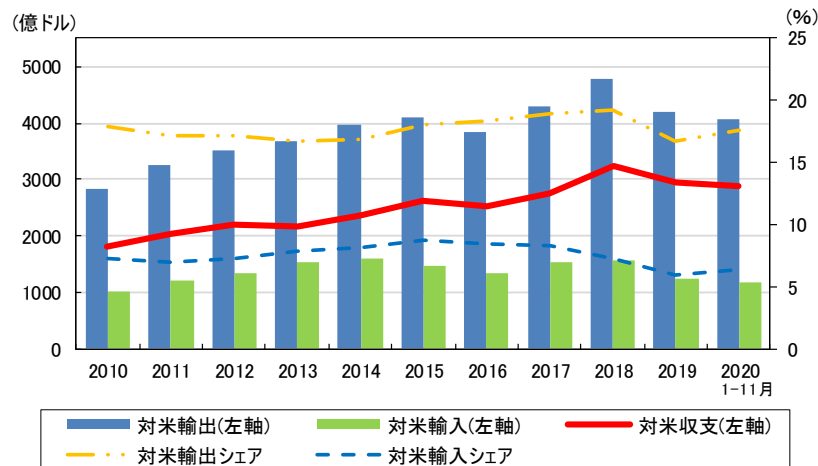
2. 貿易戦争の影響

米中間の貿易戦争、追加関税徴収の制裁と報復合戦は、双方の貿易に大きな打撃を与えるだろう。また、第1段階合意の達成により、貿易戦争の一時休戦となり、米中間貿易もある程度回復すると推測できる。以下、中国の貿易統計に基づき、米中貿易戦争が中国の対米輸出入に与えた実際の影響を検討する。

まず、中国の対米輸出入の統計（年別）をみると、貿易制裁が始まった18年には制裁のマイナス影響をほとんど見られず、対米輸出はむしろ増加し、輸出全体に占める対米のシェアも若干上昇した（図1）。おそらく高額関税が徴収される前の駆け込み需要による効果であろう。一方、中国の米国からの輸入は大幅に減少した。中国の対米黒字（米の対中赤字）が逆に拡大した。19年には、貿易戦争の悪い影響が徐々に表面化し、中国の対米輸出入がともに減少し、特に輸入の減少幅が大きい。2020年にはコロナ禍の影響で輸出入全体が伸

び悩んでいたが、対米輸出入は全体よりも好調である。20 年の対米輸出入の伸び率はいずれも輸出入全体を上回り、輸出入全体に占める対米のシェアも再び上昇している。これは、第 1 段階合意の効果であろう。

図 1 中国の対米貿易の推移（年別）



出所：中国税関統計により筆者作成。

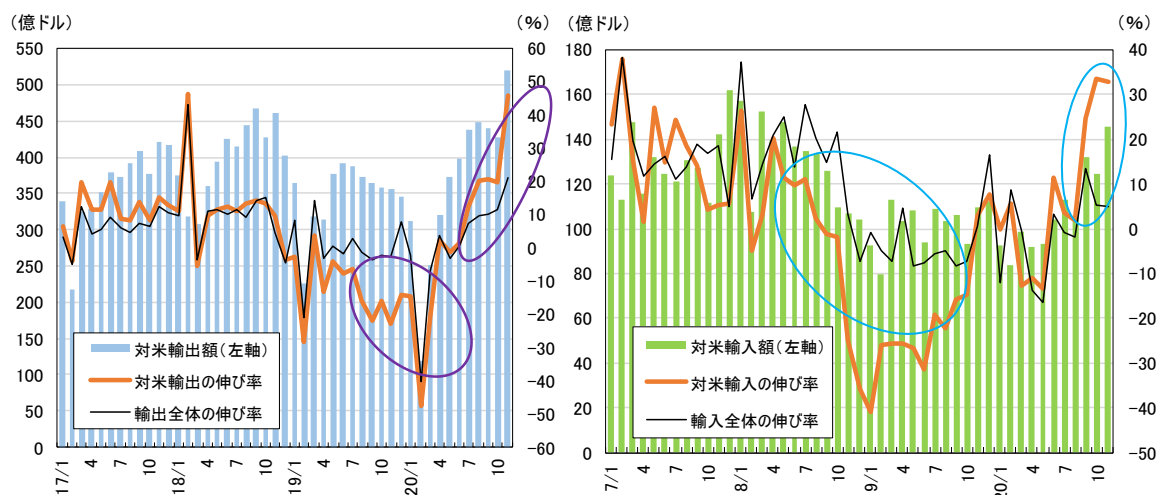
次に、月別のデータから、米中貿易戦争の影響を確認する。主に対米輸出・輸入額、その伸び率、そして中国輸出入全体の伸び率という三つの指標を用いて、米中貿易戦争が米中間の貿易に与える影響を検討する（図 2）。貿易制裁が準備していた 2017 年と制裁と報復措置が実施され始めた 18 年に、中国の対米輸出が引き続き成長していた。一方、米国からの輸入も増加し、18 年 9 月から減少に転じた。19 年には対米輸出入とも大幅に減少し、しかも輸出入全体の微増・横ばいと比べて明らかに悪化し、とりわけ米国からの輸入の減少が著しかった。20 年に入ると、特に 6 月以降、対米輸出入とも大幅増加し、輸出入全体の伸び率をはるかに上回る。すなわち、貿易戦争の悪影響はおもに 19 年に現れたが、20 年には第 1 段階合意の履行により、対米輸出入が急速に回復したといえる。

20 年 1 月に米中間に達成した第 1 段階合意により、中国は米国からの輸入を増加すると約束し、おもに大豆などの農産品と原油などのエネルギー製品を米国から買い増していく。具体的に、大豆、トウモロコシ、自動車、原油の輸入量が大幅に増加したと報道された。

米中貿易戦争とその影響をまとめると、米国対中貿易制裁は中国の対米輸出に大きなマイナス影響を及ぼしたが、その影響は 19 年に限定された。米国からの輸入の減少幅は中国の対米輸出の減少幅より大きい。20 年の状況は一変し、対米輸出入とも大幅に回復した。

この意味では、中国への貿易制裁という手段は、中国の輸出を抑え込み、対中貿易不均衡を改善することには、すでに効かなくなり、効果の限界に來たと言えよう。

図 2 中国の対米貿易の推移（月別）



注：左図は中国の対米輸出、右図は中国の米国からの輸入。2020 年初の減少はおもにコロナ禍の影響によるもの。

出所：中国税関統計により筆者作成。

第 2 節 米国による中国企業への制裁

米国は数年前から中国企業に対する制裁措置を頻繁に発動し、トランプ政権はこうした制裁措置をさらにエスカレートし、貿易制裁と相まって、中国経済、中国企業に大きなダメージを与えた。

1. 数百社の中国企業を制裁

米国政府はなぜ中国企業を制裁するのか、制裁理由として、建前は「国家安全」を脅かすと公に言うが、本音は中国企業の発展により、米国が維持してきた技術的な優位性が崩され、中国企業の実力が増大することへの警戒にあるとみられる。すなわち、米国は技術競争、経済競争を通じて、潜在力のある競争相手を予め潰してしまうことである。

具体的な制裁理由は様々であり、例えば、イランとの取引で米国の国内法に違反したこと、「スパイ」行為を行って米国企業や研究機関から技術を盗んだこと、この中国企業が中国軍

に所属もしくは軍の支配下にあること、人権を侵害（新疆での少数民族弾圧に加担）したこと、南シナ海の人工島造成に協力したこと、などがある。

制裁の手段としては、主に商務省が作成する「エンティティ・リスト」(Entity List)に入れることがある。リストに入れた対象企業に対して、米国からの輸出を禁止し、米企業との取引を禁止するのみならず、外国企業にも制裁参加を要求する。また、財務省の SDN リスト、国防総省のリスト、さらに大統領令の発令で中国企業を制裁することもある。

よく知られる制裁を受けた中国企業として、中興通迅(ZTE、2018年)、華為技術(Huawei、ファーウェー、以下、華為)、TikTok（字節跳動）、Wechat（騰訊）などが挙げられる。

実際、2019-20年、米国の制裁を受けた中国企業は単純合計で約 500 社（重複もある）に上り、ハイテク企業や国有企業が多い（表 1）。制裁理由がさまざまであるが、強引につけた理由も少なくない。

表 1 米国政府の対中国企業制裁（2019～20年）

発表・実施 時期	制裁機関・法律、理由、制裁内容	対象	代表企業
2019年5月	商務省・Entity List	69社	華為本社と25カ国・地域にある関連企業
2019年5月	商務省・Entity List	36の実体	中国企業、研究機関、大学
2019年8月	商務省・Entity List	46社	華為の関連企業
2019年9月	財務省・SDN List、イランから石油輸入	6社	中遠海運(大連)など
2019年10月	商務省・Entity List、新疆での人権侵害	28社	公安機関と民間企業、海康威視(監視カメラ)など
2020年3月	財務省・SDN List、イランとの取引	7社	武漢市伊爾森科技、上海傲興国際船舶管理など
2020年5月	商務省・Entity Listの外国企業にも適用、半導体の納入禁止	1社	華為へ追加制裁
2020年5月	商務省・Entity List、生産と調達の軍事利用	33社	奇虎360、達闥科技などのハイテク企業と機関
2020年5月	商務省・Entity List、新疆での人権侵害、強制労働	9の実体	公安部法科学研究所と烽火科技など民間企業
2020年6月	商務省・Entity List	5社	中科曙光などスーパーコン関連の企業
2020年6月	国防総省・1999年国防権限法第1237条、中国軍が所有、コントロールまた関連	20社	中国航空工業、華為、海康威視など
2020年7月	商務省・Entity List、人権侵害	11社	欧菲光科技(OFILM)、華大基因(BGI)、美菱(家電)
2020年8月	国防総省・1999年国防権限法第1237条、中国軍の所属企業	11社	中国交通建設、中国建築集団など
2020年8月	商務省・Entity List、華為制裁の追加	38社	21カ国にある華為の関連企業
2020年8月	商務省・Entity List、南シナ海の人工島造成に参加	24社	中国交通建設傘下の5社、中国電子科技集団傘下の4社など
2020年9月	財務省・SDN List、人権(カンボジアでのリゾート開発)	1社	優聯集団
2020年10月	商務省、輸出規制	1社	中芯国際集成电路製造(SMIC)
2020年11月	大統領令、軍関連の企業への投資を禁止	31社	中国電信、海康威視など
2020年12月	国防総省、中国軍の所属・関連企業	4社	中芯国際(SMIC)、中海油(CNOOC)など
2020年12月	商務省・Entity List、軍関連、人権	60社	中芯国際(SMIC)、大疆(DJI)など
2020年12月	商務省・Entity List、軍事関連	57社	中国航空工業集団(AVIC)の関連会社など

出所：各種新聞報道によりまとめ。

2. 華為への制裁とその影響

米中対立のなか、米国政府は数多くの中国企業に対して制裁措置を実施したが、このような制裁による最も多くのマイナス影響を受けたのは、中国の代表的な民営ハイテク企業、華為である。

2019 年 5 月に、米商務省は華為とその関連企業数十社をエンティティ・リストに載せ、米国からの輸出禁止、米企業との取引禁止などの制裁措置が実施された。

2020 年 5 月に、華為への制裁がエスカレートされた。エンティティ・リストによる制裁の追加措置として、外国企業に対しても、米国外でも、米国の技術を使用するすべての製造工場に適用され、華為との取引を禁止する。この追加制裁措置により、華為が外国企業から半導体チップを調達することは、9 月 15 日からできなくなった。

また、米国は同盟国にも圧力をかけて、5G 事業に華為を排除する計画も実施している。

華為は世界最大の通信機器メーカーであり、スマートフォンの生産販売において、華為は世界トップクラスの企業である。新世代通信システム 5G について、華為は優れた技術を持ち、特に基地局設備は世界最大の市場シェアを保有している。また、世界の多くの国は 5G の導入を計画しており、華為の技術が広く使われ、5G の世界基準にも関わっている華為の実力が無視できない。一方、米国にとって、5G のような先端技術を米国が当然牛耳るべきであり、米国企業がこの種類の技術を把握していなくても、華為のような中国企業に 5G 通信技術を握らせることを許さない。制裁を通じて、華為の発展を遅らせ、米国企業あるいは同盟国企業が 5G の技術開発の時間稼ぎを果たす。すなわち、華為の制裁は、実質上米中間の技術覇権に関わる争いである。

米国の制裁は華為の経営に深刻な影響をもたらしている。米国からの調達（ハードとソフト）ができなくなり、例えば、華為は米国企業から半導体を調達できなくなり、華為のスマートフォンは、米 Google 社が開発した OS（Operating System）であるアンドロイドを搭載できなくなった。半導体で場合、米国から他国に調達先を切り替えたが、2020 年 9 月以降は外国企業からも調達できなくなり、台湾系ファウンドリー大手の TSMC への委託生産もできなくなった。

制裁により、華為のスマートフォン生産販売が大きな影響を受け、一部の上級機種はすでに生産中止に追い込まれた。調査会社の IDC のデータによると、2020 年第 2 四半期、華為のスマートフォンの世界販売シェアは 20%を超え、初めて世界一に躍り出たが、第 3 四半期にはシェアが 15%に低下し、2 位に転落した。同時に、5G 基地局設備の生産販売にも大

きなダメージを受けている。

3. 華為の対策とその効果

華為は数年前から危機に備えて、「備胎計画」（備胎はスペアタイヤ、予備の替え玉の意味）を実施し、コア技術の独自開発を始め、一部の分野ではすでに大きな成果を収めている。例えば、スマートフォン・PC用OS、「鸿蒙（Harmony System）」を開発した。鸿蒙の開発は2020年に成功し、スマートフォンに装着できるようになったが、大規模な実用まではAPPソフトの応用開発が必要となる。半導体の場合、華為は2004年に半導体設計会社、海思半導体（HiSilicon）を設立し、「麒麟（Kirin）」シリーズのCPU・GPUを開発した。米国の制裁を受けて、米国から半導体を調達できなくなった後、麒麟シリーズの半導体をスマートフォンの上級機種に搭載させた。しかし、華為はICチップを自ら生産できず、台湾のTSMCに生産委託したが、米国の制裁によってこれも禁止され、調達できなくなった。

米国の制裁を受けて、華為は米国の部品・技術を使わない方法、「去美国化（米国フリー）」を模索し始めた。米国製部品の調達を減らし、国内・他国企業に切り替える努力をしている。『日本経済新聞』の報道（2020年5月14日）によると、2020年5月に華為の5G対応のスマートフォン上級機種を分解し、2019年5月の4G対応の上級機種と比べて、米国製部品のシェア（金額ベースで計算）が11.2%から1.5%へと減少したが、中国製部品は25.3%から41.8%へと増加し、日本からの調達も増加した。また、2020年10月に、華為の5G基地局も分解され、金額ベースで米国部品は約3割を占め、国産部品は1割未満に止まるという結果が分かった。依然として米国に依存する状況にある。

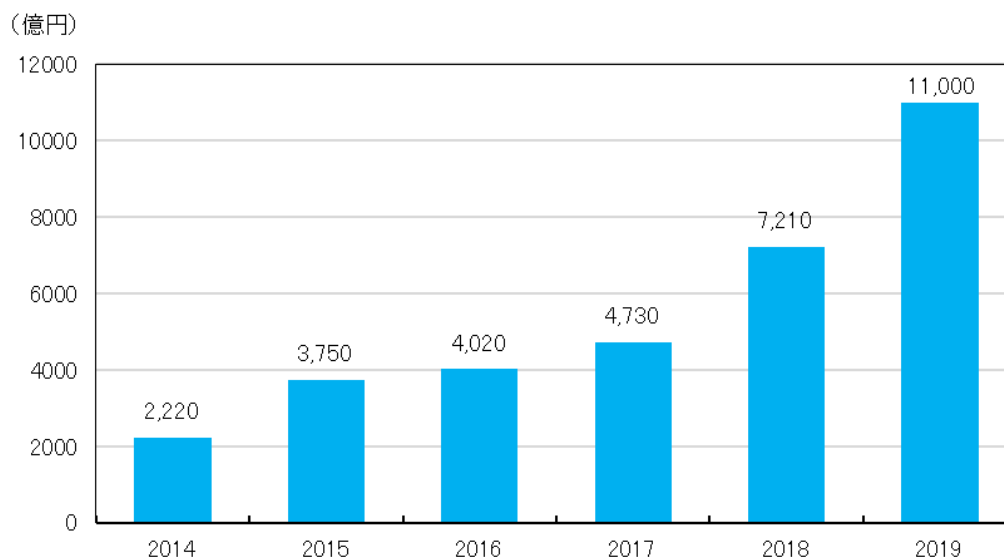
調達先の分散という華為の努力は、日本からの調達額の急増の状況からも分かる。華為の日本での調達額は2014年に2,220億円だったが、18年に7,210億円に拡大し、米国の制裁が実施し始めた2019年には1.1兆円に急増した（図3）。日本財務省の貿易統計によると、2019年日本の対中輸出額は14.7兆円であり、華為一社の調達額1.1兆円は日本の対中輸出の7.5%に相当する。すなわち、日本企業にとって、華為は上得意様であろう。

米国の制裁で半導体の国外調達が困難になった状況に応じて、2020年11月に華為は自ら半導体生産にも踏み出し、200億ドルを投資する計画を策定したと報道された。この半導体工場には米国の技術を使わず、線幅45nmから始まり、22年末に20nmの量産を目指す。

米国の制裁によって、華為は大きな影響を受け、様々な対策を取ったが、大きなダメージを受けることが免れない。華為の状況は、米中対立、技術覇権争いの下で、中国のハイテク

企業の縮図に過ぎない。米国の次から次へとエンドレスな制裁のもとで、華為の今後には3つのシナリオが考えられる。

図3 華為の日本企業からの調達額



出所：Oxford Economics Ltd の報告書などにより筆者まとめ

第1のシナリオは、供給継続を確保させることで事業を継続することである。米国からの調達が断たされた後、華為は国産部品への切り替えに力を入り、日本など他の国からの調達も努力している。また、米国の制裁措置によって華為との取引が禁止された企業も、華為への納入を再開する可能性もある。米国の制裁措置により、華為との取引が禁止されたことにより、大きな損害を被った多くの企業は米国政府に華為への供給の再開を申請した。半導体分野において、申請して、部分供給が許可された企業として、2020年12月現在、米国企業のインテル、AMD、クアルコム（Qualcomm）、日本のソニー、中国の豪威科技、韓国のサムスン、台湾のTSMCなどが挙げられる。申請して、許可を待っている企業も多く、日本TDK、KIOXIA、韓国SK Hynix、台湾のメディアテック（Media Tek）などがそれにあたる。ちなみに、数多くの欧州企業は、米国が中国企業への供給禁止令について、中国市場から欧州企業を締め出し、米国企業に市場を明け渡す狙いがあると不満を漏らしている。今後、米国の禁止を無視し、華為などの中国企業に供給を継続する企業も現れ、増えていくであろう。したがって、米国の制裁のもとでも、華為は必要な部品を引き続き調達できるとある程度確保されるであろう。

第2のシナリオは事業転換である。米国の制裁がさらに厳しくなると、華為は持続困難

な事業から撤退し、事業転換を余儀なくされる。例えば、海外販売を縮小し、国内市場に退く。ハード生産を断念し、ソフトサービスに専念する。2020年11月、華為は傘下のローエンドスマートフォンブランド、栄耀（Honor）を分社化し、約2,600億元で売却した。その理由は、華為の傘下から離れると、半導体の調達に制限されないため、ローエンドスマートフォン事業の存続が図られる。実際、栄耀が華為から独立して2か月後、米国企業からの半導体調達を再開した。同時に、研究開発を加速する。ただし、米国の制裁で調達できなくなった部品をすべて自社生産、国産によって代替させることはかなりの時間が必要となる。

第3のシナリオは、華為は倒産に追い込まれる。このシナリオの現実性はかなり小さい。

第3節 投資・金融面の影響

米中対立は、経済面での貿易制裁と企業制裁のみならず、投資、金融面にも及んでいる。以下、直接投資、資本市場などへの影響を検討する。

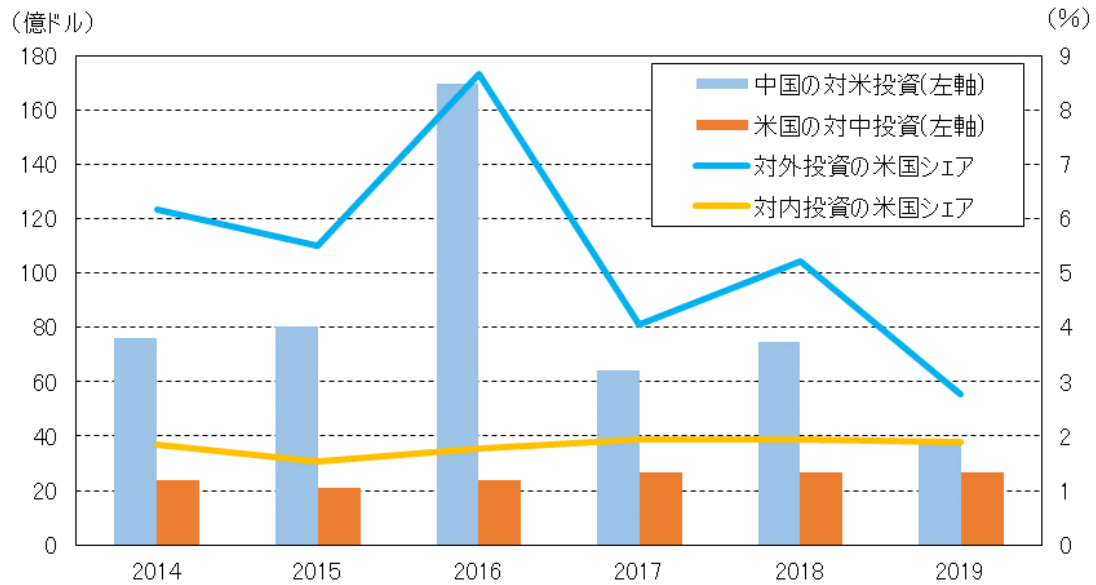
1. 相互間投資は難しくなる

米中対立が激しくなってから、中国から米国への投資は激減した。その原因は双方にある。中国企業の対米投資、特に企業買収に対する対米外国投資委員会（CFIUS）による審査がますます厳しくなり、却下された案件が極めて多い。ここ数年間、CFIUSに却下された投資案件のほとんどは中国企業の投資である。また、華為、TikTokなど多くの中国企業が制裁され、強制買収されるリスクさえあるので、中国企業にとって米国での企業経営がリスクを冒すことになる。このような事情は、結果的に中国企業の対米投資の意欲を損なってしまった。

実際、中国の対米直接投資は、商務部の対外投資統計によると、2017年と2019年に前年比大幅に減少し、対外投資全体に占める米国のシェアが9%から3%に低下した（図4）。

同時に、米国の対中投資も増えない状況にある。米中対立により、米国企業が中国市場を再評価し、中国市場の魅力が低下し、追加投資の意欲が低下したと考えられる。また、米国企業は、中国からの撤退という米国政府から圧力に直面し、サプライチェーンの再編において、中国への敬遠を余儀なくされた。結果として、米国から中国への直接投資が増えず、シェアも低水準に止まっている。図4で分かるように、米国の対中直接投資は年間約20数億ドルで推移し、対中直接投資に占める米国のシェアは2%未満に止まっている。

図 4 米中相互間の直接投資の変化



出所：中国商務部対外投資統計。

2. 米国市場で上場する中国企業を締め出す

いままで、資金調達や知名度アップを狙って、数多くの中国企業は米国の三大証券市場（ニューヨーク証券取引所、ナスダック、アメリカン証券取引所）に上場している。米国預託証券（American Depositary Receipt, ADR）、または米国預託株式（American Depositary Shares, ADS）の形で上場した中国企業が 300 社を超えている。

米中対立の中、米国で上場する中国企業も制裁の対象になっている。2020 年、トランプ政権は米国で上場する中国企業に対して、新たな会計基準を導入してその経営状況を審査すると決定し、22 年 1 月まで米国側の審査により合格できなければ上場を廃止させる。また、20 年 12 月、トランプ大統領は、米国で上場する中国企業への監査を強化する法案に署名した。

これを受けて、多くの中国企業は経営のプライバシーが損害されると判断し、自主的な上場廃止を考え始めた。また、中国企業の新規上場は米国市場を敬遠し、香港市場、上海市場に回帰する動きもある。

さらに深刻な状況も現れている。2020 年 11 月、トランプ大統領は大統領令の発令により、数十社の中国企業を中国軍関連企業と指定し、米国企業と個人がこうした企業への投資を禁止するとの制裁措置を課した。この禁止令により、こうした企業の株式を売買する証券

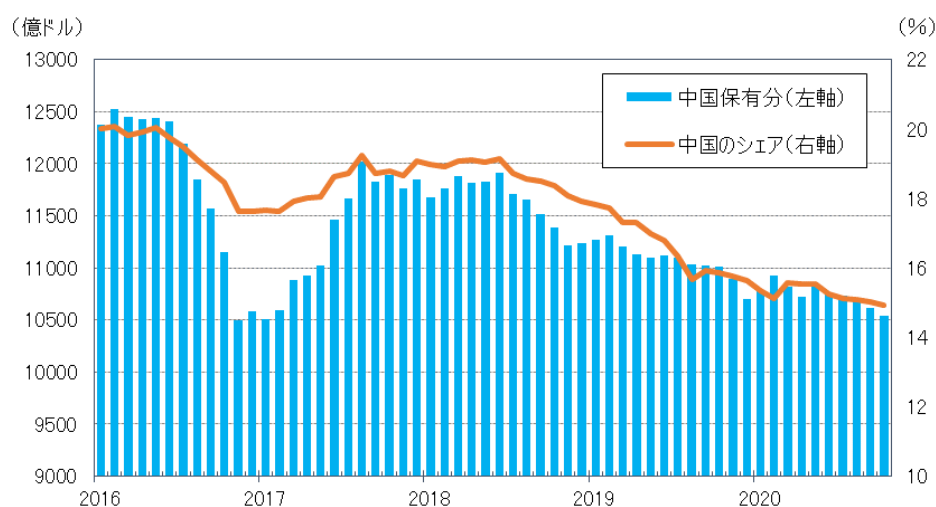
投資もできなくなった。これを受けて、2020 年 12 月に、数多くのグローバル株価指数を作成する企業が、その指数の構成銘柄となっている中国企業を外したと発表した。2020 年末、ニューヨーク証券取引所 (NYSE) が、中国の大手通信会社の中国移動通信 (China Mobile)、中国電信 (China Telecom)、中国聯通 (China Unicom) の 3 社を、中国の軍関連企業として、2021 年 1 月 11 日に上場を廃止すると発表した。これに対して、中国政府と企業が正常な市場ルールと秩序を破壊したと猛反発した。ニューヨーク証券取引所は、3 社の上場廃止方針を一時撤回したが、結果、1 月 11 日に、3 社の上場が廃止された。

3 社の上場廃止が一連の変化を誘発した。この 3 社の株式を組み入れたさまざまな金融商品の上場も廃止された。多くの投資ファンドは 3 社と関連する金融資産を売却した。その影響は香港市場にも及ぼした。この 3 社を指数の構成銘柄に取り入れた香港のハンセン指数と連動し、米国の投資銀行が発売する金融商品（仕組み商品など）も、香港での上場を廃止した。

3. 中国の米国債への投資が減少へ

中国は外貨準備の 3～4 割を米国債 (Treasury Securities) に投資し、運用している。その金額は 2013 年に 1.3 兆ドルを超え、外国保有の米国債に占める割合は高い時 26% を上回った。2008 年から中国は日本を取って代わり、最大の保有国になった。2018 年央以降、

図 5 中国が保有する米国債の推移



出所：米国 Department of the Treasury/Federal Reserve Board。

中国が保有する米国債を売却し、保有する残高も減少した。2020 年 10 月の残高は 10,540 億ドル、シェアは 14.9%まで低下した（図 5）。この約 2 年間、残高が約 1,300 億ドルも減少し、シェアが 4 ポイント低下した。2019 年以降、最大の投資国の座を再び日本に引き渡した。米中対立のなかで、中国は米ドル建ての金融資産が米国に凍結されることを恐れて、保有する米国債の売却を加速したと考えられる。

4. 中国が金融制裁に警戒

上述に検討した米中対立の金融分野への影響は貿易制裁、企業制裁の延長もしくはその影響に過ぎない。現段階では、米国による中国に対する金融制裁がまだ本格的に発動されていない。

中国は米国が金融制裁を発動することを警戒している。本格的な金融制裁の措置として、国際決済システムから中国を排除し、米国にある米ドル建て金融資産を凍結することなどが考えられる。

第 4 節 中国の対応策

トランプ政権が取った様々な対中制裁措置に対して、中国はどのように対応しているのか。以下、政府の政策方針、技術分野における産業・企業の研究開発加速などの対応、中国の反撃などの側面から検討する。

1. 中国政府の政策方針

米国の制裁に対する中国政府の基本的な政策思考として、米国とのデカップリングには断固反対するが、米国の攻撃に対して、冷静に対応し、報復には急がず、同時に、米国の圧力をバネに、研究開発を促進することであると推測できる。一見、弱みの対応であるが、米中対立のなか、中国はやや不利な立場に立たされていることを十分に認識しているためであろう。

国内の対応として、最も重要なのは「双循環」という政策方針が打ち出されたことである。中国経済のこれまでの発展は国際循環と国内循環という二輪によるものである。米国の妨害と圧力によって国際循環がうまく行かないため、国内循環で補い、国内循環の重要性を強調する。2020 年 5 月に開催された政治局常務委員会で双循環論を検討し、「国内大循環を

主体に、国内国際双循環が相互促進し、新しい経済発展の構造を構築する」、「国内の生産、分配、流通、消費の各段階を連結し、中国の超大規模市場の優位性や内需の潜在力を発揮する」と強調した。この双循環、特に国内循環を重視する政策方針は、米中対立という外部環境に対応して、今後のある時期にわたって、中国の基本方針になるであろう。

また、中国は米国の圧力に対応し、競争に耐えるため、産業発展の長期計画を新たに策定し、実施することにも力を入れている。2015年に公表した「中国製造 2025」は中国の製造業を発展させ、特にハイテク産業を促進する長期計画であり、米国は中国との技術のリードがこの計画の実施によって縮小させるに警戒し、この計画を批判し、貿易制裁にもこの計画を制裁理由に取り上げた。2020年に、「中国製造 2025」のグレードアップ版として、「中国標準 2035」が策定され、実施に移した。世界標準のとりまとめで主導権を握り、技術面での支配力を強めて競争優位を狙い、米国がハイテク分野での中国封じ込めを打破することを目指す。半導体など重要分野の発展計画が含まれ、巨額投資が計画されている。

さらに、策定中の第 14 次五か年計画（2021～25 年）にも、米国の制裁で制限される産業を重点的に発展させることが重点となっている。

2. 技術開発の加速

米中対立のなか、米国の制裁措置の目的の一つは、中国のハイテク産業の発展を食い止め、米国の技術的なリードを維持することにある。米国からのハイテク技術の獲得が難しくなり、他国から調達も制限される。ソフトウェア、関連部品と生産設備などが対象となり、半導体はその代表である。

中国は米国の制裁の悪影響を最小限に止め、また今後の発展を図るため、各分野のハイテク技術の開発に力を入れ、そのプロセスを強化し、加速する。以下、半導体などの重点分野の研究開発を促進する政策措置を検討する。

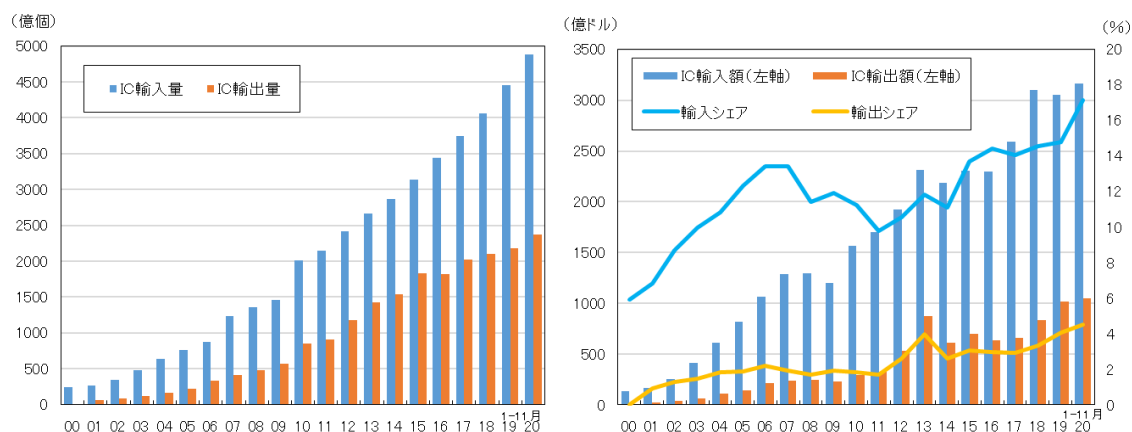
(1) 半導体産業の現状と振興策

中国の半導体産業はすでに大きく発展し、デザイン、製造、パッケージ、テストなどすべての工程が揃うようになっている。近年、半導体産業への投資はデザイン（fabless）分野に集中し、製造分野が弱く、生産設備も輸入に依存し、米国に制限されている。半導体チップの輸出が拡大しているが、ハイエンドの IC は輸入に依存し、米国の対中禁輸により深刻な

影響を受けている。

貿易統計によると、2019年に中国は合計4,451億個の半導体ICチップを輸入し、輸入額は3,055億ドルに上り、原油（同輸入額2,413億ドル）、鉄鉱石（1,014億ドル）、大豆（353億ドル）をはるかに上回って、最大の輸入商品になっている。半導体ICチップの輸出と輸入はいずれも大きく拡大したが、輸入量は輸出量に比べて約2倍、輸入額は輸出額の約3倍にもなっている（図6）。また、輸入単価は輸出単価をはるかに上回り、輸入はハイエンド、輸出はローエンドという構造となっている（図7）。これは、ハイエンド製品は輸入に依存していることを意味する。

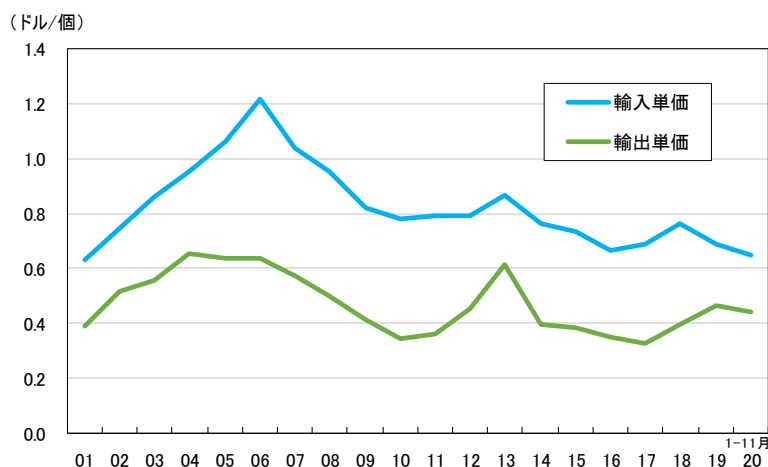
図6 半導体ICチップの輸出入の量（左）と額（右）の推移



注：2020年は1～11月。

出所：中国税関統計。

図7 ICの輸入単価と輸出単価の差



注：単価は輸出入の金額と量により単純計算。

出所：中国税関統計。

中国政府は半導体産業振興のため様々な政策を実施した。例えば、法人税減免の優遇措置として、半導体の製造企業（IC の線幅 $0.8\mu\text{m}$ 以下）に対し、利益を上げ始めた後の 1～2 年に免税、3～5 年に半減する措置を 2018 年から実施した。2019 年からは、半導体関連の設計とソフト企業に対しても、同様な法人税減免措置を実施した。

また、現在策定中の第 14 次五か年計画（2021～25 年）においては、半導体産業を重点的に発展させ、5 年間に 9.5 兆元（約 150 兆円）の資金を投入すると計画している。主に第三世代（炭化ケイ素（SiC）と窒化ガリウム（GaN）などの素材で製造する）の半導体 IC チップを発展させる。

(2) 重点分野の研究開発

中国政府は、輸入に依存し、特に米国に制限される製品・技術の研究開発を優先的に進めると考え、研究開発の計画を立て、実施に移す。2020 年 9 月、国務院新聞弁公室が開催する記者会見で、中国最大の科学技術研究機関の中国科学院の院長は、「首が絞められる項目のリストを科学研究の優先課題のリストにする」と発言し、中国科学院は 10 年間の計画を策定し、すでに実施したと発表した。

国内で開発が遅れ、輸入に依存し、米国の制裁で「首絞めされる」技術として、おもに 25 分野の技術があると指摘されている（表 2）。

表 2 米国に「首絞め」とされる 25 項目の技術リスト

1	ハイエンのドリソグラフィと関連技術	10	携帯電話用無線周波器材	19	水中コネクタ(海底ケーブル用)
2	IC製造技術と関連設計ソフト	11	大型ガスタービン	20	燃料電池コア材料
3	PCと携帯電話のOSシステム	12	高圧プランジャポンプ	21	ハイエンドの溶接用電源
4	コア工業用ソフトウェア	13	高圧コモンレールシステム	22	医学映像用器材
5	データベース管理システム	14	透過型と走査型電子顕微鏡	23	超精密研磨技術
6	ロボット用コアアルゴリズム	15	ハイエンドのコンデンサーと抵抗器	24	ハイエンドのエポキシ樹脂
7	航空機エンジン	16	ITOターゲット材	25	iCLIP技術(薬開発用)
8	触覚センサー	17	ハイエンドのフライス盤カッター、 ハイエンドの軸受け用鋼材		
9	真空蒸発コーティング機	18	微球(液晶材料)		

出所：各種報道によりまとめ、原典は『科技日報』。

3. 制裁措置の応酬

米中対立のなか、米国が一方的に中国に対して様々な分野で制裁措置を課している。これと対照的に、中国は貿易面で関税の上乗せ措置で対抗したが、他の分野では対抗措置をほとんどとらず、忍耐強く、自ら被害を避けようとしている。

(1) 制裁を実施する米国の優位性

なぜ米国が一方的な制裁措置を取れるのか、やはり外交・軍事のパワー、技術優位と巨大市場など、制裁を実施する優位性を持っているためである。特に米国は技術的な優位性を有し、中国はハイテク技術において、米国企業と他の先進国企業に依存している。米国企業のみならず、他国企業も米国政府の要請を無視できず、対中制裁に同調せざるを得ない。他国企業の多くは米国のソフト、機械設備、特許などの技術を使い、これを避けることが難しい。しかも米国市場が大きいと、他国企業も市場を失うリスクを冒したくない。そして、米国政府は外国企業まで制裁をちらつかせて脅かし、中国への制裁に同調させる。

(2) 中国の対抗措置の選択肢

米国の制裁に対して、中国はすべて無力ではなく、様々な選択肢がある。中国は以下のような対策を取れると考えられる。

第1に、対抗して報復的な制裁措置をとる。例えば、対中制裁に参加する米国企業を制裁し、こうした企業の中国での販売などの経営活動に制限を加える。また、中国は米国企業に販売しないことも選択できる。中国が米国に素材（例えばレアアース、レアメタル）、様々な部品を提供し、サプライチェーンに組み入れており、米国企業がこれを使わなければならない。中国が開発した技術（例えば5G、モバイル決済、自動運転などのAI、電気自動車など）を、米国企業が避けることが難しい。しかし実際、中国はこうした対抗する制裁措置をほとんど実施していない。

第2に、すでに述べたが、国内で研究開発を加速し、米国製部品や技術を使わず、「米国外し」を図る。しかし、これには、相当時間かかるであろう。

第3に、中国は巨大市場の優位性を発揮し、対中制裁に加わった企業を分断する。中国の国内市場は拡大中にあり、消費の規模（小売総額）はすでに米国を上回る。2019年、中国の輸出額は20,771億ドルに達し、世界2位として、1位の米国の25,282億ドルと比べて

82.2%に相当する。加えて、中国の GDP に占める最終消費の割合はまだ 50%台に止まっているが、先進国並みの 70%台までに拡大すると、巨大な市場が確立する。すでに述べたように、中国は消費拡大や、国内循環重視などの政策の実施を強化し、国内消費がさらに刺激される。中国は遠くない将来に世界最大な市場になることは、外国企業にとって極めて魅力的である。

実際の状況を勘案して、以下の 4 点は中国が選択した対応であろう。

第 1 に、デカップリングに警戒し、応じない。デカップリングは米国が脅しの手段としてちらつかせ、中国との関係断絶を意味することである。米国を刺激せず、制裁への報復措置を取らないが、対抗手段を温存する。

第 2 に、巨大市場の優位性を生かし、外国企業を引き付ける。

第 3 に、輸出規制などの立法を進め、中国自らの技術輸出の規制、エンティティ・リストの導入を進める。これは、米国への対抗措置だけではなく、市場秩序を維持するためのルール整備でもある。

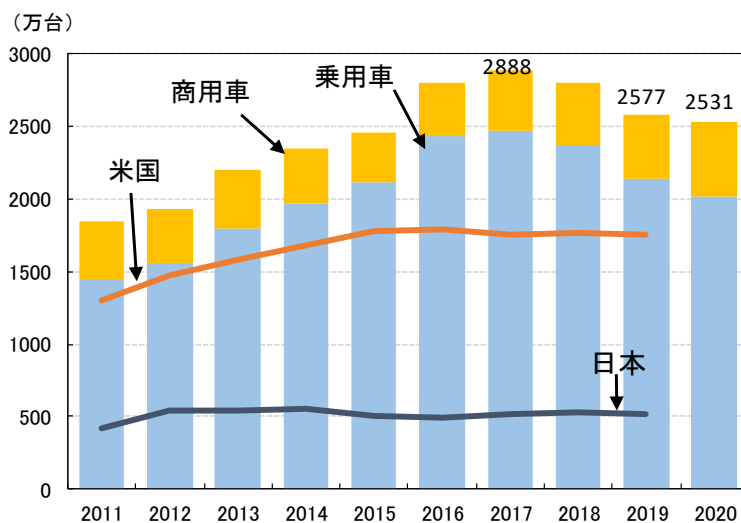
第 4 に、米中対立がもたらす最悪の事態に備える。例えば、穀物の禁輸への備えとして、2020 年 8 月に食糧の節約、浪費防止の大号令を発した。金融制裁への備えとして、デジタル人民元導入を 2019 年から計画している。

(3) 中国市場の魅力：自動車市場の事例

中国の自動車市場は世界最大規模であり、ピークの 2017 年に新車販売台数は 2,888 万台に達した（図 8）。これは、同じ時期の米国市場の 1.6 倍、日本の約 5 倍の規模に当たる。2020 年にはコロナ禍の影響のもとで、1～3 月に新車販売は前年同期比大幅に下落したが、4 月以降前年同期比上昇に転じた。2020 年通年には前年比 1.9%減、微減の販売水準を維持できた。コロナ禍の影響のもとで、中国は世界の主要市場において、唯一成長を回復できた自動車市場であろう。

米国と日本の自動車メーカーが中国で現地生産し、現地販売した乗用車は自国市場での販売台数を上回っている。この意味では、日米の自動車メーカーにとって、乗用車に限って言えば、中国市場はすでに自国市場の規模を上回り、少なくとも中国市場は自国市場と同等な重要性を有するといえよう。

図 8 中国の自動車市場規模（新車販売台数）の推移

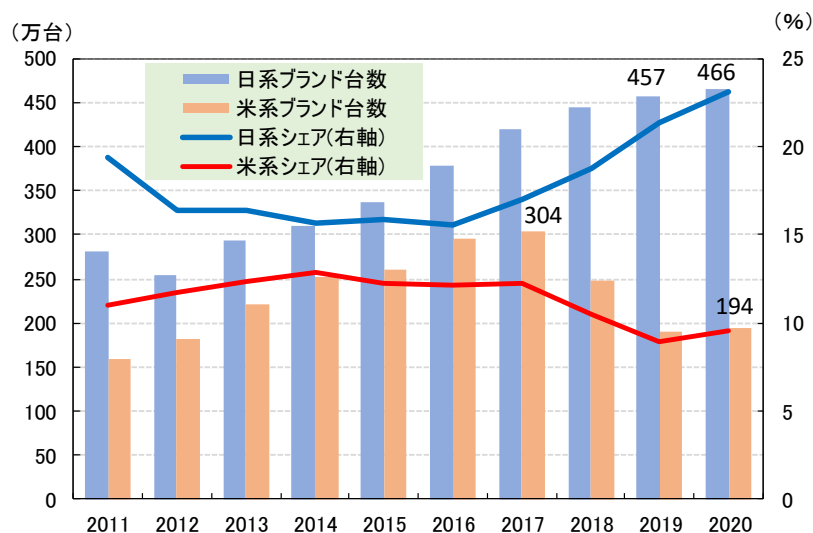


注：いずれも新車販売。

出所：中国汽车工業協会、日本自動車工業会。

米国の自動車メーカーが中国で現地生産し、米系ブランドで中国に現地販売の乗用車はピークの 2017 年に 304 万台、市場シェア（中国の乗用車販売全体のシェア）は 12.3%に達したが、貿易摩擦後に減少し、2019 年に 191 万台であり、シェアは 8.9%に低下し、2020 年には若干増加した（図 9）。比較すると、2017 年米国市場で販売した米系ブランドの乗用車は 200 万台未満である。

図 9 中国で米系ブランドと日系ブランドの乗用車販売台数の推移



出所：中国汽车工業協会。

一方、現地生産の日系ブランドの乗用車は中国での販売が 2019 年に 457 万台に達し、市場シェアは 2019 年に 21.3%、20 年に 466 万台、23.1%に上昇した。比較すると、2019 年日本国内市場での乗用車販売は 430 万台に止まっていた。ちなみに、2019 年米国市場に販売した日系ブランドの乗用車は 233 万台であった。

自動車の事例で分かるように、多くの外国企業にとっては、中国市場はすでに不可欠な存在となっている。米国から対中制裁に同調すると求められる際、米国と中国の二者択一ではなくても、中国市場を放棄せず、米国に働きかけ、対中制裁の措置を和らげることに努力するであろう。前述のように、華為が米国に制裁されても、日米欧の半導体メーカーは引き続き華為に納入できる許可を米国政府に求めている。すなわち、中国の巨大市場の存在は、米国の制裁措置を無力化させる要因になりうる。

(4) 規制・制裁に対する反撃の試み

米国の制裁に対して、中国は忍耐強く、米国に刺激せず、対抗する報復措置を取っていない。しかし、一部の分野では反撃を試みている。これは攻撃、報復の行動よりも、あくまで守りの行動に過ぎない。以下、中国の反撃行動を紹介する。

第 1 に、技術の輸出規制を強化する。中国は 2002 年からも「技術輸出入管理条例」を実施した。2020 年 8 月、商務部と科技部が共同で「中国輸出禁止輸出制限の技術目録」を改訂した。この新しい規定により、米国で TikTok が強制買収される際、中国企業としての TikTok が保有する技術も規制の対象になり、中国政府の審査を受けなければならない。これも米国の制裁を牽制する措置である。

第 2 に、中国版エンティティ・リスト制度を制定する。2019 年 5 月、中国商務部は「不可靠実体清單規定（信用できないエンティティ・リストに関する規定）」を策定すると発表し、2020 年 9 月 19 日に同規定を公表し、実施した。その対象は外国の実体（企業・組織・個人を含む）である。中国の国家主権、安全、発展利益に危害を与える場合、また正常な市場ルールに反し、中国企業との取引を中断し、差別することで、中国企業の利益を損なう場合、当該実体がリストに掲載されうる。制裁の内容としては、中国との輸出入、中国国内での投資活動を禁止し、関連人員の入国と滞在も禁止する、などが含まれる。現段階で同規定の対象となった外国の実体はまだ発表されていない。すなわち、この制度の本格的な運用はまだ始まっていない。

第3に、台湾への武器輸出で米国企業を制裁する。2020年7月14日、ロッキード・マーチン（Lockheed Martin）への制裁が発表された。その後の2020年10月26日に、ロッキード・マーチン、ボーイング統合防衛システム社（Boeing Integrated Defense Systems）、レイセオン社（Raytheon Company）の3社を制裁すると発表された。

第4に、外国企業の対中投資への安全審査の制度を整備する。2020年12月、国家発展改革委員会と商務部が、「外資企業投資の安全審査規定」を発表し、21年1月に実施する。国家安全への影響を基準に、外国からの投資を審査し、重要な農産品やエネルギー・資源、インフラ、文化に関わる製品、情報技術、金融サービスなどの分野が対象になるとみられる。これで、米国が中国企業の対米投資を排除すると同様な手段を使えるようになる。

第5に、外国法律の「ロング・アーム」管轄を阻止する。2021年1月、中国商務部は「外国法律と措置の域外不当適用をブロックする規定」を公表し、即日実施する。米国が国内法を域外適用することは、中国企業への制裁措置の法的根拠となっている。この規定は、外国法律の「ロング・アーム」管轄に断固反対して対抗措置を取り、中国企業と個人が被害を被った場合には、訴訟を起こし、賠償を求めるなどの内容が含まれる。

第5節 まとめと今後の展望

以上の分析をまとめると、以下の結論が得られる。

第1に、貿易制裁は効果薄であり、継続する価値が大きい。米国の対中関税の上乗せ制裁措置は、中国の対米輸出に一定の影響を及ぼしたが、米国の対中貿易赤字の改善には効果が小さい。第1段階合意の後、2020年の米中の相互間貿易は回復に向かっている。

第2に、米国が発動した中国企業への制裁は、中国にとっては痛手であり、制裁された企業は経営困難ないし危機に直面するが、致命的な打撃ではない。

第3に、米中間の技術競争には、米国が優位に立って攻撃を仕掛け、中国は応戦せざるを得ない。中国の科学技術開発を加速させる効果があるが、短期間に米国への劣勢を改善できない。

第4に、中国は米中関係のさらなる悪化、例えばデカップリング、技術の全面封鎖、金融制裁、同盟国の総動員など、すなわち冷戦状態への悪化を防ぐため、対応に弱い措置に止まっている。

第5に、中国はバイデン新政権の方針転換に期待している。

今後の展望として、以下の変化が予想できるであろう。

バイデン新政権がもたらしうる変化として、トランプ政権のアンチグローバル、単独主義的な政策を改めて、経済のグローバル化、国際協調路線への回帰が予想される。このような変化の下で、米国が中国との関係にとりうる政策方針として、中国の発展を全面的に抑制し、技術の全面的な封鎖を継続するが、中国との経済的競争は経済的手段で、国際的ルールのもとで行うことが期待できる。

第3章 数値からみた中国の一带一路構想の実像 ～「親中」国を増やすために推進～

株式会社 日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野淳也

はじめに

中国の習近平政権が進める一带一路を巡っては、「広域経済圏構想」や「巨大経済圏構想」と形容され、既存の世界秩序を変えようとする野心的試みと捉えられている。しかし、こうした形容が、果たして本当に的を射たものであるか否かはほとんど検証されていない。

このような問題意識を出発点として、本稿では一带一路に関する協力覚書に署名した国の対中関係を数値化し、「経済圏構想」と呼ぶにふさわしい関係が構築されているのか、そして、一带一路がどのような方向に進むのかについて考察する。

本稿は、三つの部分から構成される。まず、2013年の提唱から現在（2020年末）までの軌跡を振り返り、習近平政権が一带一路を打ち出した背景や、構想を取り巻く環境の変化を確認する（第1節）。次に、中国との政治・経済的な結びつきの強弱を数値化し、一带一路に関する協力覚書に署名した138か国（以下、協力覚書署名国）の対中経済・政治関係を類型化する（第2節）。さらに、習近平政権が一带一路を今後どのように推進するのかについて展望する（第3節）。

第1節 一带一路の軌跡

一带一路構想（以下、一带一路）は、習近平国家主席が2013年のアジア歴訪の際、中央アジア諸国やASEANに対して連携強化を呼びかけたことから始まった中国の外交戦略である（表1）。一带一路が打ち出された背景として、以下の3点が挙げられる。

第1に、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への対抗である。米国のオバマ政権は当時、TPP交渉に参加し、早期合意を目指していた。米国主導で

表1 一带一路の軌跡

年月	出来事
2013年9月	習近平国家主席、中央アジアなどに対し、連携強化を呼びかけ
2013年10月	習近平国家主席、ASEANなどに対し、連携強化を呼びかけ
2013年11月	中国から欧州まで陸路で結ぶ「シルクロード経済ベルト（一帯）」と海路で結ぶ「21世紀海上シルクロード（一路）」の構築を経済改革プランで明文化
2015年3月	中国政府、インフラ整備、近隣諸国との経済関係強化による内陸地域の振興、を柱とする「一带一路のビジョンとアクション」を発表
2017年10月	第19回共産党大会、一带一路を外交戦略の中核と位置付けるとともに、新しい国際協力枠組みとして引き続き推進する方針を決定

出所：各種報道を基に日本総合研究所作成

TPP を構築し、「既存の国際秩序を変えようとする」中国をけん制しようとした¹。これに対し、中国は TPP に対抗可能な勢力圏を構築しようと考えた。

第 2 に、海外需要の掘り起こしである。一帯一路を打ち出した当時、リーマン・ショック後に実施した「4 兆元景気刺激策」の副作用である過剰設備・在庫問題が顕在化し、その処理が中国経済の足かせになっていた。投資主導型の成長戦略の転換には、過剰設備・在庫の削減が不可欠であるものの、そのためには大規模な人員整理や企業の淘汰が必要となる。こうした事情から、習近平政権は、経済支援を通じて被支援国の需要を喚起し、過剰生産品の輸出や産業移転を促そうとした。

第 3 に、中国の内陸地域振興である。新疆や雲南といった内陸地域は、港からの距離がネックとなり、貿易や外資企業による投資が長年にわたり伸び悩んだ。2000 年代以降、中国政府はインフラ整備など内陸部の発展に力を注ぐようになったものの、上海や広東といった沿海部との地域格差が解消に向かうことはなかった。そこで、習近平政権は、一帯一路によって内陸地域の底上げを図り、国内の地域格差を是正しようと考えた。

しかし、一帯一路を打ち出した当初と現在（2020 年末）では、中国を取り巻く環境は大きく変わった。とりわけ、米国における対中政策の強硬化と自国第一主義への傾倒は、最も大きな変化といえる。

米国の対中政策は、トランプ政権下で強硬化した。中国への制裁措置は当初、対中貿易赤字の是正を迫るための関税引き上げが中心であった。しかし、同政権末期には安全保障上の脅威を排除する目的で個別ハイテク企業向け制裁（取引停止など）が強化された。さらに米国は、新疆ウイグル自治区や香港の人権問題、あるいは香港の「国家安全維持法」を巡って中国を厳しく批判した。

米国の自国第一主義を象徴するのは、TPP からの離脱表明である（表 2）。トランプ前大統領は、TPP のような多国間の自由貿易協定は国内の雇用を喪失させ、貿易赤字の拡大につながるとし、2017 年の就任直後に TPP 交渉から離脱した。温室効果ガス等の排出削減のための国際枠組みであるパリ協定からも離脱するなど、米国は世界のリーダーとしての役割を自ら放棄し、自

表 2 一帯一路を推進する背景

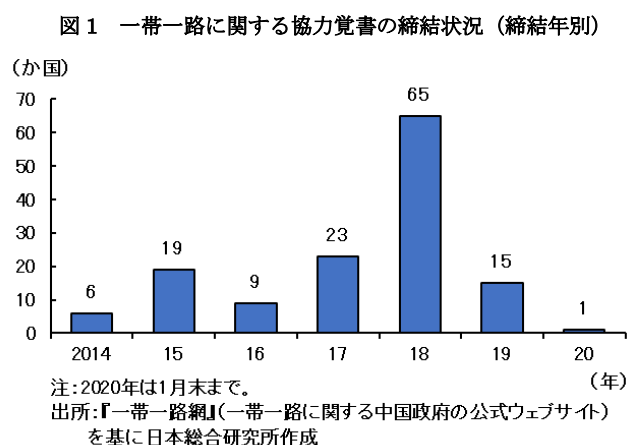
米中政権	TPP	一帯一路
オバマ/習近平	・TPP交渉に参加し、協定の実現を通じて中国をけん制	・TPPへの対抗 ・海外需要の掘り起こし ・中国の内陸地域振興
トランプ/習近平	・米国第一主義を掲げ、TPP交渉から離脱	・「親中」国を増やす

出所：『中国共産党新聞網』、『一帯一路網』（一帯一路に関する中国政府の公式ウェブサイト）、各種報道を基に日本総合研究所作成

国の利益拡大を追求する姿勢を鮮明にした。

中国は米国における自国第一主義への傾倒を自らが世界のリーダーになるという野心を実現するチャンスととらえた。2017年の第19回共産党大会において、習近平政権は2050年までに国際的な影響力で中国が世界をリードするという国家目標を掲げた²。実際、この党大会以降、多国間自由貿易体制の維持や気候変動といったグローバルな課題の解決に向けて、中国はこれまでよりも積極的な姿勢を示すようになってきている。

米国のTPP離脱表明により、TPPに対抗して一带一路を推進する必要性は後退したもの、米国における対中政策の強硬化と自国第一主義への傾倒により、政治面で「親中」の立場をとる国を増やす必要性はむしろ高まった。こうした変化を踏まえ、習近平政権は、一带一路のもとで貿易、投資、援助を拡大し、「親中」国を増やしていくことを目指すようになった。



2020年1月末時点で、138か国が一带一路に関する協力覚書に署名している（図1）。年別の締結状況をみると、2014年～2017年の年間署名国数は多くても20か国程度であったが、2018年は65か国に急増した。アジアと欧州の大部分の国が2017年までに協力覚書に署名する一方、2018年以降はアフリカ、大洋州、中南米諸国の署名が相次いでおり、一带一路が陸上・海上のシルクロード沿線国から、世界規模に広がっていることを指摘できる。わが国のメディアで一带一路が広域経済圏構想と称されるのは、署名国の増加や地理的な拡大が注目されているためである。

もっとも、協力覚書はすべて中国との二国間で結ばれており、その内容はほとんど開示されていない。一带一路がメディアで形容される経済圏構想にふさわしい実体を備えているのか。これを判断するためには、覚書を結んだ国と中国との関係を詳細に分析する必要がある。

第2節 数値からみた協力覚書署名138か国の対中関係

以下ではデータ分析を通じて、138の協力覚書署名国の対中関係を確認したい。

分析の大まかな流れを説明すると、経済と政治、それぞれの方面において中国との結びつきを示す 7 分野で関係の緊密性を数値化した。経済の 7 分野とは、①中国からの直接投資額、②対中貿易依存度、③請負工事契約額、④FTA 締結の有無、⑤通貨スワップの有無、⑥第三国市場協力覚書の有無、⑦デジタルシルクロード関連覚書の有無、である。政治の 7 分野とは、①一帯一路関連国際会議への出席頻度、②中国首脳の相手国訪問回数、③二国間関係の呼称、④国連での中国支持の有無、⑤大使館・領事館数、⑥孔子学院の設置数、⑦留学生数、である。そのうえで、協力覚書署名 138 か国の経済スコア、政治スコア、そして総合スコア（経済スコアと政治スコアの平均）を算出した。なお、具体的な指標と計算方法については、章末表 1 を参照されたい。

1. 広域経済圏構想とみなすのは実態にそぐわず

協力覚書に署名した 138 か国の対中関係をみると、中国との緊密さにかんがりのばらつきがあることを指摘できる。

各国の総合スコアを上から並べた場合、第 1 位はカンボジアとなり、以下、ラオス、ミャンマー、パキスタン、モンゴル、マレーシア、カザフスタン、シンガポール、キルギス、ベトナムと続く。上位 10 か国の平均は 67.2 点であった（図 2、章末表 2）。これに対し、下位 10 か国は、北マケドニアからラトビア、マルタ、オマーン、エルサルバドル、レバノン、リトアニア、モルドバ、ソロモン諸島と並び、最下位はニウエであった。下位 10 か国の平均は 14.9 点と、上位 10 か国と 52.3 ポイントの差がある。50 点超の高スコアを獲得する国が 138 か国中 23 か国ある一方で、15 か国が 20 点未満にとどまり、対中関係の緊密さにはかなりの濃淡があることが分かる。

図 2 協力覚書署名 138 か国の対中関係（総合スコア）

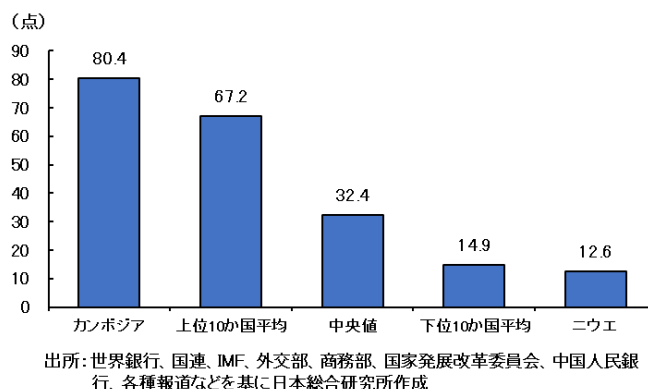
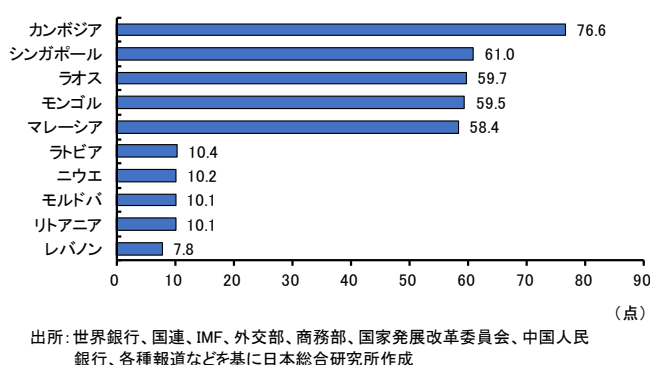


図 3 経済スコア上位・下位各 5 か国



経済と政治に分けても、総合スコアと同様の傾向がみられる。経済スコアでは、カンボジアが 76.6 点とトップで、以下シンガポール (61.0 点)、ラオス (59.7 点)、モンゴル (59.5 点)、マレーシア (58.4 点) と続き、15 か国が 50 点超であったのに対し、レバノン (7.8 点)、モルドバ (10.1 点)、リトアニア (10.1 点)、ニウエ (10.2 点)、ラトビア (10.4 点) など 23 か国は 20 点未満にとどま

った (図 3)。政治スコアでは、ラオスが 89.8 点とトップで、ロシア (89.1 点)、パキスタン (88.7 点)、ミャンマー (86.1 点)、カンボジア (84.2 点) と続き、24 か国が 60 点超であったのに対し、ソロモン諸島 (7.0 点)、リビア (9.0 点)、キリバス (9.5 点)、ニジェール (11.5 点)、北マケドニア (11.9 点)

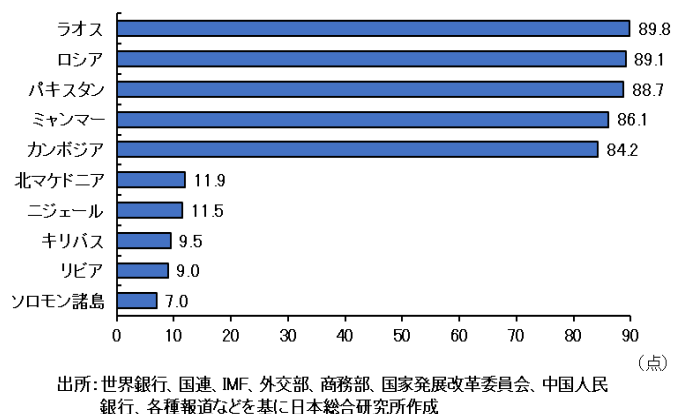
など 22 か国は 20 点未満にとどまった (図 4)。

138 か国の対中関係を改めて整理すると、政治経済の両面で緊密な関係を築いた国は意外に少なく、経済・政治のいずれか、あるいは両方で緊密といえない国が大半を占める。一帯一路の真の目的は、貿易、投資、援助を通じて、政治的に「親中」の立場をとる国を増やすことと考えられる。また、極めて「親中」な立場をとる国はいまのところ限られるなど、協力覚書署名国の対中関係は、経済圏と呼べるほど緊密でも均質でもない。現時点において、一帯一路をメディアが形容するような広域経済圏構想とみなすことは早計であり、実態にそぐわないといえる。

2. 類型化で確認された傾向

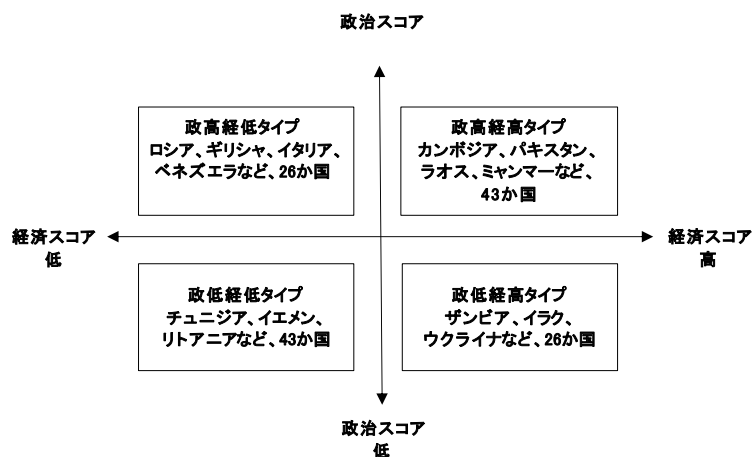
138 か国を中央値からどのくらい乖離しているかにより、1) 政治・経済の両面で緊密である「政高経高」、2) 政治的には緊密であるが、経済的には緊密とはいえない「政高経低」、3) 政治的には緊密とはいえないが、経済的には緊密な「政低経高」、4) 政治・経済の両面で緊密とはいえない「政低経低」、の四つのタイプに類型化した (図 5)。この類型化を通じて浮き彫りになった地域別の傾向は、以下の 4 点である。

図 4 政治スコア上位・下位各 5 개국



第1点目は、アジア諸国の対中経済・政治関係が総じて緊密なことである³。政高経高タイプの43か国には、アジアの20か国が含まれており、地域別では最多であった⁴（表3）。また、アジアでは37か国が一路に関する協力覚書に署名しているが、政高経高タイプの占める割合が最大（54.1%）であった。しか

図5 協力覚書署名国の対中関係4類型



注：経済スコア、政治スコア、各スコアの中央値を基準に、協力覚書署名138か国を類型化。
出所：世界銀行、国連、IMF、外交部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、各種報道などを基に日本総合研究所作成

表3 地域別類型表

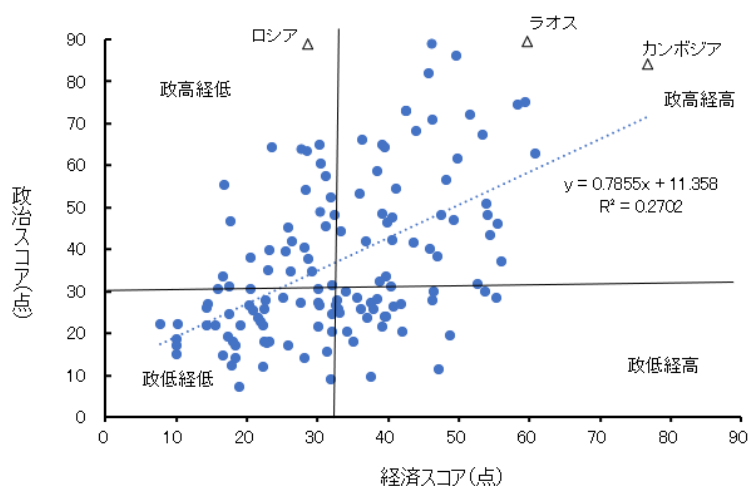
	政高経高タイプ	政高経低タイプ	政低経高タイプ	政低経低タイプ
アジア(37か国)	カンボジア、ラオス、ミャンマー、パキスタン、モンゴル、マレーシア、カザフスタン、シンガポール、キルギス、ベトナム、インドネシア、タイ、ウズベキスタン、韓国、UAE、タジキスタン、モルディブ、トルコ、ブルネイ、パングラデシュ	ネパール、スリランカ、フィリピン、サウジアラビア、イラン、アフガニスタン	東ティモール、ジョージア、イラク、クウェート、アルメニア	アゼルバイジャン、カタール、バーレーン、イエメン、オマーン、レバノン
アフリカ(44か国)	エチオピア、ギニア、モザンビーク、エジプト、赤道ギニア、ジンバブエ、ジブチ、ケニア、コンゴ共和国、セネガル、ガボン、シエラレオネ、ナイジェリア、アンゴラ、カメルーン	南アフリカ、ナミビア、タンザニア、ルワンダ	ザンビア、ガーナ、ガンビア、チャド、ウガンダ、コモロ、セーシェル、リベリア、アルジェリア、ニジェール、南スーダン	スーダン、マダガスカル、モーリタニア、ブルンジ、コートジボワール、モロッコ、ソマリア、マリ、チュニジア、ベナン、カーボベルデ、リビア、レソト、トーゴ
欧州(27か国)	ベラルーシ、セルビア、チェコ	ロシア、イタリア、ハンガリー、ギリシャ、ポルトガル、ポーランド、オーストリア、アルバニア、ルーマニア、クロアチア	ウクライナ、モンテネグロ	スロベニア、キプロス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エストニア、ルクセンブルク、スロバキア、北マケドニア、ラトビア、マルタ、リトアニア、モルドバ
大洋州(11か国)	パプアニューギニア、ニューギニア、サモア	フィジー	ミクロネシア連邦、バヌアツ、キリバス	トンガ、クック諸島、ソロモン諸島、ニウエ
中南米(19か国)	スリナム、ペルー	チリ、エクアドル、ベネズエラ、キューバ、パナマ	ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ボリビア、グレナダ、バルバドス	ドミニカ、ガイアナ、ウルグアイ、アンティグア・バーブーダ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル

注1：経済スコア、政治スコア、各スコアの中央値を基準に、協力覚書署名138か国を類型化。
注2：地域別分類は中国側資料に従ったため、アジアには中東を含み、アフリカはサハラ以南および北アフリカ（エジプトなど）を指す。
注3：国名は、総合スコアの高い順に掲載。
出所：世界銀行、国連、IMF、外交部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、各種報道などを基に日本総合研究所作成

も、カンボジアやラオスのように、経済スコア、政治スコアいずれの中央値（経済スコア 32.4 点、政治スコア 30.8 点）を大幅に上回る国がアジアに多い（図 6）。

アジア諸国の対中関係が総じて緊密になる理由としては、地理的近接性が挙げられる。貿易額は相手国との距離に反比例するという重力モデルに基づけば、アジアは他の地域よりも対中貿易の面で優位である。鈍化しているとはいえ成長率が高く、経済規模が大きい中国と良好な関係を構築することは、その国の経済発

図 6 スコア散布



注：線は、経済スコア、政治スコアの中央値を指す。
出所：世界銀行、国連、IMF、外交部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、各種報道などを基に日本総合研究所作成

展にプラスに作用する。中国国内での人件費の高騰や産業構造の転換、そして米中貿易摩擦の激化を背景に、サプライチェーンがアジア諸国に拡大していることも、対中関係の緊密化を後押しした。

東南アジア諸国に限れば、各国内の華僑財閥が対中関係を緊密化させた一因に挙げられる。中国と地縁・血縁関係のある多くの華僑が中国との経済関係の深化に寄与し、他の地域ではみられない二国間経済関係が構築された。

第 2 点目は、アフリカの対中関係が安全保障上の重要国を除けば緊密とはいえないことである。アフリカでは 15 か国が政高経高タイプに分類されたが、経済・政治のスコアがアジア諸国に比べて低く、中央値との乖離が小さいことが指摘できる。また、アフリカ全体 (44 か国が一带一路に関する協力覚書に署名) でみれば、政高経高タイプの占める割合は半分にも満たないうえ、政低経低タイプの占める割合が 31.8% (14 か国) と高い。

アフリカで政高経高に入った国のなかで、アンゴラ、コンゴ共和国、エジプト、ジブチ、の 4 か国は中国にとって特に重要な国といえる。中国は急速な経済発展や国内生産の頭打ちを背景に、中国にとって原油の確保が最重要課題となっている。こうした状況の下、2019 年の中国の原油輸入量でアンゴラは第 4 位 (9.4%)、コンゴ共和国は第 13 位 (2.4%) と、主要調達先の一角を占める。一方、エジプトは、アジアと欧州を海路で結ぶスエズ運河を擁

し、ジブチはこのスエズ運河とアジアを直接結ぶ海上交通の要衝にあり、中国軍唯一の海外常設基地が設置されていることから、両国は政治経済の両面で中国と緊密な関係になった。

第3点目は、欧州諸国の中国との結びつきの弱さである。中国は、当初より中東欧地域を欧州全体に一带一路を拡大するための窓口と位置付け、投資を中心に経済関係の強化に努めてきた。中東欧諸国と中国の首脳が一堂に会するサミットを毎年開催するなど、政治的な関係強化にも取り組んだ。しかし、こうした取り組みは奏功しているとはいえず、中東欧を含む欧州27か国のうち、政高経高タイプに分類されるのはセルビア、ベラルーシ、チェコのわずか3か国に過ぎず、政低経低タイプは計12か国で、地域全体に占める割合は最も大きかった。中国からの直接投資（2013年～2019年のストック増加分の対GDP比）において、多くの欧州諸国は協力覚書署名国のなかで下位に属する。これが中東欧諸国の経済・政治スコアを引き下げる要因になった。

第4点目は、大洋州および中南米においては、いまのところ中国との緊密な関係が形成されていないことである。類型化すると、両地域には共通点が多い。例えば、ニュージーランドやペルーのような地域の協力覚書署名国のなかで経済規模が大きい国は政高経高タイプに入るものの、地域全体でみれば政低経低タイプの占める割合が最も大きい。ただし、大洋州や中南米の国は、一带一路に関する協力覚書に署名してからの期間が比較的短い。このことがスコアに影響していると考えられることもできる。

3. 主な国の対中関係

続いて、カンボジア、ラオス、ロシア、の3か国をとりあげ、これらの国がなぜスコアが高いのかを整理する。カンボジアは経済スコア、ラオスは政治スコアが第1位である。ロシアはスコアこそ高くないものの、経済規模の大きい国が集まって幅広い国際問題を協議するG20のメンバーであり、経済的な関係を強化する余地が残されていることから、個別に分析する。

(1) カンボジア

カンボジアは、総合スコア（80.4点）と経済スコア（76.6点）が第1位、政治スコアが84.2点で第5位にランクインしている。

経済スコアが第1位になった最大の決め手は、FTA である。カンボジアは、ACFTA (ASEAN－中国 FTA)、RCEP (地域的な包括的経済連携協定) で中国と FTA を結んでいるが、2020 年 10 月には二国間 FTA を締結 (署名) した (表 4)。貿易依存度や直接投資といった経済スコアを構成する他の指標でも、カンボジアは上位に入った。

政治スコアをみると、親中姿勢を鮮明に示したことが主な加点要因となった。例えば、国連で香港 (2020 年 6 月) およびウイグル問題 (同年 10 月)

が議題となった際、協力覚書署名国の多くは賛否を明らかにしなかった。しかし、カンボジアは 2 回とも中国支持に回った (表 5)。一帯一路関連の国際会議にもすべて出席している。

カンボジアは、ベトナムとタイに挟まれ、政治・経済両面で強まる両国の影響をいかに回避するかが課題となっている。厳しい政治的抑圧で欧米諸国との関係が悪化するフン・セン政権にとって、中国との関係強化は外交上の後ろ盾

と開発に必要な資金を獲得するという点で好都合であった。一方、中国は ASEAN が南シナ海の領有権問題で結束することを嫌い、ASEAN 内で中国擁護の立場をとる国を必要としていた。こうした背景の下、カンボジアは 138 の協力覚書署名国のなかで最も緊密な対中経済・政治関係を構築したと考えられる。

表 4 中国の FTA 進捗状況

状況	形式	国名
署名済	二国間	ジョージア、韓国、ペルー、シンガポール、チリ、パキスタン、カンボジア、モルディブ、コスタリカ、ニュージーランド
	多国間	ACFTA (ASEAN)、RCEP (ASEAN、韓国、ニュージーランド)
交渉中	二国間	スリランカ、モルドバ、パナマ
	多国間	湾岸協力理事会 (GCC、サウジアラビアなど中東6か国)
検討中	二国間	フィジー、ネパール、バブアニューギニア、バングラデシュ、モンゴル

注: 協力覚書署名国に限定。

出所: 『中国自由貿易区服務網』(商務部系のウェブサイト)

表 5 国連での対中姿勢

	香港(6月)	ウイグル(10月)
賛成	カンボジア、ラオス、パキスタン、ジンバブエ、トーゴ、モロッコ、エジプト、ベラルーシ、ベネズエラなど、45か国	カンボジア、ラオス、パキスタン、サウジアラビア、アンゴラ、マダガスカル、タンザニア、ロシア、キリバス、グレナダなど、36か国
反対	オーストリア、スロバキア、エストニア、リトアニア、スロベニア、ラトビア、ルクセンブルク、ニュージーランドの8か国	オーストリア、ポーランド、ブルガリア、スロバキア、アルバニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エストニア、リトアニア、スロベニア、北マケドニア、ラトビア、イタリア、ルクセンブルク、ニュージーランドの15か国

注1: 中国擁護を表明した場合は賛成、中国を非難する決議に同調した場合は反対とカウント。

注2: 協力覚書署名国に限定。

出所: 各種報道を基に日本総合研究所作成

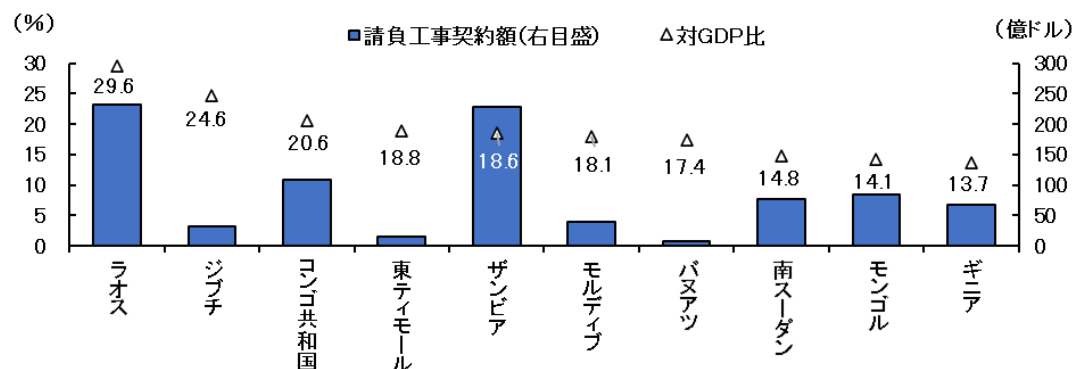
(2) ラオス

ラオスは、総合スコアが第2位（74.7点）、経済スコアは第3位（59.7点）であったが、政治スコアでは89.8点を獲得し、第1位にランクインした。

同国の経済スコアを引き上げた最大の要因は、投資である。請負工事契約額の対GDP比では第1位、中国からの直接投資は第2位に入っている（図7）。同国にとって巨大国家プロジェクトである中国－ラオス鉄道の建設が進んでおり、2021年に完成予定である。鉄道周辺の開発も含め、中国企業はラオスで工事の請負や直接投資を積極的に行っている。

一方、政治スコアを構成する7分野のうち、ラオスは一帯一路関連国際会議の出席頻度など三つの指標で1位に入った。加えて、人口1万人当たりの（中国への）留学生数の多さや大使館・領事館の数が相対的に多いことがスコアを引き上げる要因となった。

図7 中国企業による請負工事



注1: 協力覚書署名国のなかで対GDP比が高かった上位10か国。

注2: 5年間の累計で比較。

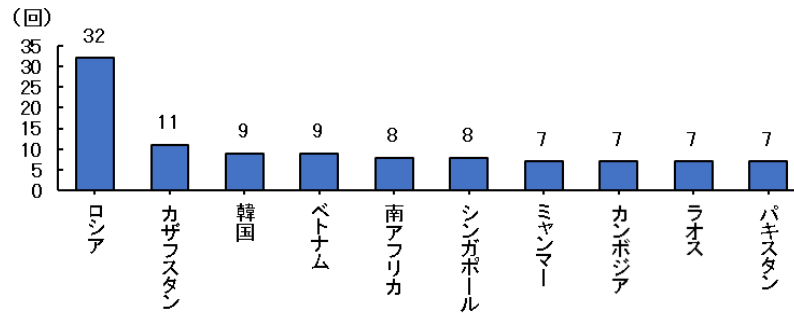
出所: 商務部『中国商務年鑑』、世界銀行および国連を基に日本総合研究所作成

ラオスと中国が互いを必要とした理由は、概ねカンボジアと同じである。ただし、ラオスは中国と同じ社会主義国であり、その一方で欧米との関係は良好という点がカンボジアと異なる。

(3) ロシア

ロシアは、政治スコアが89.1点で第2位にランクインした半面、経済スコアは28.6点で同スコアの中央値を4ポイントほど下回り、順位も第87位であった。総合スコアは、政治分野のスコアが高いことから、第11位（58.9点）であった。

図 8 中国首脳の訪問回数（2014 年～2020 年 11 月）



注1: 習近平国家主席、李克強首相、外交担当政治局委員、外相などの相手国訪問回数をカウント（国際会議で訪問しても相手国首脳との会談を確認できなかった場合を除く）。

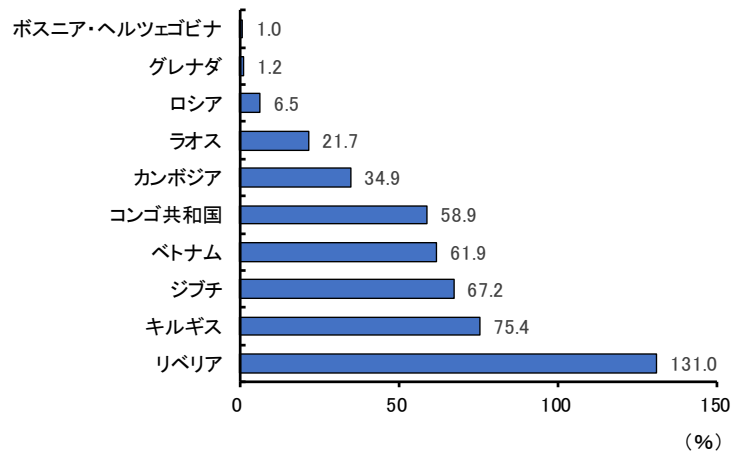
注2: 協力覚書署名国のなかで回数が多かった上位10か国。

出所: 外交部、中国政府、各種報道を基に日本総合研究所作成

政治スコアの内訳をみると、中国首脳の訪問回数が協力覚書署名国のなかで突出している（図 8）。とくに、習近平国家主席と李克強首相の訪問回数が多いことは、中国がロシアとの政治的関係を重視していることの表れといえる。大使館・領事館の数も 1 位で、この二つがロシアの政治スコアを第 2 位に押し上げる主因となった。その他の五つの分野でも、1 位や上位が多い。

対照的に、貿易依存度など、経済面のスコアは総じて低調であった（図 9）。その理由として、①経済規模が大きく（GDP 世界第 11 位）、対 GDP 比で評価するスコアが上昇しにくい、②ロシアからみて EU が最大の貿易相手（エネルギーの輸出先）となっている、という二つの構造的要因を指摘できる。

図 9 協力覚書署名国の対中貿易依存度（2019 年、対 GDP 比）



出所: IMF、世界銀行を基に日本総合研究所作成

また、ロシアと中国の経済関係が深まらない背景には、双方の思惑が必ずしも一致していないことも影響している。中国はエネルギー、ロシアは消費財の供給で、それぞれ相手方への依存度が高まることを警戒しており、これが経済関係の深化を阻んだとみられる。こうし

た経済面のすれ違いは、中国とロシアが米国に対抗するという政治的な観点では互いを強く必要としているのとは対照的である。

第3節 一帯一路は今後どのように展開されるのか

これまで指摘したように、習近平政権は、メディアが想定する経済圏の形成ではなく、「親中」国を増やすために一帯一路を続けるであろう。一方、米国の対中強硬姿勢は、バイデン新政権になっても変わらない可能性が高い。同政権は同盟国との関係改善により中国に対抗する方針を示しているため、中国を取り巻く環境はトランプ前政権時より厳しくなる可能性がある。こうしたことから、習近平政権は次のことを重視し、一帯一路を進めるのではないかと考えられる。

一つは、中国包囲網の切り崩しである。トランプ政権中期の2018年以降、米国は「FOIP（自由で開かれたインド太平洋戦略）」など、対中包囲網の構築に注力するようになった。その理由として、関与政策は失敗したとの認識に基づく対中強硬論の台頭が挙げられる。米国は中国との国交正常化以降、政権によって多少の温度差はあるものの関与政策、つまり、経済の自由化を推進し豊かになれば、政治もやがて民主化されると考え、中国のWTO加盟などを後押しするとともに、貿易や投資の拡大を推進してきた。

しかし、中国共産党の一党支配が習近平政権下でむしろ強化された状況を受け、中国には圧力をかけて民主化を迫るべきとの強硬論が米国内で台頭した。このような対中強硬論は、党派を超えたコンセンサスとなっており、バイデン新政権の発足で和らぐ可能性は低い。むしろ、バイデン新大統領は同盟国との関係改善により中国に対抗するという方針を示しており、中国を国際的に孤立させる対中包囲網が形成される可能性がある。

一方、習近平政権は、今世紀半ばまでに米国に代わって世界をリードするという外交戦略の下、一帯一路を進める方針である。しかし、すべての協力覚書署名国との間でカンボジアやラオスのような「政高経高」関係を築くことは困難であり、現実的な手法でもない。バイデン新政権下で対中包囲網が形成されると想定すれば、包囲網の切り崩しが一帯一路における当面の最重要課題になるであろう。

表5で指摘したように、国連ではアフリカなど、中国を支持する国が多く、孤立する不安はない。そのため、G20における「親中」国の確保が中国にとって今後焦点となる。G20のメンバーには7か国の協力覚書署名国がある。ロシアとは優秀なIT技術者の育成や宇宙開

発、サウジアラビアとは脱石油依存型の産業振興といったかたちで協力を積み上げ、関係緊密化を図るのではないかと考えられる。

いま一つは、質の重視である。2020年10月の五中全会（中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議）では、2021年からの第14次5か年計画の原案が採択され、一帯一路については「質を重視する」方針が示された⁵（表6）。デジタル産業や公衆衛生など幅広い分野での協力、ハイレベルの二国間・多国間FTA

の締結が推進され、インフラ整備中心の協力関係をより高度な段階へと引き上げていく見込みである。

また、第14次5か年計画の原案では、一帯一路での取り組み方針として、「双方向の貿易・投資の拡大」や「債務の持続可能性に配慮した融資」が盛り込まれた。これは、協力覚書署名国により多くのメリットをもたらす施策であり、五中全会で打ち出された質の重視の一環と解釈できる。

表6 一帯一路関連の中期計画方針

方針	具体例
質の重視	・デジタル産業やサプライチェーン、公衆衛生といった幅広い分野での協力
	・ハイレベルの二国間・多国間FTAネットワークの締結推進
	・双方向の貿易・投資の拡大
	・債務の持続可能性を考慮した融資
その他	・双循環の推進
	・安全保障面での取り組み強化

注1: 双循環は、内需拡大を中心に、貿易・直接投資の拡大も推進する新しい発展モデル。

注2: 第14次5か年計画の原案は、「安全保障面での取り組み強化」の詳細示さず。

出所:『中国共産党新聞網』を基に日本総合研究所作成

おわりに

習近平政権が一帯一路を推進していくに当たっては、以下の2点が進展を阻む要因となる可能性がある。

第1は、対中貿易赤字の拡大である。中国経済の成長持続、さらには貿易自由化措置（関税引き下げなど）の実施を背景に、協力覚書署名国の対中輸出は増加した。しかし、中国からの輸入は輸出を上回るペースで伸び、各国の対中貿易赤字は拡大傾向にある。事態の打開に向け、中国は、良質な海外製品の購入拡大や博覧会の開催といった輸入促進策を推進しているものの、貿易不均衡の抜本的な是正につながるとは考えにくい。仮に、対中貿易赤字が拡大し続ければ、一帯一路、ひいては中国の求心力が低下する可能性がある。

第2は、国内世論の海外支援に対する支持低下である。海外への大規模支援を疑問視する見方は中国国内にも存在する。情報統制が厳しくなるなか、海外支援に対する批判は表面に出てこなくなったものの、ネット上では、「対外援助よりも国内の貧困対策を優先すべき」

との主張が残る⁶。潜在成長率の低下や財政赤字の拡大により、こうした主張が強まると、海外支援関連の予算が抑えられ、一帯一路を進めるための資金を確保できなくなる恐れもある。

参考文献

(日本語)

- ・ 岩崎薫里「新型コロナで取り組みが加速する中国のデジタルシルクロード」『リサーチ・フォーカス』No.2020-023、2020年10月19日（日本総合研究所ウェブサイト内レポート）
- ・ 大橋英夫「TPPと中国の「一帯一路」構想」『国際問題』No.652、2016年6月号、日本国際問題研究所
- ・ 栗田真広「ポスト・コロナの中国と「一帯一路」—中国・パキスタン経済回廊の事例から」防衛研究所『NIDS コメンタリー』第126号（防衛研究所ウェブサイト内レポート）
- ・ 佐野淳也「三中全会から読み解く中国構造改革の方向性—権限見直しによる「小さな政府」への転換—」『JRI レビュー』Vol.3, No.13、2014年3月、日本総合研究所
- ・ 佐野淳也「新常态下で積極化する中国の対外経済戦略—一帯一路を中心に—」『JRI レビュー』Vol.3, No.33、2016年3月、日本総合研究所
- ・ 佐野淳也「一帯一路の進展で変わる中国と沿線諸国との経済関係」『JRI レビュー』Vol.4, No.43、2017年3月、日本総合研究所
- ・ 佐野淳也「第2次習近平政権が進める中国の対外経済戦略—一帯一路構想に込められた理想と現実のギャップ—」『JRI レビュー』Vol.3, No.54、2018年3月、日本総合研究所
- ・ 佐野淳也「一帯一路、沿線諸国による見直しの動きをどうとらえるのか」『JRI レビュー』Vol.4, No.65、2019年3月、日本総合研究所
- ・ 習近平『習近平 国政運営を語る』北京、外文出版社、2014年
- ・ 西村豪太『米中経済戦争 AIIB 対 TPP—日本に残された大逆転のチャンス』東洋経済新報社、2015年
- ・ 野木森稔、佐野淳也「強まるASEAN・中国経済のつながり—ASEANの対米中バランス外交継続に落とし穴—」『リサーチ・フォーカス』No.2020-018、2020年8月14日（日本総合研究所ウェブサイト内レポート）

(中国語)

- ・ 李巍主編『中国経済外交藍皮書（2020）：在世界經濟裂变中負重前行』北京、中国社会科学

出版社、2020 年

- ・ 王緝思「“西進”、中国地縁戦略的再平衡」北京大学国際戦略研究中心『国際戦略研究簡報』第 73 期、2012 年 10 月 7 日

-
- ¹ 西村 [2015] .P.5。
 - ² 習近平「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主義偉大勝利」2017 年 10 月 28 日 中国共産党新聞網（第 19 回共産党大会での「政治報告」、<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>）。
 - ³ 本稿の地域別分類は中国側資料に従った。そのため、アジアには中東を含み、アフリカはサハラ以南および北アフリカ（エジプトなど）を指す。
 - ⁴ 本稿における「緊密」とは、関係が深いという意味であり、親密と同義ではない場合がある。例えば、ベトナムは南シナ海の領有権問題を抱え、中国との政治的な関係は必ずしも親密とはいえない。しかし、そうした問題を抱えているが故に、中国首脳による訪問回数が多く、ベトナムの政治スコアを引き上げることとなった。
 - ⁵ 「中共中央關於制定国民經濟和社会發展第十四箇五年規劃和二〇三五年遠景目標的建議」2020 年 11 月 4 日 中国共産党新聞網（<http://cpc.people.com.cn/n1/2020/1104/c64094-31917780.html>）。
 - ⁶ 「専 家：以国内貧困人口為由反对对外援助愚蠢」2012 年 7 月 23 日 騰訊網（<https://news.qq.com/a/20120723/000841.htm>）。

章末表 1 協力覚書署名 138 か国の経済・政治スコア算出方法

○スコア算出までの流れ

- ①中国との経済、政治的な緊密性を示すと考えられる 7 分野を選定し、指標化
なお、それぞれの出所、各指標の算出方法は下記の通り
- ②指標ごとに点をつけ、その合計で経済・政治スコア（各 100 点）を算出

<経済スコア>

指標	出所	算出方法
中国からの直接投資額	商務部等『中国対外直接投資統計公報』、GDPは世界銀行(ない場合は国連統計)	・直近8年(2013年～2019年)の直接投資ストック増加分の対各国GDP比(2019年GDPの何%に相当するか)を計算 ・対GDP比が大きい順に順位付けし、トップの国に20点、最下位の期には0点となるように順位に応じて配点。 (例) 数値が同一またはデータがない国が複数あり、最下位の順位が100位だった場合、1位＝20点、2位19.8点。。。99位＝0.2点、100位＝0点となる。なお、データがない国は0点とする。
対中貿易依存度	貿易額はIMFのDOT、GDPは中国からの直接投資額と同出所	・2019年と2013年の各国対中貿易額の対GDP比を計算 ・(2019年の対中貿易対GDP比－2013年の対中貿易対GDP比)の値が大きい順に順位付けした後、中国からの直接投資額と同様の算出方法
請負工事契約額	商務部『中国商務年鑑』、GDPは中国からの直接投資額と同出所	・各国での中国企業による新規契約合計額(2014年～2018年)の対GDP比を計算 ・対GDP比計算後は、中国からの直接投資と同様の算出方法
FTA締結の有無	『中国自由貿易区服務網』(中国の商務部系ウェブサイト)	・中国との二国間、多国間(中国－ASEAN、RCEP)FTAがすべて発効、協定文書に署名している場合は10点、二つは6.7点、一つは3.3点、全く締結していない国には0点を配点
通貨スワップの有無	中国人民銀行ウェブサイト、李巍主編『中国経済外交藍皮書(2020)』	・期限切れ前で有効とされている国は10点、期限到来後に期限付きの新協定が結ばれていない国、未締結の国には0点
第三国市場協力覚書の有無	国家発展改革委員会(2019年9月発表資料)	・中国と第三国市場協力に関する覚書を締結した国には10点、未締結の国には0点を配点
デジタルシルクロード関連覚書の有無	Eurasia Group, “The Digital Silk Road: Expanding China’s Digital Footprint”、各種報道	・中国とデジタルシルクロード(情報通信での技術協力も含む)に関する政府間覚書を締結した国には10点、それ以外の国には0点を配点

注1: 2019年のGDPが未発表の場合は、2018年のデータで代用。

<政治スコア>

指標	出所	算出方法
一帯一路関連国際会議への出席頻度	『一帯一路網』(一帯一路に関する中国政府の公式ウェブサイト)、外交部ウェブサイト	・2017年と2019年の一帯一路国際協力サミット、2020年の外相級会議の出席状況を確認
		・首脳/外相が全3回出席国には20点、2回出席国には10点、1回出席国には5点、1回も出席しなかった国には0点を配点
中国首脳の相手国訪問回数	外交部ウェブサイト、中国政府ウェブサイト	・2014年～2020年11月末に、中国首脳8人の相手国訪問回数をカウント
		・首脳の内、習近平国家主席は5倍、李克強首相は3倍の補正係数を訪問回数に乗じた補正済訪問回数を算出
		・補正済訪問回数の算出後、中国からの直接投資と同様の算出方法
二国間関係の呼称	外交部ウェブサイト	・相手国との二国間関係をどう呼んでいるのかを確認
		・相手国側も中国と運命共同体である/となることを表明した場合は20点、パートナーシップの場合は形容する単語の数により、15点、10点、5点、とくに言及がない場合は0点を配点
国連での中国支持の有無	各種報道	・2020年6月の香港問題、同年10月のウイグル問題をめぐる国連討議での対中姿勢を確認
		・中国を擁護した場合は+1、非難した場合は-1、中立は0、の評価を付与
		・全2回の評点合計が+2の国には10点、+1の国には7.5点、0の国には5点、-1の国には2.5点、-2の国には0点を配点
大使館・領事館数	外交部ウェブサイト	・国別の大使館および領事館の数を確認
		・設置数5か所以上の国には10点、4か所の国には8点、3か所には6点、2か所には4点、1か所には2点、大使館もない場合は0点を配点
孔子学院の設置数	国家漢弁(中国教育部の直属機関)ウェブサイト	・国別の孔子学院・課堂の数を確認
		・設置数が多い順に並べた後、中国からの直接投資額と同様の算出方法
留学生数	留学生は外交部『中国外交』(原出所教育部)、人口は国連、世界銀行	・各国人口1万人当たりの中国への留学生数を計算
		・計算結果を大きい順に並べた後、中国からの直接投資額と同様の算出方法

注2: 孔子課堂は、主に大学以外に設置された中国政府公認の中国語教育機関。

注3: 2021年1月時点では、国別の孔子学院の数をウェブサイトで確認できなくなっている。

③経済スコアと政治スコアの平均で総合スコア（100 点）を算出

指標ごとの配点と経済、政治、総合スコアの合計点

	経済		政治	
	指標	配点	指標	配点
1	中国からの直接投資額	20	一帯一路関連国際会議への出席頻度	20
2	対中貿易依存度	20	中国首脳の相手国訪問回数	20
3	請負工事契約額	20	二国間関係の呼称	20
4	FTA締結の有無	10	国連での中国支持の有無	10
5	通貨スワップの有無	10	大使館・領事館数	10
6	第三国市場協力覚書の有無	10	孔子学院の設置数	10
7	デジタルシルクロード関連覚書の有無	10	留学生数	10
	合計	100	合計	100
総合スコア＝（経済スコア＋政治スコア）÷2				100点

章末表 2 協力覚書署名国の対中関係（総合スコア、経済スコア、政治スコア）

順位	国名	総合 スコア	経済 スコア	政治 スコア	順位	国名	総合 スコア	経済 スコア	政治 スコア	順位	国名	総合 スコア	経済 スコア	政治 スコア
第1位	カンボジア	80.4	76.6	84.2	第51位	ハンガリー	39.4	37.0	41.9	第101位	アゼルバイジャン	25.5	20.6	30.4
第2位	ラオス	74.7	59.7	89.8	第52位	シエラレオネ	38.8	33.4	44.2	第102位	モロッコ	25.2	22.7	27.7
第3位	ミャンマー	67.9	49.7	86.1	第53位	サウジアラビア	38.3	31.2	45.3	第103位	パナマ	25.1	16.7	33.5
第4位	パキスタン	67.6	46.4	88.7	第54位	ガーナ	38.2	46.5	29.9	第104位	クロアチア	24.4	17.5	31.2
第5位	モンゴル	67.2	59.5	74.9	第55位	ジョージア	37.1	46.3	27.8	第105位	ガイアナ	24.1	22.6	25.6
第6位	マレーシア	66.3	58.4	74.3	第56位	ナイジェリア	36.6	39.7	33.4	第106位	キリバス	23.6	37.7	9.5
第7位	カザフスタン	63.9	45.8	82.0	第57位	南アフリカ	36.2	17.0	55.4	第107位	ソマリア	23.5	31.4	15.5
第8位	シンガポール	61.9	61.0	62.8	第58位	アンゴラ	35.8	40.6	31.0	第108位	キプロス	23.5	20.4	26.5
第9位	キルギス	61.7	51.6	71.9	第59位	カメルーン	35.6	39.0	32.3	第109位	ウルグアイ	23.3	21.0	25.5
第10位	ベトナム	60.3	53.5	67.2	第60位	ナミビア	35.5	25.9	45.1	第110位	ブルガリア	23.2	16.1	30.4
第11位	ロシア	58.9	28.6	89.1	第61位	ガンビア	34.3	41.8	26.8	第111位	クック諸島	22.7	21.7	23.7
第12位	ペルー	58.6	46.4	70.8	第62位	タンザニア	34.2	28.3	40.2	第112位	マリ	22.3	22.0	22.6
第13位	インドネシア	57.9	42.7	73.0	第63位	イラン	34.2	26.6	41.8	第113位	チュニジア	22.1	22.4	21.8
第14位	タイ	57.8	42.6	73.0	第64位	チャド	34.1	48.9	19.4	第114位	ベナン	21.4	26.0	16.9
第15位	ウズベキスタン	56.0	44.0	68.1	第65位	ミクロネシア連邦	33.5	40.8	26.2	第115位	ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.2	28.3	14.0
第16位	韓国	55.7	50.0	61.4	第66位	イラク	33.4	38.6	28.1	第116位	アンティグア・バーブーダ	21.1	17.6	24.5
第17位	UAE	52.5	48.4	56.6	第67位	オーストラリア	33.2	28.7	37.6	第117位	カーボベルデ	20.6	14.5	26.7
第18位	パプアニューギニア	52.3	54.0	50.7	第68位	エクアドル	32.6	25.6	39.5	第118位	エストニア	20.6	23.3	17.9
第19位	セルビア	52.1	39.3	64.9	第69位	ウガンダ	32.5	37.6	27.3	第119位	リビア	20.5	32.0	9.0
第20位	タジキスタン	52.0	39.7	64.2	第70位	フィジー	32.2	17.8	46.7	第120位	レソト	20.5	19.2	21.7
第21位	エチオピア	51.1	36.3	65.9	第71位	ウクライナ	32.1	35.7	28.5	第121位	ルクセンブルク	20.3	22.6	18.0
第22位	モルディブ	51.1	54.1	48.0	第72位	アフガニスタン	31.9	29.3	34.5	第122位	カタール	20.3	23.0	17.7
第23位	ギニア	50.8	55.6	45.9	第73位	ジャマイカ	31.9	34.1	29.7	第123位	バーレーン	20.2	14.5	25.9
第24位	モザンビーク	48.9	54.4	43.4	第74位	バヌアツ	31.9	37.9	25.8	第124位	トーゴ	18.7	15.7	21.7
第25位	エジプト	48.6	38.5	58.7	第75位	トリニダード・トバゴ	31.9	39.8	23.9	第125位	スロバキア	18.3	17.4	19.2
第26位	赤道ギニア	48.1	49.3	46.9	第76位	クウェート	31.8	39.6	23.9	第126位	コスタリカ	18.1	14.5	21.7
第27位	ジンバブエ	47.8	41.3	54.3	第77位	ルワンダ	31.8	32.1	31.5	第127位	ドミニカ共和国	18.0	18.1	17.9
第28位	ニュージーランド	47.8	47.6	48.0	第78位	ベネズエラ	31.5	23.3	39.8	第128位	イエメン	17.7	18.4	17.0
第29位	チリ	47.5	30.4	64.7	第79位	モンテネグロ	31.2	42.2	20.2	第129位	北マケドニア	17.1	22.4	11.9
第30位	ジブチ	46.6	56.2	37.0	第80位	コモロ	30.9	36.2	25.6	第130位	ラトビア	16.2	10.4	22.1
第31位	ネパール	46.0	28.6	63.4	第81位	アルバニア	30.4	26.2	34.6	第131位	マルタ	16.2	18.4	14.0
第32位	イタリア	45.7	28.0	63.5	第82位	セーシェル	30.4	39.2	21.6	第132位	オマーン	15.7	16.7	14.7
第33位	ハンガリー	45.4	30.5	60.2	第83位	スーダン	30.4	30.2	30.6	第133位	エルサルバドル	15.1	18.0	12.3
第34位	ケニア	44.6	36.0	53.2	第84位	リベリア	30.4	37.2	23.5	第134位	レバノン	15.0	7.8	22.2
第35位	スリランカ	44.3	31.2	57.5	第85位	アルジェリア	30.3	32.9	27.7	第135位	リトアニア	14.2	10.1	18.4
第36位	トルコ	44.0	40.6	47.5	第86位	アルメニア	29.5	32.6	26.5	第136位	モルドバ	13.5	10.1	17.0
第37位	ギリシャ	43.9	23.7	64.2	第87位	ボリビア	29.4	33.1	25.7	第137位	ソロモン諸島	13.0	19.0	7.0
第38位	コンゴ共和国	43.8	39.3	48.4	第88位	ニジェール	29.4	47.3	11.5	第138位	ニウエ	12.6	10.2	15.0
第39位	セネガル	43.1	40.0	46.2	第89位	ルーマニア	29.3	20.6	37.9					
第40位	ガボン	43.0	45.9	40.1	第90位	キューバ	29.0	23.0	35.0					
第41位	スリナム	42.6	47.0	38.2	第91位	グレナダ	28.9	33.2	24.6					
第42位	ペルー	42.6	43.7	41.4	第92位	マダガスカル	28.7	30.2	27.3					
第43位	サモア	42.2	52.7	31.8	第93位	トンガ	28.5	30.3	26.6					
第44位	フィリピン	42.2	32.0	52.3	第94位	モリタニア	28.4	32.2	24.5					
第45位	東ティモール	41.9	55.5	28.4	第95位	ドミニカ	27.5	27.7	27.2					
第46位	ザンビア	41.8	53.9	29.7	第96位	バルバドス	27.2	34.2	20.3					
第47位	ブルネイ	41.4	40.6	42.2	第97位	ブルンジ	26.8	25.2	28.3					
第48位	ボリツガル	41.3	28.4	54.2	第98位	南スーダン	26.5	35.2	17.8					
第49位	チェコ	40.3	32.5	48.2	第99位	コートジボワール	26.3	32.2	20.4					
第50位	ポーランド	39.7	30.6	48.7	第100位	スロベニア	25.9	30.3	21.6					

注：順位は、総合スコアの高い順。

出所：世界銀行、国連、IMF、外交部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、各種報道などを基に日本総合研究所作成

第4章 双循環、人民元の国際化と日中金融協力

帝京大学 経済学部

教授 露口洋介

2020年10月26日～29日に開催された共産党第19期中央委員会五中全会において、2021年から開始する第14次5か年規画の方針として「双循環」が強調された。本稿では、この双循環や、デジタル人民元の動きと関連して今後の日中金融協力の可能性について考えてみたい。

第1節 中国の双循環

1. 双循環の提起

2020年5月14日に開催された共産党中央政治局常務委員会では「供給側構造改革を深化し、我が国の超大規模市場の有利性と内需の潜在力を充分發揮し、国内と国際の双循環が相互に促進しあう新發展局面を構築する」という方針が示された¹。これを受けて5月22日から28日まで開催された全国人民代表大会における政府活動報告では、「内需拡大戦略を実施し、經濟發展方式の轉換を推し進める」と述べられた²。そして、10月26日から29日まで開催された共産党第19期中央委員会五中全会においては、2035年までに一人当たりGDPが中等先進国水準に達することなどを内容とする社会主義現代化の長期目標とともに、2021年から2025年の第14次5か年規画の主な内容についても示され、その中で「国内大循環を主体として、国内・国際双循環が相互に促進する新たな發展局面の構築を加速する」と述べられている³。

2. 双循環提起に至る経緯

双循環の具体的内容については、必ずしも明確ではないが、中国社会科学院世界經濟と政治研究所国際發展研究室の徐奇淵主任は過去の経緯を含めて、概要以下のように説明している⁴。

1987年10月末に当時の国家計画委員会經濟研究所王権副研究員が「国際大循環戰略」

を提起した。この戦略は 1988 年 3 月の第 13 期二中全会において、沿海発展戦略に反映された。その 3 つの要点は、①労働集約型産業を発展させること、②海外からの直接投資を吸収して三資企業を発展させること、③加工貿易を実行し輸出入ともに増加させ、経済運営を国内循環から国際循環に拡大することとされた。この戦略は大きな成果を収め、中国経済はグローバル経済に深く組み込まれることになった。しかし弊害も明らかになってきた。投資と輸出に過度に依存したため、国際収支不均衡と海外からの圧力にさらされただけでなく、国内的にも地域的格差が拡大し、産業高度化はボトルネックに直面し、環境破壊が進むなどの問題が生じた。2006 年初に公布された第 11 次 5 か年規画は消費を中心とした国内需要の拡大に立脚すべきと指摘した。2011 年公布の第 12 次 5 か年規画では経済成長を消費、投資、輸出が協調して牽引する方式に転換し、経済政策の重点を国際循環重視から国内外循環が協調する方向に転向させることが挙げられた。

2015 年末の中央経済工作会議では供給側構造改革が提起され、2016 年、2017 年は過剰生産能力の削減（去産能）が重点課題とされた。2018 年になると、過剰生産能力の削減のめどがつき、一方、投資と海外需要増加の減速が明らかになり、米中貿易摩擦が不確実性を拡大させ、国内需要拡大の必要性が高まることとなった。2018 年 12 月の中央経済工作会議では、「滞りない国民経済循環と強大な国内市場の形成」が提起された。2020 年に入ると、コロナ禍の発生と中米関係の悪化が進んだことにより、海外需要とグローバルサプライチェーンに大きなショックが生じた。これに対して国内経済はコロナ禍からの立ち直りが順調で比較的安定した推移を示した。そして 5 月 14 日の中央政治局常務委員会において双循環が提起されることとなった。7 月 21 日の企業家座談会で習近平総書記は次の 3 点を明確にした⁵。①対外開放の門戸は閉じることはない。国内循環を主体とするという意味は国内市場を閉鎖的にするという意味ではない。②国内循環を主体とするということは、内需の潜在力を発揮し国内市場と国際市場の連絡をよりスムーズにして、国際・国内両市場をより良く利用することである。③長期的に見ると依然として経済グローバル化が歴史的潮流であり、改革を深化させ、開放を拡大し科学技術領域で開放と協力を強化し、開放型の世界経済建設を推し進めなければならない。

2020 年 7 月 30 日の中央政治局会議では持久戦の角度から双循環を認識することが必要であると指摘された⁶。これは、双循環が中長期の経済政策の総体的指導理念であり、第 14 次 5 か年規画期間の経済政策に大きな影響を与えるものであることを意味している。1980 年代に「国内循環から国際大循環に転向する」という構想で沿海経済発展戦略が実行された

ように、「国内大循環を主体とする双循環」も経済の地理的配分に重要な含意を有すると考えるべきである。2020年5月以降も、中国は広東・香港・マカオ大湾区建設や海南自由貿易港計画を進め、外資の証券会社への出資比率制限、RCEPの署名など対外開放を進めてきている。しかし、外部環境の不安定性、不確実性はさらに増してきている。「国内大循環を主体とする」ということは、内部経済循環を滞りないものにすることを今後の経済政策の重点とし、外部の嵐に対して、自分のことに集中することを意味している。

3. 双循環の意味

以上の徐奇淵主任の説明に従って双循環の意味を要約すると、従来の外需中心の成長モデルから、内需、特に消費中心の成長モデルへの転換を図ることが主な目的といえる。経済成長の内需への依存を高めること自体は10年以上前から言われ続けてきたことであるが、ここに来て、米中貿易摩擦の激化やコロナ禍などの環境変化を受けて、外需依存に対する不安定性が強く認識され、内需中心の成長モデルへの転換が急がれることになったと見ることができる。2021年の経済政策の方針を議論する中央経済工作会议は12月16日から18日まで開催されたが、そこでも五中全会と同じく「国内大循環を主体として、国内・国際双循環が相互に促進する新たな発展局面の構築を加速する」と述べられており⁷、2021年の経済政策の重点課題の一つとして、内需の拡大が示された。

一方で、国際循環の方も軽視するわけではない。中国自身の対外開放を進めることや、多国間協定あるいは二国間協定による貿易投資の自由化の促進などの努力は今後も進めていく方針である。多国間協定であるRCEPは2020年11月15日に中国、日本を含む参加15か国によって署名が行われた。習近平総書記はRCEP署名後、CPTPPへの参加についても積極的に検討すると発言した。一帯一路沿線国などを中心とした外需も重要で、外需が伸びることによって成長が得られるのであれば、もちろん取り込んでいこうとしている。ただ、外需については不確実性が大きくなってきているので、自助努力で促進できる内需について、より重点的に扱っていくということである。中国自身の対外開放という面では、2020年に入って1月に生命保険会社、4月には証券会社の外資出資比率規制を撤廃した。また5月には、適格海外機関投資家制度（QFII）や人民元適格海外機関投資家制度（RQFII）の個別機関投資家の投資限度額が撤廃された。資本流入を便利にする方向での対外開放が進んでいる。また、前出の中央経済工作会议でも2021年の重点課題の一つとして改革開放を全面的に推し進めることが挙げられている。

第2節 デジタル人民元と人民元国際化

ここでは、デジタル人民元の導入について人民元の国際化との関係で考察することとする。

1. デジタル人民元研究開発の開始

中国当局がデジタル人民元の研究を開始したのは2014年である。2016年1月に人民銀行が開催したデジタル通貨フォーラムでは、研究開始の理由として、その当時、中国で取引が活発に行われていたビットコインなどの暗号資産が人民銀行の現金発行業務や金融政策に影響を及ぼしかねないことを人民銀行が高度に重視したという点が挙げられていた⁸。またデジタル人民元の利点として、金融包摂の観点に加えて、マネーロンダリングや脱税の防止になり、人民銀行の通貨供給コントロール力を向上させるということが指摘されている。その後、暗号資産については2017年9月に暗号資産による資金調達であるICOが禁じられ、取引所取引も禁止されるなど中国国内の取引は厳しく制限されるようになった。

同時に、当時急速に普及し始めたアリペイやウィーチャットペイなど電子的な支払い手段である第三者決済の存在も無視できない。第三者決済機関は多くの銀行に預金口座を有し、利用者はこれら第三者決済機関の口座にぶら下がる形で口座を保有する。第三者決済の利用者が大きく増加すると、利用者間の資金移動の大部分が第三者決済機関のシステム内で終了し、第三者決済機関が銀行に保有する口座からの現金引出しや他の預金口座への資金移動は減少する。その結果、中国政府は従来、銀行システムから得られていた決済情報を得られなくなった。従来は、銀行間の通常の資金決済情報は全て中国人民銀行の決済システムであるCNAPSに集中されていたし、人民銀行はその監督下で2002年3月に銀聯カードを設立し、ATMやデビットカードなどを通じた決済情報を集中管理できる体制を整えていた。しかし、第三者決済の普及によって、人民銀行が決済情報を取得できない分野が広がってしまったこととなる。

また、第三者決済に付随するサービスとして2010年以降利用者向けの少額融資制度、マネーマーケットファンドの余额宝、利用者の信用評価システムであるゴマ信用など銀行類似業務が次々と導入された。極端な仮定として一つの第三者決済サービスに中国国内のすべての企業と個人が口座を持ち、全ての支払い決済をそのシステム内部で行うとすると、第三者決済機関は融資機能を通じて通貨量に影響を与え、銀行間市場と無関係に貸出や預金

金利を決定できることとなる。第三者決済の急速な普及が、人民銀行の金融政策に影響を与える惧れが意識されたものと考えられる。

その後、少額融資制度については 2014 年に第三者決済機関が民営銀行を設立して業務を移管し、余额宝については 2018 年に一人当たり運用上限が 10 万元（約 150 万円）に引下げられた⁹。また、人民銀行の監督下で「網聯」が設立され 2018 年 6 月以降、全ての第三者決済機関は網聯に決済情報を集中することとされた。さらに 2018 年 3 月には人民銀行の監督下「バイハンクレジット（通称「信聯」）」が設立され第三者決済機関の信用評価情報はすべて「信聯」に集中することとなり、2019 年 1 月には第三者決済機関は利用者からの預かり金の 100%を準備金として人民銀行に預けることを義務付けられた。第三者決済機関が行っていた銀行類似業務については、規制によって抑制し、銀行業務に関連して生ずる決済情報や信用情報について当局の監督が及ぶ体制となった。デジタル人民元の導入も、決済情報を中央で集中管理することを可能にするものであり、国内における第三者決済の普及による決済情報管理の困難化や金融政策に対する影響への対応という流れの中で研究がすすめられたと位置づけることができる。

2. リブラと人民元の国際化

2019 年 6 月、フェイスブックがデジタル通貨「リブラ（Libra）」構想を発表した¹⁰。リブラは主要通貨のバスケットを裏付けとし、報道によると通貨構成は米ドル 50%、ユーロ 18%、日本円 14%、英ポンド 11%、シンガポールドル 7%と公表された¹¹。シンガポールドルの為替レートも主要通貨のバスケットに連動しているため、リブラの米ドルのウエイトは 50%を超えることになる。フェイスブックは全世界に 27 億人の利用者を有しており、リブラは国際間の支払い決済手段として広く利用される可能性がある。人民銀行の王信研究局長は昨年 7 月の講演でリブラが将来的に貸出を行うようになれば信用創造機能をもつこととなり、各国の金融政策に大きな影響を与えると指摘した¹²。また、リブラはクロスボーダー送金の領域で利用が大きく拡大する可能性があり、事実上米ドルに連動しているため、リブラの普及は国際通貨システムにおける米ドル支配の強化であると述べている。

中国は、2009 年に人民元国際化を開始したが、その目的は中国の対外決済の米ドルへの過度の依存からの脱却である。対外決済を米ドルに過度に依存すると、世界金融危機などの場合に米ドルの調達に支障をきたすし、アメリカから米ドル決済停止という金融制裁を受けた場合、対外取引が停止する惧れがある¹³。人民銀行の人民元国際化報告¹⁴によると中国

の対外取引のうち人民元で決済された金額は2019年に19.67兆元、前年比24.1%増、全体に占める比率は2009年以前のほぼ0%から38.1%まで増加した。特に一帯一路沿線国家との間の決済金額は2.73兆元、前年比増加率は32%と高率に達している。中国が他国との間で行う対外取引についてドルへの過度の依存からの脱却を図るという観点から見ると、人民元の国際化は着実に成果を上げてきていると見ることができよう。

リブラはこうした人民元国際化の進展に対する脅威と受け取られた。王信局長はリブラへの対応として中央銀行デジタル通貨の発行を挙げており、デジタル人民元の実現が急がれることとなった。リブラ構想についてはアメリカを含めた各国政府からも各国の規制監督に服することを求められるなど批判が強く、それに対処するため、2020年4月にはドル、ユーロ、英ポンド、シンガポールドルの単独通貨とそれぞれ連動するリブラの発行を優先させる計画が発表され¹⁵、2020年12月にはリブラの名称をディエム（Diem）に変更すると公表された¹⁶。

以上に述べたデジタル人民元関連の出来事をまとめると表1のようになる。

表1 デジタル人民元関連年表

2002年3月	人民銀行の監督下で「銀聯カード」設立
2004年12月	アリペイ開始
2009年7月	クロスボーダー人民元決済を許可。人民元の国際化開始
2010年4月	アリババ少額融資開始
2013年6月	余额宝開始
2013年8月	ウィーチャットペイ開始
2014年	人民銀行、デジタル人民元の研究開始
2014年	民営銀行第1陣5行認可
2015年1月	ゴマ信用開始
2015年12月	「非銀行決済機関オンライン決済業務管理弁法」公布
2017年4月	人民銀行が第三者決済機関に対し顧客からの預かり資産の一定比率を準備預金として預入することを要求（当初20%程度）
2017年1月	人民銀行デジタル通貨研究所開設
2017年5月	「余额宝」の一人当たり預入額上限を100万元から25万元に引下げ
2017年8月	「網聯」設立
2017年9月	中国政府、暗号資産によるICOを禁止し取引所を閉鎖
2018年3月	「バイハンクレジット（信聯）」設立
2018年6月	第三者決済機関は「網聯」と接続し決済情報を「網聯」に集中
2018年8月	「余额宝」の一人当たり預入額上限を10万元に引下げ
2019年1月	人民銀行、第三者決済機関に要求する準備預金の比率を100%に引上げ
2019年6月	フェイスブックがリブラ構想を発表
2020年5月	人民銀行易網総裁がデジタル人民元の試験運用開始を公表

出所：各種資料に基づき筆者作成

3. デジタル人民元の概要

デジタル人民元の詳細についてはいまだ不明なところが多い。2020年5月、人民銀行の易綱総裁は「深圳、蘇州、雄安、成都の4都市で試験運用を先行しており、将来的に2022年の冬季オリンピック会場において試験運用を行う」と述べている¹⁷。また、デジタル人民元の概要について、「二層方式で運営し、現金を代替するものであり、コントロールされた匿名性を持つ」と述べている。二層方式というのは、現金と同じく中央銀行と一般の銀行の二層を通じて、企業や個人に発行される方式である。コントロールされた匿名性ということとはマネーロンダリングや脱税の疑いがある場合には流通の過程を追跡できるということであり、デジタル人民元の流通については人民銀行による中央集中管理が行われ、匿名性を欠くものと考えられる。

その後、2020年10月12日から18日にかけて、深圳市において、5万人に一人当たり200元を配布して小売店などで実際の使用状況を確認する実証実験が行われ、12月11日から27日の間、蘇州市において10万人に対して一人当たり200元を配布し、同様の実証実験が行われた。

さらに、人民銀行関係者の発言も相次いでいる。まず2020年9月14日に、人民銀行の範一飛副総裁が新聞にデジタル人民元に関する文章を寄稿した¹⁸。同年10月25日には、人民銀行デジタル通貨研究所の穆長春所長が講演を行った¹⁹。また、同年11月27日には、前人民銀行総裁で中国金融学会の周小川会長が講演を行った²⁰。これらの発言をまとめると、まず、人民銀行が技術水準の標準化を行い、決済情報を集中するなど中央管理を行う。次に、デジタル人民元を顧客に対して発行し、顧客情報などの管理を行うのは第二層の指定運営機関である商業銀行である。デジタル人民元は指定運営機関の商業銀行のバランスシートに負債として記録される。また、デジタル人民元は第三者決済や紙幣とは今後も共存することが想定されている。さらに、海外との間の資金の受払にデジタル人民元を利用することも想定されている。

デジタル人民元は現金を代替するものなので、決済手数料は無料になる可能性が高い。第三者決済については日本と比べると大幅に安価とはいえ加盟店手数料が存在するのでデジタル人民元によって影響を受ける可能性がある。しかし、第三者決済は資産運用、少額融資、保険などの金融サービスや、シェアリングエコノミー、店舗での予約や注文など様々なサービスと結びついており、これらを政府が代替するのは難しい。当面第三者決済のアプリがデジタル人民元のウォレットとして機能することにより、デジタル人民元と第三者決済が共

存するという状況が続くものと考えられる。

一方、海外との間の資金の受払については、利便性の高いデジタル人民元の導入によって、一帯一路沿線国家などと中国との間の人民元建て決済比率が一層上昇したり、リブラなど他のデジタル通貨の普及を抑制する効果が期待できる。しかし、デジタル人民元には匿名性が欠けており、中国政府に決済情報が把握される恐れがある。また、海外でデジタル人民元が普及するためには、中国国内からデジタル人民元を簡便に調達できることが重要である。中国は前述の通り、資本取引規制を徐々に緩和して人民元の国際化を進めているが、最も重要な短期資本取引についてはいまだに厳しく規制しており、自由化の兆しはない。これらを勘案すると中国が他国との間で行う対外取引について人民元の利用を増やすという観点での人民元の国際化は今後も着実に進展するものと考えられるが、デジタル人民元が、国際的に広範に使用されるという意味で人民元国際化を推進する効果は限定的なものにとどまると考えるべきであろう。

第3節 双循環と日本経済

1. 双循環による内需拡大政策の影響

第1節で述べた通り、中国では、「国内大循環を主体とする、国内・国際双循環」という方針の下、消費を中心とする内需の拡大が打ち出されている。中国の個人消費の対GDP比率は4割弱と、5割を超す日本や7割弱のアメリカと比べて低位にとどまっている(表2)。今後、習近平政権が強力に所得の再分配を推し進めることができれば、個人消費の対GDP比率引き上げの余地は充分存在し、個人消費を中心に内需主導型の成長を実現することは可能である。同時に供給側構造改革を進め供給能力を高めていくことも指摘されている。

表2 個人消費と投資の対GDP比率

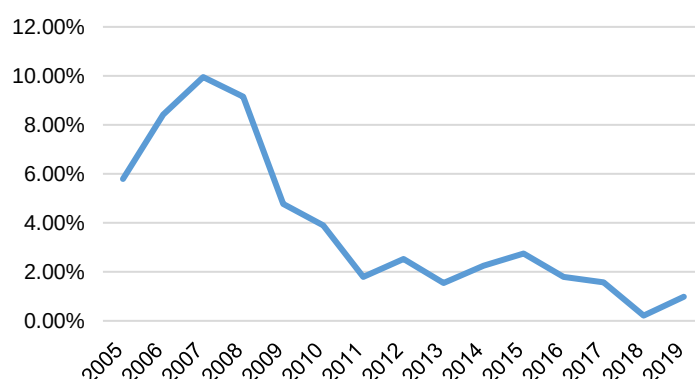
(単位: %)

		最新値	前期値	既往最小	既往最大
個人消費	中国	38.8(2019年)	38.7(2018年)	34.6(2010年)	71.0(1962年)
	日本	54.6(2020年9月)	53.5(2020年6月)	50.4(1997年12月)	59.2(2009年9月)
	アメリカ	67.5(2020年9月)	66.8(2020年6月)	57.7(1952年3月)	69.0(2016年12月)
投資	中国	43.1(2019年)	44.0(2018年)	15.5(1962年)	47.0(2011年)
	日本	25.0(2020年9月)	25.3(2020年6月)	21.1(2010年6月)	34.0(1990年12月)
	アメリカ	21.2(2020年9月)	20.1(2020年6月)	16.1(1947年6月)	25.4(1978年12月)

出所: CEIC

これまでの、内需拡大の努力もあって、経常黒字の対 GDP 比率は 2007 年の約 10%をピークに低下傾向を続け、2019 年には 1%程度となっている（図 1）。今後、消費を中心とした内需主導型成長モデルへの転換がさらに進められるとすれば、輸入の増加が見込まれ、経常収支が赤字となる可能性が高い。経常収支が赤字となると、ほぼ自動的に金融収支は流入超となる。中国経済にとって、今後安定的な資本流入の重要性が増してくることになるだろう。前述のとおり、中国はすでに資本流入面の規制緩和を進めることによって、対応を図っている。

図 1 中国の経常収支対 GDP 比率の推移



資料：国家外貨管理局、IMF

香港経由も含めると、中国は日本にとって最大の輸出先である。中国が、内需主導型の経済への移行を推し進める結果として輸入を増加させれば、日本の対中輸出がさらに増加することが期待できる。もちろん、自動車をはじめとして、中国の工場で生産して中国で販売する日本企業も多い。消費を中心とした中国の国内市場の更なる拡大によって、これら日系企業の利益の増加も見込める。このような中国市場向けの財・サービスの販売の増加によって、日本経済に好影響が及ぶことが考えられる。

もう一つ、中国の資本流入の増加に対する窓口として、日本の金融市場の機能を高めることが重要と考えられる。

2. 日本の国際金融センター機能の向上

今後中国にとって資本流入の重要性が増してくる可能性が高い。その際、世界最大の純債権国である日本の存在は無視できない。一方、日本としても、中国の資本流入の窓口としての機能を高めることによって、日本の金融市場の国際競争力強化を図ることができる。日本

の金融市場が国際金融センターとしての地位を高めるためには、税制上の優遇や行政文書の英語化など環境の整備を図るだけでは十分ではなく、日本市場には収益を上げられるビジネスが存在するということをアピールすることが必要である。様々なビジネスが考えられようが、日本が中国への資本流入の窓口機能を果たすこともそうしたビジネスの一つとなる。例えば、中国で活動する日本の銀行や企業が日本市場において人民元建て債券を発行して調達した資金を中国に送金して利用することが考えられる。信用状況の良好な中国企業も日本市場で資金調達を行うことが可能だろう。

2020 年 7 月に公表された政府の 2020 年の骨太の方針では、「世界・アジアの金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す」とされ²¹、菅総理も同年 10 月の記者会見で、国際金融都市構想の実現を目指すため海外人材誘致の方針を打ち出した。その背景として、中国政府の同年 6 月末の国家安全維持法の施行などによって香港の国際金融センターとしての地位が揺らいでいることが挙げられる。しかし、香港金融市場と競争することは、容易なことではない。

3. 香港金融市場

香港にとって金融・保険業は GDP の 2 割近くを占める重要産業である。1984 年の中英交渉で香港は 1997 年に中国に返還されることが決定した。その際の、中英共同宣言では「香港特別行政区は国際金融センターとしての地位を維持する」と述べられており、1990 年に制定された香港基本法においても同様の規定が存在する。

その後、1993 年に香港政庁の外為基金管理局と銀行監督部門を統合する形で香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority：以下、HKMA）が設立された。1993 年の HKMA 年報を見るとその設立の理由として、1997 年を超えて香港の金融システムが香港の人々と国際金融界の信頼を維持するようにすることが挙げられている。

HKMA の目的についての年報の記載の移り変わりを見ると、当初、①通貨価値の安定、②銀行システムの安定、③支払い決済システムを中心とする金融システムの強化の 3 つが挙げられていたが、2007 年に「為替ファンドの運営」が①から分離して 4 点となり、③が金融インフラの発展という表現になった。

年報の内容面では、1996 年報から「国際金融センター」という章が設けられて、現在に至っており、1996 年報では「HKMA は 1997 年を超えて国際金融センターとしての香港を促進するために大きな努力を行ってきた」と述べられている。

2009 年の年報では、上記③の「金融インフラの発展」が「金融インフラの維持と発展を含めた香港の国際金融センターとしての地位の維持に貢献すること」という表現に変更された。現在の HKMA のウェブサイトを見ると、以下の 4 点が HKMA の目的として記載されている。

- ① 固定為替レート制の下で通貨価値の安定を維持すること。
- ② 金融システムの安定と高潔さを促進すること
- ③ 金融インフラの維持と発展を含めた国際金融センターとしての香港の地位の維持に貢献すること
- ④ 為替ファンドを運営すること

なお、この HKMA の 4 つの目的は、法的には 2003 年 6 月の香港特別行政区政府財政長官から HKMA 宛てのレター²²が根拠となっている。

以上のように、実質的には香港金融市場の国際競争力を維持・向上させることが、1993 年の設立当初から HKMA の目的の一つであったといっていよい。また、国際競争力向上の方策としては、検査監督を通じた金融市場の透明性と公正さの向上など様々な分野の方策が実施されてきたが、その中でも決済システムを中心とした金融インフラの整備が主要なものと位置付けられてきた。

4. HKMA の具体的な施策

HKMA は、1996 年に日本に先駆けて香港ドルの決済システムに即時グロス決済（Real Time Gross Settlements: 以下、RTGS）を導入し、その後、香港内に米ドル（2000 年）、ユーロ（2003 年）、人民元（2006 年）の RTGS 決済システムを構築した。香港の米ドルの RTGS システムは、マレーシア（2006 年 11 月）、インドネシア（2010 年 1 月）、タイ（2013 年 7 月）のそれぞれの通貨の決済システムとリンクされ、米ドルとそれぞれの通貨の間で同時決済（Payment versus Payment: 以下、PVP）を行っている。また、香港の債券決済システムである CMU（Central Money markets Unit）はこれらの外貨 RTGS システムと接続し証券と資金の同時決済（Delivery versus Payment: 以下、DVP）を行っている。さらに、CMU はオーストラリア（1994 年）、韓国（1997 年）、中国（2004 年）、台湾（2012 年）の債券決済システムとリンクされ、CMU に預託された債券はこれらの国・地域からも投資することが可能となっている。

PVP や DVP は、一方が支払いや引き渡しを実行したのに相手方がこれに対応する支払いや引き渡しを実行せず取りはぐれるリスクを回避するシステムである。世界には、主要通貨の間の PVP を実現する CLS 銀行や、各通貨建て証券と当該通貨の間の DVP を実現するユーロクリアやクリアストリームといった機関が存在する。香港は、市場全体としてこれらの機能のアジア版を目指し、アジアの金融ハブとなるべく、20 年以上にわたって努力を積み重ねてきた。

また、最近では、競争力強化のためには人材が重要であるとして 2019 年 6 月に、Hong Kong Academy of Finance が設立され、金融機関の幹部や学者、監督機関などから参加者が集まって議論や研究を行っている。

5. シンガポール金融市場

香港金融市場の競争相手であるシンガポールでは、シンガポールの金融当局である MAS (Monetary Authority of Singapore) の目的と機能について、法律 (Monetary Authority of Singapore Act) ²³で定められている。

MAS の目的としては、①持続的成長に資する物価の安定、②金融システムの安定促進、③外貨準備の適切な運用、④国際的に競争力のある市場の育成の 4 点が挙げられている。そして MAS の機能の一つとして、「シンガポールを国際金融センターとして発展させること」が定められている。

このような法律の規定を受けて、MAS は、金融センター発展のための部署を設け、アジアのウェルスマネージメントセンターやファンドマネジメントセンターを目指す政策措置を打ち出すなどの努力を行っている。

6. 日本金融市場の可能性

以上のように、香港とシンガポールでは、それぞれの通貨当局の組織の目的として国際金融センターとしての競争力向上が法律上明示的に定められている。それに従って、通貨当局は、恒常的かつ継続的にそれぞれの金融市場の国際競争力を高めるための努力を積み上げてきた。一方、日本では、金融市場の国際競争力向上が法律上の目的として定められた公的な組織は存在しない。

香港市場の動揺を受け、香港からの人材のシフト先としてはシンガポールが有望な先と

して挙げられる。香港も手をこまねているわけではなく、国際金融市場としての地位を維持するために懸命の努力を行っている。日本が、香港などから高度金融人材の誘致を図り、国際金融センターとしての発展を実現するには、まずは香港市場とシンガポール市場との競争に打ち勝たなければならない。そのためには、香港金融市場の動揺という現象への一時的な対応ではなく、日本の金融市場の国際競争力向上を義務とする組織を制度として定めて、永続的な対応を行うことが望ましい。そして、国際競争力向上の具体的な方策としても、税制上の優遇策や行政文書の英語化など、ビジネス環境を香港やシンガポールに近づける努力にとどまらず、より積極的に日本市場ならではのビジネスを提案し、それを実現するような制度やインフラを整備していくことが求められよう。

第4節 外貨建て決済インフラの整備

考えられる政策として、日本の市場で人民元建て証券の発行と流通取引を可能とすることによって中国への資本流入窓口としての機能をさらに高めることが挙げられる。例えば、当初は中国で活動する日本の銀行や企業が日本市場において人民元建て債券を発行して調達した資金を中国に送金して利用することが考えられる。さらに信用状況の良好な中国企業が日本市場で資金調達を行う可能性もあろう。

東京証券取引所と上海証券取引所との間では 2019 年 6 月に上場投資信託である ETF の相互上場が始まったが、将来的には日本と中国の間で個別株式の取引をより簡便に行うことができるストックコネクト、ボンドコネクトを実現することが望まれよう。現在香港証券取引所と上海証券取引所の間では、香港証券取引所において上海証券取引所上場株式が売買でき、上海証券取引所において香港証券取引所上場株式が売買できるストックコネクトや、同様に債券の売買ができるボンドコネクトというシステムが存在する。日本と中国の間で同様のシステムが実現すれば、日本側では人民元建てで中国の個別銘柄に投資することが可能となる。

人民元建て証券が日本市場においてスムーズに発行され流通したり、日中間のストックコネクトを実現するためには、日本市場に人民元建て証券と人民元資金の同時決済システム（Delivery versus Payment: 以下、DVP）が存在することが必要である。香港と上海のストックコネクトでは、DVP が提供されている。また、人民元建てなど外貨建て証券が流通する場合にも DVP ができる体制を備えておくことが世界標準となっている。このような

決済インフラを整備することによって、日本市場が中国の資本流入の窓口機能を果たし新たな収益機会が存在するとアピールすることができる。中国にとっても、安定した資本流入と人民元の国際化の着実な進展に貢献することになる。

中国の「双循環」という方針が資本流入の加速をもたらすのであれば、日本にも金融取引面で影響が及ぶ。さらに人民元の国際化も今後着実に進展することが見込まれる。日本は、好機を逃さぬように対応を図るべきであろう。

参考文献

- ・ 中国人民銀行（2016）「中国人民银行数字货币研讨会在京召开」 2016年1月20日
- ・ 中国人民銀行（2020a）「中国人民银行行长易纲在两会期间就金融保市场等问题接受金融时报中国金融记者采访」 2020年5月26日
- ・ 中国人民銀行（2020b）「2020年人民币国际化报告」 2020年8月17日
- ・ 露口洋介（2017）「人民元の国際化」『中国対外経済戦略のリアリティー』梶田幸雄、江原則由、露口洋介、江利紅著、麗澤大学出版会 2017年3月1日
- ・ 露口洋介（2019）「中国人民元の国際化と東京市場の活性化」『経済学論纂』第59巻第3・4合併号、中央大学経済学研究会 2019年1月15日

-
- 1 “中共中央政治局常务委员会召开会议 习近平主持” 2020年5月14日、
<http://www.12371.cn/2020/05/14/ARTI1589456962744308.shtml>
 - 2 “2020年政府工作报告” <http://www.gov.cn/zhuanti/2020lhfgzbg/index.htm>
 - 3 “中国共产党第十九届中央委员会第五次全体会议公报” <http://news.ifeng.com/c/80y4tCbqmHo>
 - 4 徐奇渊：“如何理解双循环” 2020年8月4日
http://iwep.cssn.cn/xscg/xscg_sp/202008/t20200807_5167083.shtml を元に筆者が要約。
 - 5 “（授权发布）习近平：在企业家座谈会上的讲话” 新华社，2020年7月21日
http://www.xinhuanet.com/2020-07/21/c_1126267575.htm
 - 6 “中共中央政治局会议” 共产党员网，2020年7月30日
<http://www.12371.cn/2020/07/30/ARTI1596107225760939.shtml>
 - 7 “中央经济工作会议在北京举行” http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2020-12/19/nw.D110000renmrb_20201219_1-01.htm
 - 8 中国人民銀行（2016）
 - 9 その後、2019年4月10日からこの限度額は撤廃されている。
 - 10 “Introducing Libra” June 18, 2019. <https://www.diem.com/en-us/updates/introducing-libra/>
 - 11 “Facebook Reveals Libra Crypto’s Currency Basket Breakdown” Sep 23, 2019.
<https://www.coindesk.com/facebook-reveals-libra-cryptos-currency-basket-breakdown-report>
 - 12 「央行王信：国务院已批准央行数字货币的研发」 <http://finance.sina.com.cn/blockchain/roll/2019-07-09/doc-ihytcitm0707824.shtml>

-
- ¹³ 人民元国際化の開始以降のプロセスについては露口（2017）、露口（2019）を参照。
- ¹⁴ 中国人民銀行（2020b）
- ¹⁵ “Libra developers: The path forward” April 16, 2020. <https://www.diem.com/en-us/blog/libra-developers-the-path-forward/>
- ¹⁶ “Announcing the name Diem” December 1, 2020. <https://www.diem.com/en-us/updates/diem-association/>
- ¹⁷ 中国人民銀行（2020a）
- ¹⁸ 「范一飞：关于数字人民币 M0 定位的政策含义分析」
<http://blockchain.people.com.cn/n1/2020/0915/c417685-31862262.html>
- ¹⁹ 「穆长春：数字人民币发行不靠行政强制，老百姓兑换多少发多少」
<https://finance.ifeng.com/c/80rNmdykcq0>
- ²⁰ 「关于央行数字货币，这是周小川迄今最深入的一次公开解读」
https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_10221474
- ²¹ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2020」2020 年 7 月 17 日
- ²² “Functions and Responsibilities in Monetary and Financial Affairs” 25 June 2003.
- ²³ “Monetary Authority of Singapore Act (Chapter 186), 1970 年 12 月公布、1999 年 10 月改正。

第5章 中国の金融・財政構造の変化と将来展望

キヤノングローバル戦略研究所

研究主幹 岡寄久実子

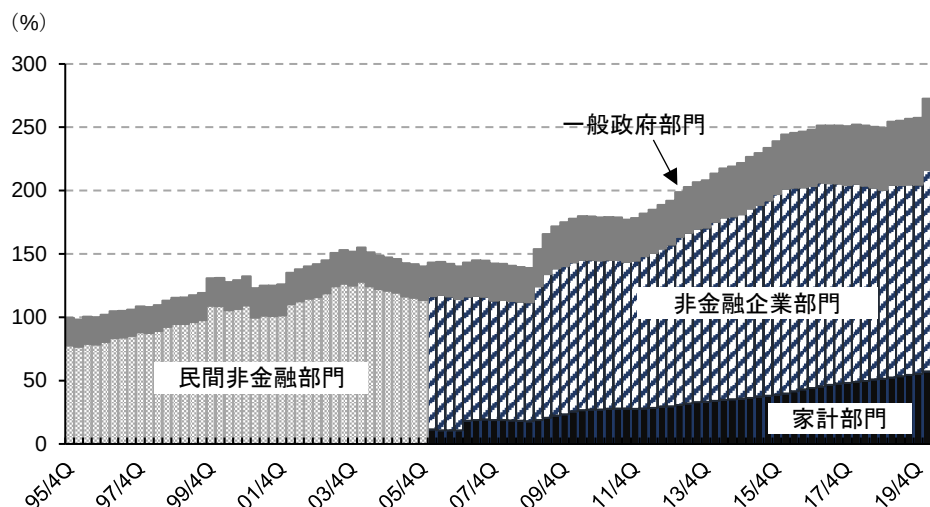
第1節 はじめに

1970年代後半に経済の改革開放政策に舵を切った後、中国は目覚ましい経済成長を遂げ、近年は世界第2位の経済大国として存在感を増している。同国内外の様々な要因がそうした成長の実現に貢献してきたが、とくに重要な要因の一つとして、金融・財政両面からの潤沢な資金供給が挙げられる。それを可能にしたのは、1970年代のモノバンク体制を多様な金融機関が活動する金融構造に変えながら、国内各地から（さらには国外から）アクセスが可能な統一された金融市場（短期金融市場や証券市場など）を段階的に整備した、漸進的な制度改革の推進であった。

ただし、長期にわたる高度経済成長が、中国の金融・財政が抱える問題を相対的に小さく抑え込み、何度か生じた市場の深刻な混乱が全国規模で長期化する流れを遮断してきた面もある。2010年代に入って経済成長のスピードが鈍化するにつれ、成長の陰に隠れていたいくつかの問題が表面化しつつある。なかでも過剰生産能力、過剰住宅在庫、過剰債務、中小企業の資金繰り難などの問題は、同国経済が安定した中ないし低速度の成長路線に移行する道の妨げとなっている。

中国共産党中央委員会（以下、党中央）と国務院（内閣に相当）は、2016年と2017年の経済政策運営上の最優先課題を「三去（上記3つの過剰の解消）、一降（企業コストの引き下げ）、一補（弱点分野の補強）」と定め、集中的に問題解決に取り組んだ。しかし、2018年半ば頃から、同国内で経済成長スピードの鈍化を懸念する声が強まり、金融・財政政策は若干ながら緩和方向に傾いた。さらに2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症（以下、Covid-19）による打撃に対応するため、より緩和色の強い措置が次々と打ち出された一方で、GDPの落ち込みが大きかったこともあって、非金融企業部門を中心に債務率（ここでは債務残高の対名目GDP比率）が再び上昇に転じている（図1）。そうした中で、社債のデフォルトや銀行の不良債権増加などの動きが部分的に目立ち始めており、金融当局からはリスク管理の重要性を唱える声が強く聞こえてきている。

図1 中国の制度部門別債務率（債務残高/名目 GDP 比率）の推移



注：直近値は、2020 年第 2 四半期末。

出所：BIS total credit statistics（2020 年 12 月公表データ）

この間の対外経済関係についてみると、中国政府は先進諸国からの技術と資本の導入を重視し、早くから対内直接投資を奨励してきたが、2005 年前後からは対外直接投資の誘導にも力を入れるようになり、近年は直接投資の受け入れ国、供与国双方の立場で存在感を増している。さらに、2014 年頃から「一帯一路イニシアティブ (The Belt and Road Initiative、以下 BRI)」と名付けた広域経済圏の構築を国内外に広く呼び掛け、その構想が必ずしも具体的なものではないだけに、国際社会の中で賛否両論の見方が交錯する状況を生み出している。

そうした動きと連動して、中国は国際金融面でも存在感を強めている。2000 年代に入って急増した外貨準備の保有・運用についても収益性向上とリスク管理強化の観点から、大きな変化がみられはじめている。また、2018 年頃から、同国政府は金融市場のさらなる開放についても、積極的な姿勢を示している。ただし、同国内の金融機関及び金融市場が直面している金融リスクの存在が市場開放の足取りを慎重化させている面があり、中国の金融パワーに対する評価を難しくしている。

本章では、今後の国際金融ガバナンスにおける中国のスタンスおよび国際社会の同国への期待について考察する一助として、主として 2000 年以降の金融・財政動向を振り返り、同国の金融面の国際的プレゼンス向上の実態を把握するとともに、その裏側にある金融リスクの現状分析を試みる。

第2節 中国の金融・財政パワーの現状

1. 銀行業金融機関の成長

中国の商業銀行を大きく変化させる契機となったのは、同国の WTO 加盟（2001 年 12 月）であった。中国政府は WTO 加盟時に、5 年以内に銀行市場を完全に（内外無差別の形で）対外開放すると約束していたため、国内銀行を外国銀行と対等に競争できる体制に整備することを喫緊の課題と考えるようになった。

2002 年 2 月、党中央と国務院は第 2 回全国金融工作会議を開き、当面の政策課題として、金融監督体制の強化、金融機関経営の安定化、法整備、金融機関職員の育成、金融サービスの高度化、一部金融市場の秩序回復などが重要であることを確認した。これを受けて、金融監督面では、2003 年に監督専門機関として銀行業監督管理委員会が設立され、中国人民銀行（中央銀行。以下、人民銀行）から銀行監督に関する業務のかなりの部分が移譲された（人民銀行には、主としてマクロプルーデンス政策を担う金融安定局が設置された）。

金融機関経営の安定化に関しては、主要商業銀行の財務基盤整備と農村金融制度の立て直しが進められた。まず、4 大国有商業銀行（工商、農業、中国、建設銀行）は株式制の組織に転換し、既に株式制であった交通銀行¹とともに、中央政府の支援を受けて自己資本の増強と不良債権の処理を進め、順次、香港と上海で IPO（新規株式公開）を実施した。国有商業銀行に次ぐ資産規模を有し、全国で業務展開を行っていた株式制商業銀行も株式上場を奨励され、2001 年末時点では 3 行だった上場銀行が 2016 年までに 9 行に増えている。この間、農村では、1990 年代中頃には全国で 5 万社以上も存在した農村信用社（組合金融機関）を農村商業銀行、農村合作銀行、省・自治区・市内を広くカバーする信用連合社などに整理統合する改革が進められた。また、「地下金融」とも呼ばれていたインフォーマルな金融組織をフォーマルな金融機関（村鎮銀行、農村資金互助社、貸出公司）に立て直す改革も精力的に推進された。

一連の改革を経て、銀行業金融機関は大きく姿を変えている。まず、総資産残高は 2003 年から 2020 年 6 月末までの間に、11 倍を上回る増加となった。次に、業態別に総資産残高のシェアの変化をみると、大型商業銀行のシェアが低下した一方で、株式制商業銀行と地方ベースの都市商業銀行が大きくシェアを伸ばしている。また、農村商業銀行や新型農村金融機関の開設が急増し、農村の金融サービス拠点が広がっていることもみてとれる（表 1）。

表 1 中国の銀行業金融機関の構成

	2003 年末			2020 年 6 月末		
	金融機関数	総資産残高 (兆元)	総資産 残高 シェア(%)	法人数	総資産残高 (兆元)	総資産 残高 シェア(%)
政策性銀行及び開発性金融機関	3	2.12	7.7	3	(注 4) [28.08]	(注 4) [9.7]
大型商業銀行(注 1)	6	16.95	61.3	6	125.98	40.7
株式制商業銀行	10	2.96	10.7	12	55.65	18.0
都市商業銀行	112	1.46	5.3	135	39.56	12.8
農村商業銀行	3	0.04	0.1	1,500	39.87	12.9
農村合作銀行	1	0.0	0.0	27		
農村信用社	34,577	2.65	9.6	694		
新型農村金融機関(注 2)	--	--	--	1,688		
都市信用社	723	0.15	0.5	0	0	0
外資銀行(注 3)	支店 192	0.42	1.5	現法 41	(注 4) [18.87]	(注 4) [6.5]
民営銀行	--	--	--	19		
ノンバンク・その他	142	0.91	3.3	482		
銀行業金融機関合計	35,769	27.66	100	4,607	309.41	100

注 1：工商、建設、農業、中国、郵政貯蓄、交通銀行の 6 行。監督機関の統計上、郵政貯蓄銀行が大型商業銀行に分類されたのは 2019 年であるが、本表では比較のために 2003 年についても同行のデータを大型商業銀行に計上。

注 2：2006 年以降、中国の農村部に開設された村鎮銀行（2020 年 6 月末 1,633 行）、農村資金互助社（同 42 社）、貸出公司（同 13 社）を指す。

注 3：中国で外国銀行が国内銀行と同等に人民元業務を行うためには、現地法人の開設が必須。2020 年 6 月末現在、現地法人形式ではなく、支店形式をとっている外国銀行は 69。

注 4：[] 内は、2019 年末の計数。

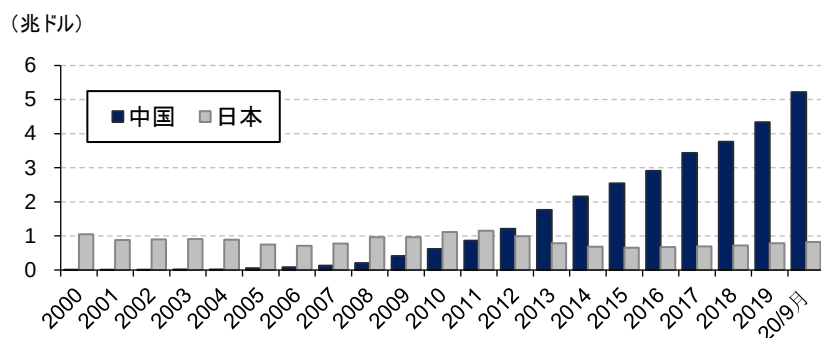
出所：中国銀行保険監督管理委員会ウェブサイト、政策性銀行及び開発性金融機関年報、2012 年 9 月 19 日付経済日報（ノンバンク・その他の金融機関数）

2. 資本市場の発展

中国の金融システムは銀行中心の間接金融優位の構造であるが、2000 年代半頃から社債発行も増えている。90 年代にも社債発行の制度はあったが、例えば「企業債」は「国の産業政策に沿った形で資金を企業に配分するためのものであり、その発行の仕組みは複数の

官庁により直接かつ厳格にコントロールされてきた²⁾ という状態であった。政府は資本市場の育成にも力を入れ、2006年に、企業がインターバンク市場で債券を発行する仕組みを導入した。いまや中国の社債発行残高は、日本の6倍以上の規模に達している（図2）。

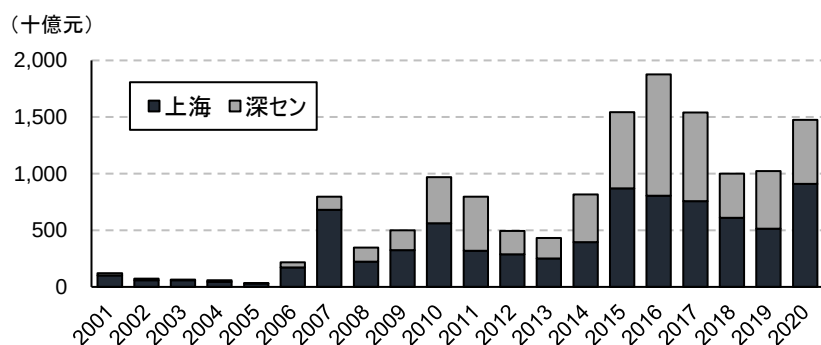
図2 中国と日本の社債発行残高の推移



出所：Asian Bonds Online

2000年代以降、株式市場の改革も多方面で進められ（国有企業の非流通株の流通化、発行体の拡大、機関投資家の育成、国外からA株³市場への投資規制の緩和、国外証券取引所との連携など）、企業などによる株式市場での資金調達額も振れを伴いながら増加している（図3）。ただし、例えば2020年中の中国内人民元貸出増加額は20兆元を超える規模であり、それに比べると株式発行市場の増加ペースはかなり緩やかなものに止まっている。

図3 上海・深セン証券取引所における株式による資金調達額の推移



出所：CEIC China Premium Database

この間、中国株式市場の時価総額の伸びは目覚ましく、上海と深セン証券取引所上場株式

の時価総額合計は、2005 年末時点では香港取引所の半分にも満たなかったが、2020 年末には日本取引所グループ市場の時価総額をも大きく上回る規模となっている（表 2）。

表 2 中国、日本、米国の主要証券取引所の株式時価総額の比較

(兆ドル)

	中国(注 1)	日本(注 2)	香港	米国(注 3)
2005 年末	0.4	7.5	1.1	17.0
2010 年末	4.0	4.1	2.7	17.3
2015 年末	8.2	4.9	3.2	25.1
2020 年末	12.2	6.7	6.1	45.3

注 1：上海証券取引所と深セン証券取引所の合計。

注 2：日本取引所グループ。ただし、2005 年と 2010 年は、東京証券取引所と大阪証券取引所の合計。

注 3：ニューヨーク証券取引所とナスダックの合計。ただし、2005 年はアメリカン証券取引所を含む。

出所：The World Federation of Exchanges ウェブサイト

3. 外貨準備の活用

中国は、2005 年頃から対外直接投資や対外証券投資を伸ばし始め、同年末に 1.2 兆ドルだった対外資産残高は、2019 年末には 7.7 兆ドルに達している。この間の対外資産構成の変化をみると、依然として外貨準備の割合が大きいですが、その比率はかなり低下している。一方、対外負債は、引き続き対内直接投資が中心であるが、証券投資も増えている（表 3）。

表 3 中国の対外資産負債残高の構成比の推移

(%)

	対外資産					対外負債			
	直接投資	証券投資	デリバティブ	その他	外貨準備	直接投資	証券投資	デリバティブ	その他
2005年末	5.3	9.5	0.0	17.7	67.5	54.1	15.2	0.0	30.7
2019年末	27.2	8.4	0.1	22.6	41.8	52.4	24.4	0.1	23.1

出所：IMF Balance of Payments Statistics Database

中国政府保有の外貨準備高は 2020 年末時点で 3.3 兆ドルと、世界の中でも突出した規模に達している。同国の外貨準備高は 2014 年 6 月末に 3.99 兆ドルに達した後、2015 年から

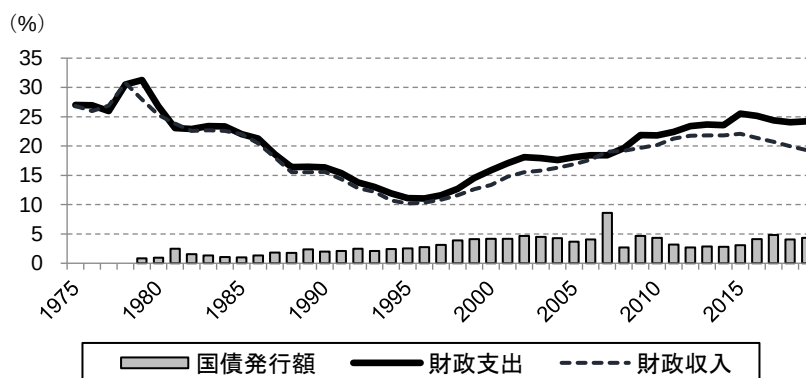
2017 年にかけて 3.09 兆ドルへと急減、その後は 3.1～3.3 兆ドル圏内で総じて安定した動きを示している。なお、中国国家外貨管理局は外貨準備の運用について、収益の安定とともに多元化・分散化を重視しており、2006 年から 2015 年までの平均収益率は 3.55%、米ドルの構成比は 1995 年の 79%から 2015 年の 58%へと低下したと説明している⁴。

豊富な外貨準備を背景に、中国政府は国際金融協力面でも積極的なスタンスを示し始め、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の創設と運営について主導的な役割を果たしているほか、BRI 参加表明国などを中心に、幅広く通貨スワップ協定を締結している。

4. 均衡維持重視の財政政策

改革開放政策後、中国は均衡財政に重点を置いて予算運営を行ってきた。一般財政収支を GDP 規模との比較でみると、1990 年代中頃までは、収支は総じて均衡しており、国債の発行額は GDP 比 3%以下に収まっていた (図 4)。そうした状況を可能にしていたのは、国有銀行中心の銀行業金融機関からの企業など (地方政府関連資金調達機関を含む) に対する資金供与 (銀行貸出) と、計画経済時代の制度に頼った社会福祉の提供であった。例えば、インフラ建設などの財政支出が期待される公共事業であっても、地方政府は銀行に対しプロジェクト請負事業者への融資を働きかけ、財政支出を抑制する傾向が強いことがしばしば指摘されている。また、後者については、かつては国有企業による住宅や医療・教育サービスの提供、そして農村部における住民の助け合いなどが、社会福祉の機能を担っていた (そのおかげで、財政からの金銭的支援を抑えられた) と指摘されている。

図 4 中国の財政収支と国債発行額 (対名目 GDP 比率) の推移



注：財政収支は、各種基金・剰余金などによる調整前の計数。

出所：CEIC China Premium Database

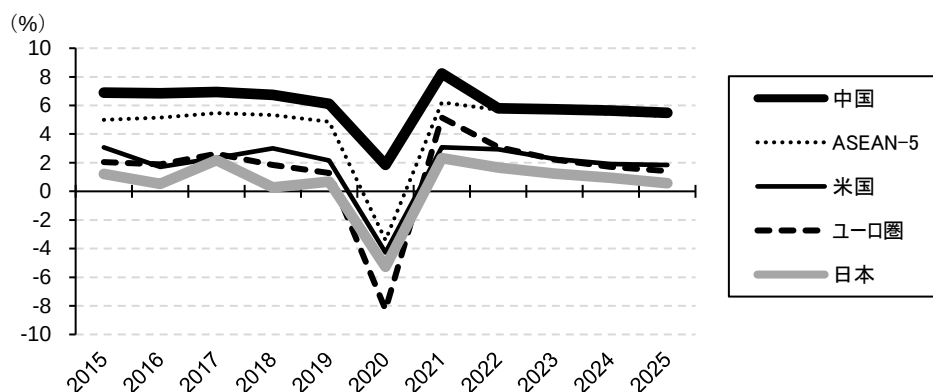
しかし、過去 20 年の間に株式上場行となった商業銀行は経営内容の開示を求められるため、以前に比べると政府（とくに地方政府）の融資要請に応じ難い事情がある。また、市場経済を目指す改革の流れの中で、社会保障制度の負担のあり方も見直されている。

第 3 節 金融リスクの顕現化と政策対応

1. 高い債務率と不良債権

前掲図 1 が示すように、中国の非金融部門の債務率は 2017 年から 2018 年にかけて、非金融企業部門の若干の低下を受け、全体では横ばい圏内で推移したものの、最近は再び上昇に転じている。2020 年においては、Covid-19 による打撃緩和のために、金融当局が金融機関に対し、医療関連機関向けや中小企業向け貸出を伸ばすとともに、現在は困難に陥っているものの将来性が期待できる企業については、貸出の元本及び利息の返済猶予を適用するよう求めた。その一方で、GDP の伸びが大きく鈍化したため、債務率の上昇が鮮明になっている⁵。中国経済は、世界の中では相対的に早く回復しているようにみえるが（図 5）、企業業績がしっかりと回復しない限り、債務返済は進まないだろう。

図 5 IMF による主要国・経済圏の GDP 成長率見通し（2019 年以降）

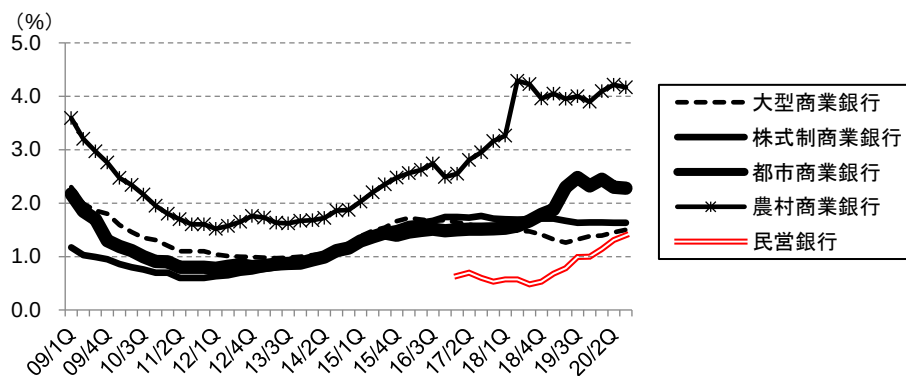


出所：IMF World Economic Outlook（2020 年 10 月）

そこで懸念されるのが、銀行業金融機関の不良債権の増加である。中国の商業銀行の不良債権比率の推移をみると、都市商業銀行と農村商業銀行の上昇が目立つ（図 6）。2020 年 6 月末現在、中国の都市部に 135 行、農村部に 1,500 行の商業銀行があるが（前掲表 1）、その経営状況にはばらつきがあり、なかには貸出債権の質の悪化がかなり深刻な銀行がある

ことも考えられる。なお、上場銀行の多くは、これまでのところ好収益に支えられ、不良債権の償却などを集中的に行い、不良債権比率の上昇を抑えている。

図 6 中国の商業銀行の不良債権比率の推移

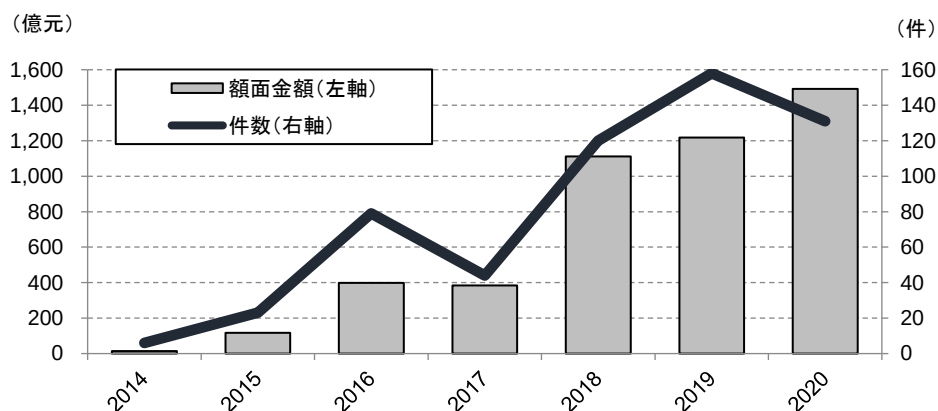


出所：CEIC China Premium Database

2. 社債のデフォルト

2018 年以降、中国内で社債のデフォルトが増加している（図 7）。2013 年以前の中国では、社債デフォルトによる市場の混乱を避けるために、共産党や政府関係者が銀行などに当該企業に対する資金繰り支援を行うよう働きかけていたという見方が一般的であった。しかし、最近では、首脳陣の間で金融の世界からいわゆる「暗黙の保証」を取り除くことの重要性が理解されつつあるように窺われる。

図 7 社債デフォルトの推移



出所：CEIC China Premium Database、China Bond「債券市場統計分析報告」
ただし、2014 年はメディア報道。

「暗黙の保証（中国語では“隱性担保”）」とは、中国の資金調達主体及び投資家にリスク管理の意識が弱いことの説明として、しばしば用いられてきた言葉である。朱（2017）は、「金融機関が自らの評判を懸念し、監督当局者が出世を気にかけ、中央政府が社会の安定を重視している限り、本来投資家が負担すべきリスクをそれらが担ってくれると信じている（すなわち暗黙の保証が付与されている）」ために、人々は約定違反のリスクを考えないようになっていると指摘している。2014 年以降の債券デフォルトの容認は、この意識を変えようとするものであるのだろう。

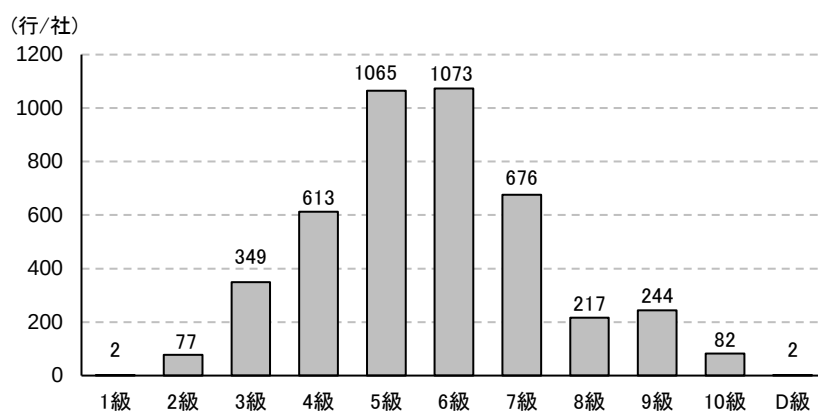
なお、近年の社債デフォルトの急増については、発行メカニズムに問題があることを示唆しているとの指摘もある。債券市場関係者の間では、社債デフォルトの要因として、経済環境の悪化を認めつつも、審査の甘さを指摘する声が上がっている。発行主体の甘い事業計画を厳格に審査することなく、ネームバリューのみで発行条件が決まり、募集が開始された案件がかなりあった可能性を問題視する声が少なからず聞かれている。こうした状況下、中国政府内でも国際的な格付け機関の経験を学ぶ有用性が再認識されている模様である。

3. 金融機関の破たん懸念

2019 年 5 月末、内モンゴル自治区の都市商業銀行が公的管理に移管され、大きなニュースとなった。人民銀行は、当該銀行の問題は大株主による資金流用が主因で引き起こされたものであり、事件を一般化させて受け止めるべきではないとの説明を公表し、また、一時動揺しかけたインターバンク市場にも適宜流動性を供与し、市場の動揺を抑えた。同年には、遼寧省の都市商業銀行 1 行と山東省の株式制商業銀行 1 行が経営危機に直面していることも明らかになり、公的な救済措置が実施された。いずれのケースにおいても、銀行は破たんを免れ、市場の混乱も一時的かつ限定されたものに止まった。

ただし、人民銀行が四半期ごとに約 4 千の銀行業金融機関に対して行っているリスク査定によると、2019 年第 4 四半期時点では 545 行/社が「高リスク金融機関（8 級～D 級に）」と査定されている（図 8）。とくに農村部の金融機関のリスクが高く、農村商業銀行 178 行、農村信用社 189 行、農村合作銀行 11 行が高リスク金融機関と査定されている⁶。このほか、農村の小規模金融機関である村鎮銀行の中にも一定数の高リスク行があると推測される⁷。今後、経済・金融の不透明感が払拭されない中で、そうした金融機関が危機的な状況に陥る可能性は否定できない。

図 8 人民銀行による銀行業金融機関のリスク査定（19/4Q、対象 4,400 行/社）



注：数字が小さい級ほど内容が良好。人民銀行は 8～D 級を「高リスク金融機関」と定義し、他の監督部門と連携してその経営状況をとくに注視すると説明している。

出所：中国人民銀行金融安定分析小組（2010）

第 4 節 地方財政再建の試み

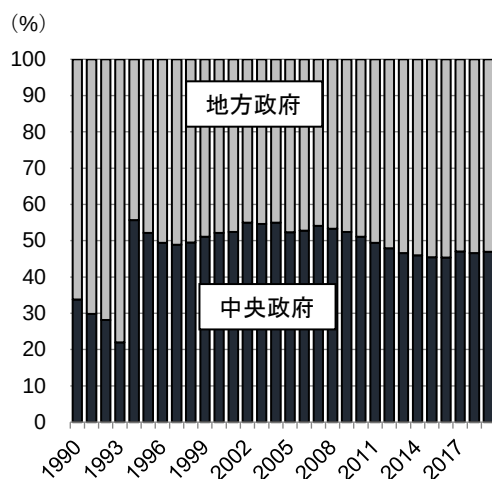
1. 無理があった中央・地方政府間の予算配分

中国の政府部門の債務残高は増加傾向にあるとはいえ、国際的な比較では、その規模が突出しているわけではなく、これまでのところ、総じて持続可能な安全圏内を推移しているとみられている。ただし、同国地方政府の債務の実態は必ずしも明確に把握されていない模様であり、とくに景況悪化が深刻な地方においては税金などが伸び悩み、土地所有権の売却による補填にも限界が生じ、債務返済の重荷が増していることが取り沙汰され、先行きが懸念されている。

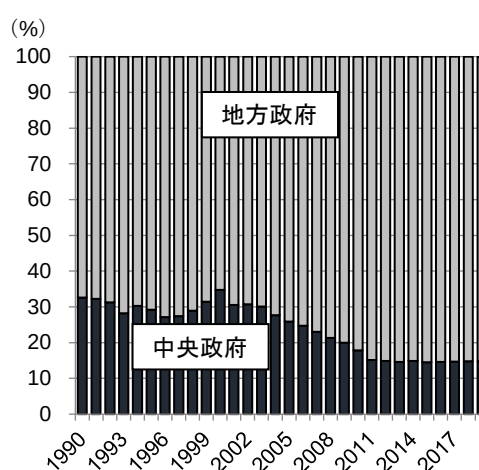
そもそも、中国の財政および金融政策は、1980 年代後半以降はどちらかというと地方政府による建設投資の暴走を抑えることに重点がおかれてきた経緯がある。1994 年の税制改革（「分税制」の導入）では、それまでの地方政府による徴税請負制度を廃止し、中央政府の取り分が大きくなるように税金の配分が決定された。その結果、財政支出予算の 8 割以上が地方政府によって執行されるにもかかわらず、収入の取り分は半々程度（最近では地方政府取り分が若干多くなっている）となっていた（図 9）。

図9 中国財政収支の中央・地方政府間の配分状況

①財政収入



②財政支出



出所：CEIC China Premium Database

2. 予算法改正と地方政府の財源確保

2014年までの予算法の規定では、地方政府が独自に資金調達を行って債務を負うことが禁じられていた。地方政府の財源不足分は、原則として中央政府が補填する仕組みになっていたが、地方政府はそれだけでは不十分と捉えることが多かった模様である。実際に歳出原資不足の問題に直面した地方政府は、合法・非合法様々な手段を動員していた。そうした中で、1990年代後半にはいわゆるITICs（各地に設立された国際信託投資会社と称する外資を含む資金調達を行う金融機関）による債務問題が、2010年代半頃には「地方政府投融资平台」と総称される第3セクター的な組織による債務問題が深刻化する事態が生じた。

党中央及び国务院は、地方政府債務問題の原因を調査し、地方プロジェクトと認定されたインフラ建設については、地方政府自らが資金調達を行うことを認めるべきであると方針を変更した。この変化を受け、2014年に予算法が改正され、翌2015年以降、地方政府が直接担うべきインフラ建設投資に必要な資金を、債券発行によって調達することが認められるようになった。

5年強の取り組みを経て、地方政府投融资平台の債務は少しずつ整理されている模様ながら、地方政府の歳入のあり方に関する抜本的な見直しはさほど進んでいないように窺われる。昨年来の地方経済の落ち込みを受け、地方の末端政府が抱える負担が深刻化している可能性もある。既に、公的年金の原資が不足している省があるといった報道などもあり、今後

の動向が注目される。

なお、2016 年末に国務院が発表した「地方政府債務リスク応急措置案」では、地方政府の債務問題は、原則として省政府レベルで解決すると定められている。中央政府に頼らずに、地方政府が責任をもって地元企業や金融機関を指導し、問題解決を図ることで、地方政府及び地方の国有企業などの間にモラルハザードが蔓延することを避ける狙いがあるのだろう。ただし、問題解決を地方政府任せにせず、問題が深刻化しそうな場合には、地方政府がその事実を隠蔽せずに速やかに中央政府に報告する仕組みを作っておくことも重要であろう。

第 5 節 金融イノベーションの進展と監督のあり方

1. インターネット技術の導入

この 10 年ほどの間の中国における金融面の大きな変化として見逃せない現象として、インターネットを絡ませた新たな金融サービスの急速な普及がある。神宮（2019）は、インターネット金融は、電子商取引（EC）などのインターネット関連会社の金融分野への進出と既存の金融機関の業務のインターネット化（ネットバンキング、ネット証券など）の 2 つの流れで進んでおり、インターネット関連会社と既存金融機関の間では競争もあれば提携もみられると指摘し、決済、融資、資産運用、信用評価、保険などの事例について特徴を整理している。

中国におけるインターネット金融は、EC において利用可能な決済手段（クレジットカード、銀行口座引き落としなど）があまり普及していなかった 2004 年にアリペイと称する第三者決済プラットフォームが立ち上がったあたりから急速に発展した。スマートフォンの普及という追い風の存在も大きかった。また、モバイル決済の広がりには、単に支払いの利便性を向上させただけでなく、様々な個人データを収集・蓄積可能な手段としても注目され、収集したビッグデータを活用した多様なビジネスを生み出している。

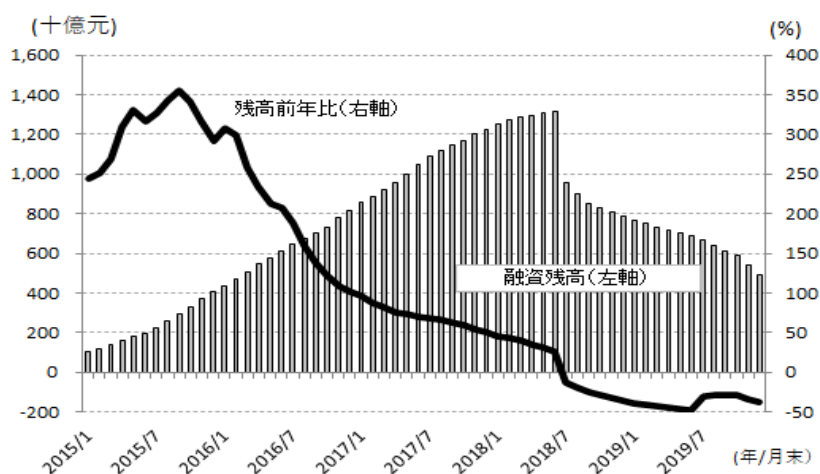
2. P2P の爆発的拡大と消滅

金融イノベーションの監督の難しさを露呈させたのが、2010 年頃から伸び始め、2020 年に市場からの退出を余儀なくされた P2P（peer to peer）プラットフォームであった。これは、インターネット上に開設したプラットフォームで、投資家と資金調達希望者をマッチン

グさせるビジネスで、融資残高は 2018 年 6 月末のピーク時でも 1 兆 3 千億元程度と、人民元貸出残高の 1% 程度に過ぎなかったが、その利便性の高さは資金の出し手・受け手双方に大いに歓迎されていた。とくに銀行からの融資を受けにくい零細企業経営者や農村の個人事業者などにとっては、若干金利が高くても（競争原理が働き、総じて合理的なレートが多いと受け止められていた）、必要な金額を必要な期間だけ、金融機関の店舗に出向いて煩雑な手続きをする時間をかけずに、借りられる点が魅力的だったと、評価されていた。

しかし、P2P プラットフォームの運営ルールやモニタリング体制が整っていなかったために、借り手による資金の持ち逃げを始め、投資家とのトラブルが頻発するようになってしまい、結局、監督当局が整理に乗り出さざるを得なくなった。2018 年下期以降、運営事業者、利用者数ともに減り始め、融資残高も大幅縮小に転じ（図 10）、2020 年 11 月までにプラットフォームは全て閉鎖されている。

図 10 P2P 融資残高と前年比の推移



注：直近値は 2019 年末

出所：CEIC China Premium Database

3. デジタル人民元の実験

2020 年 4 月、人民銀行は国内 5 か所で、デジタル人民元の実証実験を開始した。井上（2020）は、中国が中央銀行による通貨の発行を研究し始めた背景について、①デジタル弱者救済の必要性、②個人情報・取引情報の収集や蓄積に関する主導権回復の必要性、があったと整理している。そして、同行が 2014 年に中央銀行デジタル通貨について研究を立ち

上げると表明したのち、2016年以降は対外的な動きが目立たなくなっていたものの、2019年にデジタル通貨発行に向けた議論が再び加速した要因の一つとして、フェイスブックによる「リブラ構想」の発表を指摘している。

「米国の巨大IT企業によるデジタル通貨が中国市場を席卷する事態を防ぐために、中国政府は自国の技術によるデジタル通貨を迅速に普及させることで、新規参入のハードルを技術面でも、“ネットワーク外部性”の面でも実質的に押し上げておくことに合理性はある。人民銀行によるデジタル通貨の発行は、国内技術の効率的な活用や標準化による利用の促進といった点で有効な手段である」との井上の指摘は興味深い。

4. 金融面での「発言権」の確保

デジタル通貨に限らず、中国政府が新たな金融技術の活用に積極的に取り組む姿勢をアピールしたり、少し古い話になるが、人民銀行の周小川行長（当時）が国際通貨システムの改革に関する小論を公表したり（2009年）、同国政府がアジア地域のインフラ建設の推進に資する既存の国際金融機関の慣行に捉われない AIIB の設立を主導したりするなど、2008年のグローバル金融危機後の中国は、国際金融問題に積極的に関与する姿勢を示すようになっていく。

その根底には、国際金融の場に「後から参加した」者として、先進国に追いつき、既に出上がっていた国際金融市場に参加するために自らを変えるしかなかった苦労の過程を繰り返したくない、といった同国内関係者の間で共有されていた思いがあるように窺われる。これは、中国共産党が掲げる「2つの百年目標」の2つ目の「建国100周年の今世紀中葉までに、富強・民主・文明・調和のとれた社会主義現代化強国の建設を達成する」という目標を叶え、その時期には「総合国力と国際影響力で（世界を）リードする」ことになっているだろう、という19回党大会（2017年）の習近平総書記の報告に織り込まれた願いでもあるのだろう。

第6節 まとめ

中国の銀行を中心とした金融システムは、この20年ほどの間に大きな成長を遂げ、近年は国際的な存在感も急速に増している。その一方で、高度経済成長の陰にかくれていた金融リスクが、一部で深刻な問題として表れつつあり、政府による対処が注目されている。モラ

ルハザードの蔓延を警戒する中央政府は、まずは当事者による問題解決を望み、次の段階としては省政府の責任による解決を求めているように窺われる。現在の中国政府の財政余力に鑑みれば、個別金融機関のリスクを最終的に政府支援によって解決することは可能であろう。ただし、その場合は、国内金融機関全体にリスクが伝播するシステミックリスクの発生を防ぐために、適切な手順による対応が求められる。

この間、金融システムの発展が非常に速いため、国内では法律や監督体制の整備が追いついていない面がある。また、中国の経済成長に脅威を感じている諸外国からは、同国が既存のルールを軽視している、あるいは同国に都合の良いルール作りを試みているといった批判の声が上がることもある。同国の金融と財政の役割分担の実態が分かりにくいために、同国経済のかかなりの部分が政府の支配・支援下にある、国際的な市場競争の場を歪めているとの批判もある。目下のところ、中国政府が金融リスクの抑え込みに注力しているために、金融の市場化に向けた改革の進展は遅れているようにみえることもある。

しかし、金融制度改革の歩みは止まってはいない。2017年、国務院金融安定発展委員会という副総理をトップに置く省庁横断的な組織が設置されたのを機に（事務局は人民銀行）、金融行政と監督のあり方を見直す動きがみられている。また、現在、中央銀行法と商業銀行法の改正作業が進められ、インターネット金融など新たな金融業務をカバーする法律・条令も次々と制定されている。さらに、同国内の一部地域では、金融に絡む問題を専門的に扱う裁判所を開設する計画があるとの報道もある。

こうした動きは、往々にして「行政権限を強化し、市場メカニズムの導入を遅らせることになる」とみられがちであるが、様々な金融リスクが顕現化しつつある現状に鑑みれば、まずは足元を固めるという政府当局のスタンスは合理的であると評価できる。市場ルールを破る行動については、行政的な処分に対処するだけでなく、公正な裁判を経て処罰する制度を整えることも重要であろう。

金融分野への市場メカニズムのさらなる導入については、例えば、貸出金利の市場化に向けた動きが一步一步進展している。2021年の中国の経済政策目標の中には、安定を原則としつつも、為替レートメカニズムの改革や資本取引規制の緩和なども含まれており、その具体的な進展に注目したい。

2010年代のフィンテックの発展が示すように、新しい金融サービスの発展は、新たな発想から生まれるものである。この面では、民間の活力を存分に発揮させることが効果的であろう。実際、資金決済や少額融資に関して、既存の金融機関が気づかなかった、あるいは気

に留めなかった「小さな不便」の解決手法を、必ずしも金融事業者ではなかった起業家が新しい技術の導入で編み出し、そのサービスが瞬く間に消費者の間に広がった。こうした事象について、金融当局が最初から十分な注意を払って監督を行うことは決して容易ではないだろう。そうであるならば、様々な場で、新しいサービスの提供者、消費者代表、金融当局などが意見交換を重ね、社会に歓迎される安定的かつ効率的な金融サービス体系を構築することが望ましいのではないか。

市場の設計や監督のあり方について、仮に、中国政府や金融関係者の意図が同国内で十分に理解されていなかったり、国外で批判的に受け止められていたりするようなことがあるならば、同国政府はその状況を放置すべきではない。中国政府には改革の方向性や具体的政策変更の進め方などについて、国内外に向けた発信をより一層強化することが求められている。進行中の事件について、政府当局が具体的な説明をすることに難しい面があるとしても、金融に市場メカニズムの導入を進める政府サイドの意欲が後退していると受け止められることは、国民の改革への支持を鈍らせ、将来の発展に大きな影を落としかねない。近年、国务院の各部門は記者説明会の場を増やし、その模様をウェブサイトで公表しているが、こうした努力は政策に対する国内外の理解を得るうえで極めて有効だと思われる。

中国や諸外国が好むと好まざるにかかわらず、同国の金融パワーが非常に大きくなっていることは事実である。中国には国際協調の枠組みに積極的に参加し続け、国内事情を丁寧に説明すること、そして先進諸国には先入観に捉われず、中国を始めとする新興経済諸国・地域の実情を理解し、対話を重ねていくことが求められている。中国政府は、豊富な外貨準備やフィンテックを始めとする技術革新の実績をベースに、グローバルな金融活動に関する新たなルール作りなどにおいて「発言権」を確保していくことを目指しているように見受けられるが、従来の慣行との摩擦をいかにコントロールしていくか、工夫が求められそうである。その工夫は、単にうわべを整えるテクニカルなものではなく、中国の金融セクターの発展が世界の金融・経済の発展に資するものであることを、具体的にイメージさせられるようなものであることが望ましい。

21世紀に入り、グローバル経済のガバナンスのあり方については、関与すべき国や組織、団体・個人が広がっており、従来とは異なるアプローチによる検討・対応が求められている。経済の血管である金融のガバナンスについても、先入観に捉われず、忌憚のない、かつ建設的な意見交換に基づく問題解決に向けた動きが進展することを期待したい。

参考文献

- ・ 井上哲也（2020）『デジタル円』日経 BP/日本経済新聞出版本部
- ・ 国家外貨管理局（2020）「国家外貨管理局 2019 年報」
- ・ 朱寧（2017）森山文那生訳『中国バブルはなぜつぶれないのか』日本経済新聞出版社
- ・ 神宮健（2019）「モバイル決済・インターネット金融の普及」小原篤次・神宮健・伊藤博・門闌編著『中国の金融経済を学ぶ』ミネルヴァ書房
- ・ 関根栄一（2009）「中国の社債発行制度改革－中国版 MTN の登場－」『季刊中国資本市場研究』
- ・ 中国人民銀行金融安定分析小組（2020）『中国金融安定報告 2020』中国金融出版社

¹ 交通銀行は 4 大専業銀行（1994 年以降、国有商業銀行）による寡占状態だった銀行市場を多様化させることを目的として、1987 年以降に新設ないし再建された株式制商業銀行の一つ。同行は、財政部が主要株主（2002 年当時の出資比率約 30%）であったため、2003 年にスタートした制度改革では国有商業銀行として扱われることになった。

² 関根（2009）

³ 上海および深セン証券取引所に上場されている人民元建て株式。当初は、中国の国内投資家のみが売買できる株式であったが、2002 年に適格外国機関投資家制度が導入され、その後、段階的に国外投資家に対する市場参入規制が緩和されている。

⁴ 国家外貨管理局（2020）

⁵ BIS 統計によると、2020 年 6 月末時点の中国の非金融部門債務残高（債務率を計算する場合の分子）の前年比伸び率は 13.3%。一方、同時期までの 1 年間の名目 GDP（同分母。後方 4 四半期移動合計値 <2019 年第 3 四半期から 2020 年第 2 四半期までの四半期 GDP の合計値>）の前年比伸び率は 3.5%に過ぎなかった。

⁶ 中国人民銀行金融安定分析小組（2020）

⁷ 人民銀行の報告によれば、1,630 の村鎮銀行は 2～10 級に分類されているが、全体の 89%は 4～7 級に収まっているとのこと。つまり、残り 11%の 179 行は、2～3 級ないし 8～10 級に分類されていることになる。

第6章 中国のグローバルガバナンス政策と国家免除制度に関する 立法検討

中国蘭州大学准教授、
法学博士 柴裕紅

はじめに

新型コロナウイルス後に中国は、どのような対外経済政策を採るのか。中国企業の対外進出を推進するだけでなく、外国企業の中国国内への誘致に関しても多くの外国政府、とりわけ先進国と同様の基準を形成していく必要がある。外国企業が PPP や BOT 方式により中国政府関係事業単位との共同事業を行うことも多くなっている。このような方式による外国企業の対中投資が増え、この投資に関わって紛争が生じ、外国企業が中国政府の民商事責任を国際投資紛争として申し立てられた場合にどのように解決されることになるのかは、日本企業をはじめとして多くの外国企業にとっての関心事である。この問題は、中国のグローバルガバナンス形成における諸外国からの信頼度にも影響する問題である。このとき、投資紛争に関わる国家免除という問題がネックになる。

中国では、国家免除に関する法律制度が完備しているかどうか。これに関する国際紛争に直面したときに参照できる法律があるかどうかなどの問題を考える必要がある。本稿では、中国の国家免除制度の現状を確認したうえで、中国の国家免除制度に対する立法の見通しを提示することによって国家免除の進展を整理する。

第1節 国家免除制度に関する基礎理論

国際民事訴訟において、相手方当事者が外国国家・機関である場合に、国家免除制度といわれる特殊な問題がある。国家免除制度とは、裁判権の行使が主権の行使の一態様であるところ、ある国家や国家に準ずる法人・自然人（例えば、地方自治体、外交官、軍人等）に対して、他国が裁判権を行使し、または強制執行することは国際法上認められず、主権国家は他国の裁判権に服することがないことをいう。国家の免除制度は 2 つあり、一つは司法管轄の免除（裁判権免除）であり、もう一つは強制執行の免除である。前者は一般的には国家を被告にしてはならないことを指し、外国の裁判所でその国を起訴してはならないというものである。後者は、一国の裁判所が他国の所有財産に対して、保全措置や強制執行措置を

とらないことをいう。現在、このルールは世界の多くの国で承認されているが、国によって立法や司法における運用に大きな違いがある。国家免除の原則は、絶対免除主義と制限免除主義に分けられる。

絶対免除主義とは、一国が明示的に免除を放棄しない限り、その国の行為や財産は他の国の裁判所の管轄と執行から無条件に除外されることである。絶対免除理論のもとでは、一国の主権を最大限に保護することが、グローバル化の中での自国の経済安全を促進することに役立つ。絶対免責主義は他国の主権と権威を尊重するが、一部の国では国家免除を不法行為の傘とみなし、国家主権の不可侵を名目に実際に不法な投資や貿易活動を行う口実になっている。また、国際関係は平等互惠を前提としており、絶対免除主義を守らない他国の政策に対して絶対免除主義を固守すると、自国が外国で不利益をこうむることになる。

20 世紀に入って、国家の活動範囲が拡大し、ある国の政府系機関が他国に投資し、海外事業展開を行うことなどが活発となっており、一方で民間企業が外国に投資し、当該国の政府系機関と商事関係取引をすることも増えているところ、国家の主権的行為とそれ以外の業務管理的行為や私法的行為、商業行為のような非主権的行為を区別し、後者については、裁判権の免除を認めないとする制限免除主義が採用されるのが一般的になってきている。制限免除主義は数十年の発展を経て、今では多くの国で認められている。その原因を追究すると、制限免除主義は主権至上と平等原則の理念に一致している。

第 2 節 中国国家免除制度における立法現状

1930 年代以降、特に 1949 年から中国は、ソ連と同様の絶対免除主義を堅持してきた。しかし、1978 年の改革開放以来、とりわけ中国が WTO に加盟してからは、世界との経済交流を促進し、世界諸国との良好な関係を維持し、非国家の取引先が利益を保障されない不確実な状態にならないようにするために、制限免除主義の検討が進められるようになった。中国は絶対免除主義を原則とする立場を有する一方で、具体的な問題についても柔軟に対応する余地があることを示している。現在、中国は「国家免除法」を制定しておらず、国家免除に関する規定も分散している。具体的には、以下の 4 つである。

第一に、(1)中国民事訴訟法第 261 条の「外交上の特権と免除を有する外国人、外国組織または国際組織が提起した民事訴訟は、中華人民共和国の関連法律および中華人民共和国が締結または参加している国際条約の規定に従って処理しなければならない」という規定

である。第二に、(2)免除制度の中で特に問題がある場合に限って、特別に作られた法律である。「外国中央銀行財産免除法」は、香港返還後の外国中央銀行財産に対する司法免除権の享有の空白を埋めるために制定された。第三に、(3)特殊な対象に対して国務院が専門的に制定する条例である。例えば、1986 年「中華人民共和國外交特権及び免除条例」及び 1990 年「中華人民共和國領事特権及び免除条例」がある。第四に、(4)中国が署名した関連国際条約である。2005 年に署名した「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」は、中国が制限免除の論理を受け入れていることを明確に示している。

要するに、中国では、国家の免責に対する立法態度は絶対免責の原則を有しているが、絶対免責主義から制限免責主義への移行が進んでいる。しかし、なお以下に叙述する問題が存在する。

第 3 節 中国の国家免除制度の欠陥

中国の国家免除制度における欠陥として、以下の 3 点が指摘できる。

第一に、(1)国家免除制度に対する実態が不明であることである。これまで、中国は原則的に絶対的な免責を堅持することを明確に表明してきたが、2005 年に署名した「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」は、制限免除主義を認めている。中国は従来の絶対免除主義を主張するのか、それとも制限免除主義に切り替えるのか。国家が関連法律を制定するまで、これはすべて未確定状態にある。このため、多くの外国投資家は中国を投資先として選択する際、依然として疑問を抱いており、中国が良好な投資環境を形成する上で有利ではない。国家免除制度に対する態度を明確にし、より安定的なビジネス環境を整える必要がある。第二に、(2)国家免除問題に関する具体的な法律の根拠が不足している。中国の国家免除問題に関する規則が明確で集中的な法律規定が欠けている。そのため、これらの問題を処理する際には、国際条約の原則的な規定を適用するあるいは司法手続ではなく外交を通じて問題を解決しなければならない。第三に、(3)中国の海外投資家の保護に不利である。中国は今すでに世界第 2 位の対外投資国である。その中には民間企業が外国国家と直接契約を締結するケースも少なくない。中国国民の利益を保護することは国家の当然の責任である。外国政府が平等な商事主体として中国の民間企業と貿易を行うときには、中国の司法機関は法に依拠して中国の企業の合法的利益を保護することができべきであり、この場合、外国政府をビジネス主体として司法管轄（裁判管轄）を主張する。

以上のような国家免除制度の欠陥があるところ認識するとき、当該制度をどのように改

善するのが適当であるか。以下、この点について検討する。

第4節 中国の国家免除制度に関する対策

第一に、(1)「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」及び外国の立法経験を参考にして、「国家免除法」を制定することである。中国の国家免除制度に対する態度は明確にしなければならない。すなわち、過去の絶対免除主義から制限免除主義に転換する。例えば、原告が外国政府を被告として中国の人民法院に提起した訴訟では、中国の人民法院は、外国政府を被告とするすべての事件の受理を拒否するのではなく、「国家免除法」に基づいて当該事件を受理するかどうかを明確的に決定すべきである。

第二に、(2)中国が2005年に署名した「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」はまだ全人代常務委員会で審議・批准されていない。その理由は、中国と貿易関係がある少くない国が絶対免除主義の立場をとっているからである。このような国際情勢があるにしても、中国は「国家免除法」の制定を停止すべきではない。伝統的な西側諸国の立法モデルに対して、より厳格な「国家免除法」を制定することで、国家免除の例外範囲を厳格に制限して、上記の国との従来の経済貿易活動に影響しないよう保証すればよい。たとえば、絶対免除主義を厳格に採用している国家に対しては、中国は相互主義に立って絶対免除主義を採用することを「国家免除法」の中に明示することができる。このようにして、中国は従来からの経済貿易活動が影響を受けないことを保証する状況の下で、「国及び国の財産の裁判権の免除に関する国際連合条約」の内容を国内法に転化することができる。

第三に、(3)中国の核心的な利益を保護し、外国の裁判所による中国の財産に対する恣意的な判断(強制執行)を防ぐために「国家免除法」に相互主義の原則を明記することである。外国の司法機関が中国の主権を無視して、中国の国家的行為を恣意的に裁く場合には、中国は「国家免除法」に規定された対等な報復措置を取らなければならない。

第四に、(4)「国家免除法」の立法プロセスを加速させることである。アメリカの一部の人民と政府当局者が新型コロナウイルスを口実にアメリカの裁判所に提起した訴訟に直面して、中国が外交ルートを通じて抗議するだけでは、このような主権を踏みにじる行為に断固として反対する態度を表明するには不十分であり、米国側に可能な対抗措置を示すことも困難である。

まとめ

いずれにせよ、制限免除主義は多くの国で広く受け入れられている。中国の司法実践の 20 年近くを見ると、中国の実務にはすでに制限免除主義が受け入れられている。中国企業が絶えず世界に進出し、世界諸国との商業取引が増加するにつれて、中国は徐々に国家免除制度に対する態度を明確にする必要がある。絶対免除主義から厳格な制限免除主義に転換する必要がある。新型コロナウイルスが蔓延する中で、米国の裁判所が米国の「外国主権免除法」に基づいて受理した中国政府を被告とする一連の事件を前に、中国もこれを契機として自国の「国家免除法」を制定することによって国家の根本的な利益を守る必要がある。

参考文献

- ・ 周鯁生著『国際法』商務印書館（2018）。
- ・ 全国人大常務会法制工作委员会民法室編著『『中華人民共和國民事訴訟法』 釈解と適用』 人民法院出版社（2012）。
- ・ 本間靖規ほか『国際民事手続法』有斐閣（2012）。

第7章 中国の定年退職年齢引き上げ問題の背景と課題

ジャーナリスト 高田智之

中国は少子高齢化が進み、生産年齢人口（生産活動の中心にいる人口層）が減少する一方で、平均寿命、健康寿命（健康上、日常生活が制限されることなく生活できる期間）が延びている。それに伴い、高齢者の労働の促進や高齢者自身の収入、政府の財源の確保が検討され始めた。こうした中、生産年齢人口の減少を補うための一方策として、長年の懸案だった定年退職年齢の引き上げ（定年延長）について、2020年11月公表の第14次5か年計画（21～25年）の提案で、同計画期間中に「漸進的」（段階的）に行うと明記され、実施される可能性が出てきた。中国政府の発表や同国研究者の論文、中国メディアの報道などを通して、定年退職年齢の引き上げ問題の背景と課題を探った。

第1節 背景

1. 総人口、生産年齢人口の減少

19年末の総人口は14億5万人（前年比467万人増加）、出生人口は1,465万人（同58万人減少）だった¹。中国のシンクタンク、恒大研究院の予測によると、中国の人口は第14次5か年計画（21～25年）期に減少に転じ、50年ごろに急速に縮小し始める。生産年齢人口の多さが成長に有利に働く「人口ボーナス期」は終わり、経済の潜在成長率は下がっていく。生産年齢人口の比率は10年にピークに達しており、50年は19年と比べ23%減少すると予測する。中国は1979年以降、人口抑制のための「一人っ子政策」を実施してきたが、2016年、これを廃止し、全ての夫婦に第2子出産を認めた。しかし、期待されたベビーブームは起きなかった。

一方、人力資源・社会保障部労働科学研究所の陳雲・副主任は16年12月、韓国での第14回北東アジア労働フォーラムで発表した論文「中国における高齢化の状況と就業問題」で、「直近30年を見ると、中国では16～59歳の生産年齢人口が増加を続け、11年には9億1,800万人と史上最高に達した。その割合は68.5%であった。しかし、出生率の低下と高齢化の進展により、12年に初めてマイナス成長に転じ、生産年齢人口は前年比で300万人あまり減った。予測によると、中国の生産年齢人口は今後徐々に減少のスピードを上げ

る」と指摘した。最新の統計²によると、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 1980 年の 5 億 8,621 万人から 2013 年の 10 億 557 万人に増加した後、下降線をたどり、19 年には 9 億 8,983 万人に減少した。シミュレーション結果では、「生産年齢人口」から「非労働人口」を差し引いた 19 年以降の労働力供給規模は縮小傾向が続き、同年の 7 億 7,839 万人から 25 年の 7 億 3,905 万人、35 年の 6 億 6,620 万人、50 年の 5 億 1,328 万人へと減少するという。ただし、中国では 60 歳定年制をとっているため、実際の生産年齢人口は 59 歳までで計算した方がより実態に合うと言えるだろう。

2. 中国の人口高齢化の趨勢

19 年末、60 歳以上の高齢者人口は 2 億 5,400 万人になり、総人口の 18.1%を占めた。65 歳以上の高齢者人口は 1 億 7,600 万人で、総人口の 12.6%³。恒大研究院は 20 年 10 月に公表した報告書で「米日韓の高齢者人口の比率が（中国同様に）12.6%に達した時の国民一人当たりの GDP は 2 万 4,000 ドル以上だが、中国はわずか 1 万ドルだ」と述べ、中国は「未富先老」（豊かになる前に老いる）現象が顕著だと指摘した。『中国発展報告 2020』（報告）によると、中国は 2000 年に 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）が 7%に達し、「高齢化社会」に入ってから以降、高齢化は引き続き進展しており、22 年ごろには、高齢化率は 14%を占めるようになり、「高齢社会」が実現する見通しだ。この間にかかる歳月はわずか 22 年となる。最も早く高齢社会入りしたフランスとスウェーデンはそれぞれ 115 年、85 年かかった。米国、ドイツ、英国はそれぞれ、65 年、45 年、45 年だ⁴。中国の高齢化のスピードがいかに速いかが分かる。ちなみに、日本は 1970 年に「高齢化社会」入りし、1995 年に「高齢社会」となった。報告は 2020 年の中国の 65 歳以上の高齢者は約 1 億 8,000 万人で、総人口の約 13%と推定。25 年の第 14 次 5 か年計画終了時点で、65 歳以上人口は 2 億 1,000 万を超え、総人口の約 15%を占めると予測した。さらに、35 年と 50 年時点で、65 歳以上人口はそれぞれ約 3 億 1,000 万、3 億 8,000 万となり、総人口に占める割合はそれぞれ 22.3%、27.9%に増加。60 歳以上を高齢者とする、中国の高齢者人口はさらに増え、50 年時点で 5 億に近づくという。こう予測した上で、報告は「第 14 次 5 か年計画期はわが国が人口高齢化に対応する最も重要な“空白期間”になり、定年退職年齢の段階的調整の実施案を提言し、60 歳以上定年の全面実施に向け、しっかり準備することになる」と述べた。

3. 平均寿命、健康寿命

国営通信、新華社が19年9月5日、国家統計局の報告として伝えたところによると、平均寿命は1949年35歳、1957年57歳、1981年68歳、2018年77歳と徐々に延びている。19年の平均寿命は77.3歳になった⁵。新華社はまた、健康寿命について、16年に米国（68.5歳）を抜いて68.7歳になったと、『世界保健統計2018』の統計を引用した。ちなみに、日本の16年の健康寿命は74.8歳で、シンガポールに次いで2位⁶。

第2節 中国の定年制度の歴史的沿革⁷

1. 定年制度導入期（1950～1958年）

『退職人員処理方法に関する通知』、『中華人民共和国労働保険条例』、『国家機関職員退職処理暫定措置』などの法規により、初歩的に確立され今日に至っている。すなわち、男性従業員の定年は60歳、女性は50歳、女性幹部は55歳と定められ、年金は勤続年数で確定され、月1回の支給方式。

2. 停滞期（1966～1978年）

文化大革命の混乱により、定年制度は崩壊。

3. 再建期（1978～）

1978年、国務院（内閣）が「労働者の退職に関する暫定措置」を公布、文化大革命期間に崩壊した定年制度を修復、新たに調整した。

1991年、年金制度について『統一的企業職工基本養老保険制度確立に関する決定』を公布。養老保険は国、企業、個人などのルートにより納めると規定した。

第3節 中国定年制度の問題点

1. 低い法定定年年齢

平均定年年齢は55歳未満で、多くの国が65歳、67歳であることを考えると、中国は世界でも定年が最も早い国の一つ⁸。

2. 男女定年年齢の不一致

女性は男性と比べて定年が早い。近年、「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)の問題として取り上げられるようになった。2006年2月8日、河南省平頂山市湛河区裁判所で男女別定年退職制度に対する初めての判決が出た。周香華(女性)事件と言われるもので、退職通知を受けた銀行に勤務する周香華(原告)が「退職年齢に男女で差をつけるのは、男女平等を定めた憲法に違反する」と労働争議仲裁委員会に仲裁を求めたが、決着がつかず、湛河区裁判所に民事訴訟を起し、裁判所は最終判決を出し、原告の訴えを退けた⁹。しかし、能力も意欲もあるのに女性というだけで、職場から早めに退場を余儀なくされるのはおかしいという声が上がっており、これを支持する動きも表面化した。09年4月2日、全国婦女連合会主席の陳至立は北京で、北京市が全国に率先して、女性の幹部と知識人について、男性と同年齢での定年退職を実施するよう呼び掛けた¹⁰

15年3月1日から、党政府機関関係の事務所に所属する女性幹部と女性専門技術者を対象に、定年が55歳から60歳に引き上げられた¹¹。大学の研究職も対象となった。本人の希望により、従来通り55歳の退職も可能とされた。一般に中国では女性の平均寿命は男性より数歳長い上、先進技術の導入で体力を要する仕事は減り、女性の就業に有利な環境が整いつつある。

3. 弾力性に欠ける制度

現在、定年は一律処理される。高齢者の貴重な人的資源の十分な活用のためにも、従業員個々の能力、健康、事情などを考慮して、従業員自身に定年時期を選べる機会を与えるべきだとの声が高まっている。

第4節 定年延長のプラス面とマイナス面¹²

1. プラス面

- (1) **年金支給圧力の軽減**：年金保険料を納める年数を増やし、年金の財源増につなげる。
- (2) **若者の扶養負担の軽減**：高齢者の就業を促進し、高齢者の生活安定に資することで実現する。
- (3) **企業によっては、高齢者の人的資源の再配置が可能になる**：経験、能力ともに円熟期にさ

しかかったところに、定年を迎えるのは貴重な人的資源を無駄にすることになる。特にハイテク関連分野の人材の経済建設に果たす役割は計り知れない。定年延長により、十分活用されていない有能な高齢者の状況を改善できる。

- (4) **医療・労災面などでの保障の充実**：医療や労災面などで制度的な担保が可能になる。

2. マイナス面

- (1) **若者の就職問題がさらに厳しくなる可能性**：定年延長が制度化されれば、若者の就職の機会を奪い、労働力の新陳代謝を遅らせることになり、若年層の失業者が増え、社会の不安定要因にもなりかねない。
- (2) **肉体労働従事者は不満か**：体力の消耗の激しい肉体労働従事者から言えば、規定通り、もしくは早期退職し、年金をもらい、少しでも早く体の状態をケアし、悠々自適の暮らしをしたいという声も。（一方、企業の指導層や医師、教員らいわゆる知識階級にとっては、現役時代は待遇面で恵まれているだけに、定年延長は自分たちの利益と願望に合致する）これらの人々にとって、定年延長への不満は仕事への意欲にも影響し、生産効率に影響しかねない。
- (3) **企業発展の妨げになる可能性**：製造業など業種によっては、若い労働力を取り込むことで、新しい活力を注ぎ込み、イノベーションによる発展を目指したい。そうした企業は生産効率に影響し、徐々に競争力を低下させかねない。現在、中国の就職市場、特に高収入が得られる一部の職種では40代で定年退職になるケースや、35歳以上を排除するかなりの多くの職場も現われている¹³。
- また、企業は年金保険料を納める年限が延び、その分、企業の経済負担が増え、企業の高効率の発展に不利との見方もある。

第5節 弾力的定年制の実施で、退職政策を整備¹⁴

中国冶金地質総局の曲衛春氏は定年制度改革の方向性について、次のような試論を展開している。

1. 弾力的定年制の実施

従業員は基本的には国家統一規定の法定退職年齢に基づき、退職する。学歴や業種、労働の程度、能力などの要素の影響を考慮せず、すべて一律に扱っている。しかし、弾力的定年制は、自由意志をルールとすることを前提に、さまざまな職業の特徴に基づき、それぞれ異

なる定年制を実施する。例えば、頭脳労働従事者の場合、仕事内容は肉体的健康に与える影響は比較的小さく、実際状況に基づき、定年を延長してもよく、引き続き国家に貢献してもらうことは可能だ。高級技術者、医師、教員などの知識階級では、定年延長を歓迎する声が多いと言われる。しかし、体力を使う労働者の場合は、肉体的健康への影響は比較的大きく、適度に定年を早めてもよく、心身をリラックスさせ、身体状況を改善することが可能だ。肉体労働従事者からは定年延長に不満の声も出ている。仕事の能力が高く、健康に優れていれば、適度に定年を延長してよい。弾力的な定年制では、従業員と雇用者側は実際状況に基づいて、従業員が退職する必要があるかどうか、あるいは退職の時期を決定することができる。現在、多くの調査研究により、法定定年の延長は一定期間、就職市場に衝撃を与え、就職圧力の増加を招く恐れがあることが指摘されている。しかし、弾力的定年制の実施により、実際状況に応じて、選択的にいくつかの職場、いくつかの従業員の定年延長の時期を遅らせれば、若者にも依然、多くの就職の機会があるとの見方もある。また、中国は広く、各地方の平均寿命の差は大きい。法定定年の確定と平均寿命を互いに連結させる必要があるという。

2. 高齢者の人的資源の開発・利用

高齢者の人的資源開発を促進し、高齢者が安心して働けるようにする。高齢者自身は生産効率を上げるため、豊富なキャリアを抛り所にする一方、新技術を学び、仕事への積極性を高め、絶えず仕事の中での変化に適応できるように、自身の能力を高める必要がある。またベテランの高齢労働者の経験伝授と現場での指導も重要だ。若い労働者がよりうまく仕事に適応でき、企業全体の成績目標の実現にプラスになるからだ。

弾力的定年制を実施すると同時に、国や企業としても高齢者向け教育事業の発展を推進し、高齢者に対して教育研修を実施し、新しい科学知識・技術を身につけさせ、変化に富む社会環境に適応できるように導く。

3. 養老保険基金（年金）制度の整備

中国の公的年金制度は、①都市で働く企業就労者（都市戸籍・農村戸籍）・自営業者および公務員、外郭団体職員が加入（強制）する「都市職工年金」、②都市戸籍の非就労者および農村住民が加入（任意）する「都市・農村住民年金」、から成る¹⁵。定年延長により、制度の持続性の他に、国の年金積立に貢献し、国家の財政支出の圧力を小さくし、余裕の生まれ

た資金を社会保障分野に使えば、高齢者の福祉水準引き上げに資することにもなる。中国政府は 20 年の年金皆保険を目指し、同年までの加入率の目標を 90%としている¹⁶。しかし、年金制度に関する問題は、保険料がきちんと納付されていない、年金基金が全国で統合されていないなど、さまざまな問題を抱えている。都市への出稼ぎ農民や郷鎮（農村）企業の従業員などに対しては、養老保険への加入を促している。彼らは都市戸籍の非就労者とともに、公的年金は任意加入となっている。19 年末、出稼ぎ農民や農村企業従業員、都市戸籍の非就労者が加入している「都市・農村住民年金」の加入者数は公的年金加入者全体の 55%を占めた。その結果、公的年金加入率は 83%に達し、20 年 12 月に開催された中央経済工作会议は年金皆保険を基本的に実現したと宣言した。ちなみに、加入者数は 9 億 6,800 万人で、うち都市職工年金 4 億 3,500 万人、都市・農村住民年金 5 億 3,300 万人¹⁷。

第 6 節 公的機関から一歩づつ

長年にわたって、定年年齢の引き上げが議論されてきた背景には、上述したような賛否両論があったことが分かる。しかし、このままでは生産年齢人口が下降線をたどるばかりで、出生率を上げることもままならない中、労働力を補う一つの方法として、定年年齢の引き上げに踏み切らざるを得なくなった。中国の研究者の論文では「弾力的に実施すべきだ」との表現が一般的で、第 14 次 5 か年計画では、主に「漸進的に行う」との表現を使っている。都市と農村といった地域性、省によって異なる平均寿命など、定年制度を取り巻く環境はさまざまだ。「弾力的」、「漸進的」という表現に扱いの複雑さが表れている。従って、全国一斉に行うことは難しく、地域、職場などの異なる状況を勘案しながら、社会的な影響ができるだけ小さそうな公的機関から実績を重ねつつ段階的に対象を拡大する方針と考えられる¹⁸。

「男女定年年齢の不一致」の項で挙げた 15 年の「党政府機関関係の事務所に所属する女性幹部と女性専門技術者を対象にした 55 歳から 60 歳への定年年齢の引き上げ」の例がその第一歩とみられる。ちなみに、これは同年の年明けに発表された公務員の年金制度の改革を受けた措置でもある。制度改正前は公務員の保険料に個人負担はなく、全額税金負担で、受給する年金は会社員の約 2 倍とされ、国民の不満の矛先が向けられていた。改革は給付の構造を都市の会社員を対象とした制度と統合する一方、改正前の需給レベルを一定程度保つ措置として、「職域年金」を新たに設けた¹⁹。

第7節 高齢者の経済活動参加率

高齢者層は現在でも経済活動参加率が比較的高い。かなり多くの高齢者が労働市場から退いていない²⁰。国際労働機関（ILO）のデータからもそれは分かる。18年の60～64歳の経済活動参加率は49.70%に上り、表1と図1で示したように65歳以上の経済活動参加率は21.10%だった。中国の高齢者は定年退職後はどちらかというと働くよりも老後を楽しむ人が主流と言われてきた。しかし、一人っ子世代の夫婦は4人の老親を経済的に支えるだけでなく、老親の精神的満足や孤立感の解消を図らなければならず、扶養負担も重くなっている。こうした環境の変化もあり、生活の安定、生きがいを求めて働く高齢者が増えてきたことを、このデータは示しているのではないか。日本の24.7%と大差がない。中国の高齢者の労働供給は主に①報酬が得られる社会的な労働への直接従事、②直接的な経済収入はない家庭内労働への従事、と二つに分かれる²¹。家庭内労働には信頼できるデータがないとされる。表1、図1のデータは①を示している。

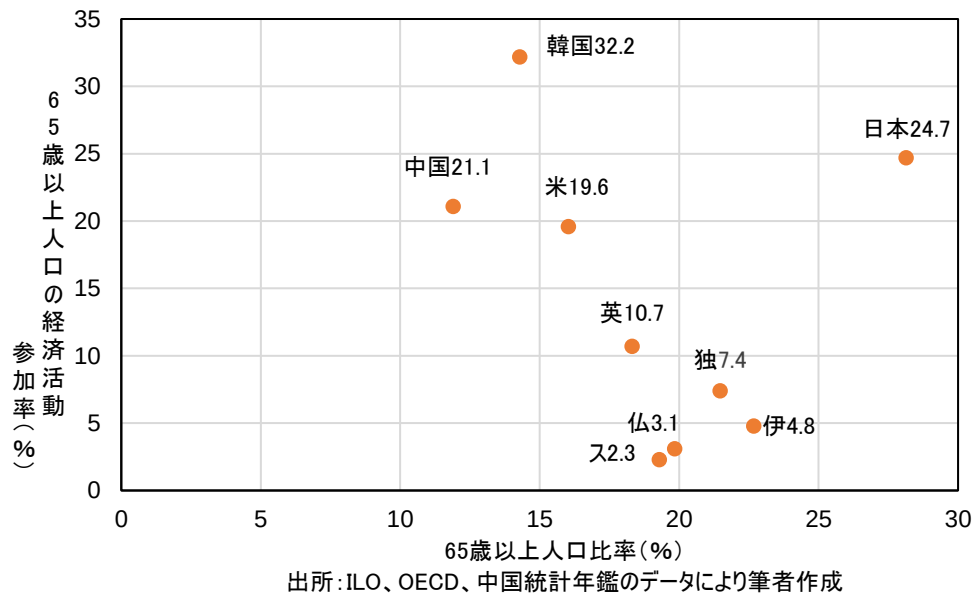
07年時点の調査によると、高齢者の就業ルートは主に親戚や友人に頼る縁故が中心で、国が設置した正式な組織（職業紹介所や高齢者組織）は高齢者の再就職にあまり役立っていないとの報告もある²²。その意味でも、「高齢者の人的資源の合理的開発・利用」で指摘したように、定年延長制度の確立を機に、国や企業による教育研修の実施、新しい科学知識・技術の習得など高齢者向け教育事業の推進が求められている。

表1 65歳以上人口比率と経済活動人口比率（2018）

（％）		
国名	65歳以上人口比率	経済活動人口比率
韓国	14.29	32.2
日本	28.14	24.7
中国	11.90	21.1
米国	16.03	19.6
英国	18.31	10.7
ドイツ	21.47	7.4
イタリア	22.68	4.8
フランス	19.84	3.1
スペイン	19.29	2.3

出所：ILO、OECD、中国統計年鑑のデータにより筆者作成

図1 65歳以上人口比率と経済活動人口比率(2018)



第8節 求められるきめ細かな対策と新たな問題

生産年齢人口が減少する中、定年年齢の引き上げによる高齢者の活用だけで、労働力供給不足を補うには限界があることは疑いない。対応策として、①出産抑制策の撤廃²³、②技術開発に力を入れ、技術集約型産業を発展させる²⁴、③少子化が年金に及ぼす影響については、東北など一部地域では、従来の制度は破綻に直面している。こうした地域を「実験地」として、政策の立て直しを模索する²⁵—などが考えられている。①について、国務院発展研究センター公共管理・人力資源研究所の李建偉所長は出産手当、育児休暇の延長、税の優遇など多方面の政策措置をとり、「産めよ増やせよ」の出産奨励へ政策転換すべきだと主張する²⁶。これに対して、吉林大学東北亜研究院の王彦軍准教授は低出生率は単なる人口政策の結果ではなく、工業化、都市化、教育、女性の社会進出などさまざまな要因が総合的に作用した結果であるとして、先進国でも出生率を上げることに成功した国はほとんどないと悲観的だ²⁷。20年12月2日付の人民日報系の環球時報（英語）は、中国の出生率が警戒ラインを越えたとの李紀恒・民生部長の発言を受け、人口統計学者が回復の見込みはほとんどなく、出産抑制策の即時撤廃を呼び掛けていると伝えた。出産の規制の全廃は時間の問題になったことがうかがえるが、出生率の回復は難しそうだ。②については第4次産業革命のチャ

ンスを捉え、製造業のグレードアップを図ることと李建偉所長も提案している²⁸。③については、ニッセイ基礎研究所保険研究部の片山ゆき准主任研究員がレポート「中国の年金制度について（2017）」の中で、年金受給者1名を現役の加入者何名で支えているかを示す年金扶養率について、15年の全国平均は2.87人だが、同年の財政収支が赤字になった遼寧、吉林、黒龍江の東北三省は、受給者1名をそれぞれ1.78人、1.53人、1.37人で支えていると報告している。これらの地域は在職労働者に対して、従来の国有企業から定年退職した年金受給対象者が多く、支出圧力が大きいためだ²⁹。

国家統計局人口・就業統計司の張毅司長は20年1月19日、19年末の16～59歳の生産年齢人口を8億9,640万人（前年同期比89万人減）、総人口の64%、就業人口7億7,000万人と発表した³⁰。その上で、中国は人口大国として労働力資源は依然豊富だと不安払拭に努めながらも、「教育に大いに力を入れ、労働者の技能・知識水準を高め、“人口ボーナス”を“人材ボーナス”へと転換する必要がある」と述べた。労働力の減少をカバーするには、教育・訓練、技術進歩を通して、生産性を向上させることが重要だというわけだ。筆者としては、あくまでも若年層を中心とした生産年齢人口の増加を図ることが前提だと考えるが、それと並行して進める技術開発を通じた生産性の向上は切実な問題と言える。しかし、日本の現状を見るに、その過程で生じる「合理化」によってあぶれる恐れのある高齢者を含む労働力をどこでどう吸収するのかといった新たな問題を危惧する。

定年年齢引き上げについては、①若い労働力の取り込みを妨げない、②定年年齢を上げた場合、企業の負担増を招かない高齢者の収入水準と社会保障のバランスをどうとるかなど、企業や国にはきめ細かい政策が求められる。

参考文献

- ・ 片山ゆき「中国の年金制度について（2017）」『ニッセイ基礎研レポート』、ニッセイ基礎研究所、2017年6月19日
- ・ 加藤康二「公的年金の備えは万全か」『ジェトロセンサー2016年11月号』、ジェトロ、2016年11月
- ・ 松井直之「男女別定年退職年齢問題にみる中華人民共和国憲法の最高法規性の特質一周香華事件判決を踏まえて」『季刊中国』115号、季刊中国刊行委員会（編）、2013年
- ・ 澤田ゆかり「定年退職年齢の男女差と年金をめぐる言説」『近きに在りて』58号、汲古書院、2010年11月

-
- 1 2020 年 1 月、中国国家统计局発表。
 - 2 李建偉「在深化改革中系統解決企業招工難与大学生就業難」『中国經濟時報』、2020 年 7 月 9 日。
 - 3 2020 年 1 月、中国国家统计局発表。
 - 4 陳雲「中国における高齢化の状況と就業問題」『海外労働情報 17-02』、労働政策研究・研修機構(JILPT)、2017 年、<https://www.jil.go.jp/foreign/report/2017/17-02.html>、2021 年 1 月 2 日アクセス。
 - 5 『2019 年我国卫生健康事業發展統計公報』国家卫生健康委、<http://www.nhc.gov.cn/guihuaxxs/s10748/202006/ebfe31f24cc145b198dd730603ec4442.shtml>、2021 年 1 月 3 日アクセス。
 - 6 「世界の健康寿命 2016 年」『健康長寿ネット』公益財団法人長寿科学振興財団、<https://www.tyoyu.or.jp/net/kenkou-tyoju/tyoyu-shakai/sekai-kenkojumyo.html>、2021 年 1 月 3 日アクセス。
 - 7 曲衛春「試論中国退休制度的改革方向」『山東工会論壇第 23 卷第 6 期』、2017 年 12 月参照。
 - 8 「中共中央關於制定國民經濟和社会發展第十四個五年企画和二〇三五年遠景目標的建議」新華社、2020 年 11 月 3 日。
 - 9 「周香華訴中国建設銀行平頂山市分行強制女性職員 55 歲退休性別歧視案」『憲法学』<http://cc.scu.edu.cn/G2S/Template/View.aspx?courseId=1464&topMenuId=143569&action=view&type=&name=&menuType=1&curfolid=143883>、2020 年 11 月 1 日アクセス。
 - 10 「全国婦聯主席呼吁北京率先实行男女同齡退休」『人民網』、2009 年 4 月 2 日、<http://news.sina.com.cn/c/2009-04-02/202317537035.shtml>、2020 年 11 月 1 日アクセス。
 - 11 「關於機關事業單位県処級女幹部和具有高級職稱的女性專業技術人員退休年齡問題的通知」湖南省人民政府ホームページ <http://zwfw-new.hunan.gov.cn/hnvirtualhall/zcwj/detail.jsp?xh=O-wfZDbyQwy-qa-vild8lA>、2020 年 11 月 1 日アクセス。
 - 12 曲衛春「試論中国退休制度的改革方向」『山東工会論壇第 23 卷第 6 期』、2017 年 12 月参照。
 - 13 「已板上釘釘的延遲退休，意味着甚麼？」『新華網』、2020 年 12 月 10 日
https://sa.sogou.com/sgsearch/sgs_tc_news.php?req=TXcrrvJY3KB02sbyj3Y5fmiz23gqgdAs3RxQZnqKMYMY=&user_type=1 2020 年 11 月 1 日アクセス。
 - 14 曲衛春「試論中国退休制度的改革方向」『山東工会論壇第 23 卷第 6 期』、2017 年 12 月参照。
 - 15 片山ゆき「中国の年金制度について (2017)」『ニッセイ基礎研レポート』、ニッセイ基礎研究所、2017 年 6 月 19 日。
 - 16 同上
 - 17 「2020 年中央經濟工作會議對養老金市場影響点評」『新浪財經』、2020 年 12 月 22 日、http://stock.finance.sina.com.cn/stock/go.php/vReport_Show/kind/search/rptid/661976605815/index.phtml、2020 年 12 月 31 日アクセス。
 - 18 加藤康二「公的年金の備えは万全か」『ジェトロセンサー』、ジェトロ、2016 年 11 月。
 - 19 片山ゆき「中国の年金制度について (2017)」『ニッセイ基礎研レポート』、ニッセイ基礎研究所、2017 年 6 月 19 日など参照。
 - 20 陳雲「中国における高齢化の状況と就業問題」『海外労働情報』、労働政策研究・研修機構、2017 年、<https://www.jil.go.jp/foreign/report/2017/17-02.html>、2021 年 1 月 2 日アクセス。
 - 21 同上
 - 22 劉家強「高齢化加速下の中国における高齢者の人的資源開発」『資料シリーズ No.33 活力ある高齢化社会の構築』、労働政策研究・研修機構(JILPT)、2008 年 2 月、<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2008/033.html>、2021 年 1 月 2 日アクセス。
 - 23 李建偉「在深化改革中系統解決企業招工難与大学生就業難」『中国經濟時報』、2020 年 7 月 9 日。

-
- ²⁴ 王彦軍「中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響」『ERINA REPORT PLUS No.150』、2019 年 10 月。
- ²⁵ 同上
- ²⁶ 李建偉「在深化改革中系統解決企業招工難与大学生就業難」『中国経済時報』、2020 年 7 月 9 日。
- ²⁷ 王彦軍「中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響」『ERINA REPORT PLUS No.150』、2019 年 10 月。
- ²⁸ 李建偉「在深化改革中系統解決企業招工難与大学生就業難」『中国経済時報』、2020 年 7 月 9 日。
- ²⁹ 王彦軍「中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響」『ERINA REPORT PLUS No.150』、2019 年 10 月。
- ³⁰ 張毅 「人口総量増速放緩 城鎮化水平継続提升」『中国经济網』、2020-年 1 月 19 日、http://www.stats.gov.cn/tjsj/sjjd/202001/t20200119_1723861.html、2021 年 1 月 4 日アクセス。

〔禁無断転載〕

グローバルガバナンスにおける中国の戦略とその影響力
～2020年の中国経済政策及び今後の展望

令和2年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

発行日 2021年2月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL：(03) 5148-2601 FAX：(03) 5148-2677

Home Page：<http://www.iti.or.jp>

